

令和 7 年度障害者総合支援事業費補助金（障害者総合福祉推進事業）

共生社会に関する基本理念等の普及啓発 に関する調査研究

報 告 書

令和 8 年 3 月

一般社団法人北海道総合研究調査会（HIT）

目 次

事業要旨.....	1
第 1 部 調査研究の概要.....	7
第 1 章 調査研究の背景・目的.....	8
第 2 章 本事業に関する障害福祉分野の動向.....	9
1. 障害者基本法.....	9
2. 障害者総合支援法.....	9
3. 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン.....	9
4. 障害者差別解消法.....	10
5. 旧優生保護法.....	10
6. 障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画.....	10
第 3 章 調査研究の実施内容.....	12
1. 調査研究の全体像.....	12
2. 検討体制.....	13
3. 成果の公表方法.....	15
第 2 部 共生社会の実現に向けた普及啓発のあり方.....	17
第 1 章 共生社会フォーラムの概要.....	18
1. 共生社会フォーラムの開催経緯と目的.....	18
2. 共生社会フォーラムの構造.....	18
3. 「福祉支援語り部研修」の内容.....	20
4. 共生社会フォーラムの開催実績.....	21
5. 共生社会フォーラムの主な成果と課題.....	21
第 2 章 調査結果.....	23
I 文献調査.....	23
1. 調査概要.....	23
2. 調査結果.....	23
II 共生社会フォーラムの趣旨を踏まえた普及啓発・人材育成に関する調査.....	27
1. 都道府県・政令市を対象としたアンケート調査（都道府県等調査）.....	27
2. ヒアリング調査による取組事例.....	34
3. 都道府県等調査のまとめ.....	46
III 「福祉支援語り部研修」受講経験者の活動状況に関する調査.....	48
1. 「福祉支援語り部研修」受講経験者を対象としたアンケート調査（語り部調査）.....	48
2. ヒアリング調査による取組事例.....	62
3. 語り部調査のまとめ.....	70

第3章 調査結果や議論を踏まえた課題整理	73
第4章 共生社会フォーラムの発展に向けたあり方.....	75
1. 共生フォーラムの目的、意義	75
2. 共生社会フォーラムの普及に向けた方策	75
第3部 障害者の結婚・出産・子育て等の意識啓発の方法.....	79
第1章 本テーマの概要	80
1. 目的	80
2. 調査研究の進め方	80
3. 先行調査研究の経緯	80
第2章 ヒアリング調査	83
1. 概要	83
2. ヒアリング調査結果概要	84
第3章 試行研修	90
1. 概要	90
2. 実施概要	90
3. 実施内容	92
4. 研修参加者アンケート・ヒアリング結果.....	99
第4章 まとめ	106
1. 試行研修のプログラムについて	106
2. 障害者の結婚・出産・子育てに関する意識啓発について	107
3. 普及啓発の方法について	108

■ 資料編

- 【第2部】・資料1 都道府県調査 趣旨説明資料
- ・資料2 都道府県調査 アンケート調査票
- ・資料3 語り部調査 アンケート調査票
- 【第3部】・資料4 支援者アンケート
- ・資料5 参加者アンケート
- ・資料6 家族アンケート

事業要旨

1. 本調査研究の目的

本調査研究の目的は大きく二つある。

第一に、津久井やまゆり園事件から10年を迎えることを踏まえ、事件を風化させることなく、社会全体に対して共生社会の実現に向けた取組を一層推進していく観点から、平成30年度から厚生労働省が実施する共生社会フォーラムの研修受講者ならびに地方公共団体における普及啓発の取組状況を把握し、より効果的な普及啓発のあり方をとりまとめることを目的としている。

第二に、旧優生保護法をめぐる最高裁判決や政府の「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」を踏まえ、障害者の結婚・出産・子育てを含む希望する生活の実現に向けて、障害者が自分自身の希望を考え自己決定できるようにするとともに、その実現に向けて家族や支援者が意思決定支援や障害福祉サービス等の適切な支援を行えるよう、既存の周知素材を活用した意識啓発の方法を整理することを目的としている。

2. 本調査研究の実施内容

- ・本報告書は、第1部「調査研究の概要」、第2部「共生社会の実現に向けた普及啓発のあり方」、第3部「障害者の結婚・出産・子育て等の意識啓発の方法」の3部構成としている。
- ・本調査研究は、①「共生社会の実現に向けた普及啓発のあり方の検討」と、②「障害者の結婚・出産・子育て等に関する意識啓発の方法の検討」の二つのテーマについて、それぞれワーキンググループを設けて実施した。
- ・①「共生社会の実現に向けた普及啓発のあり方の検討」では、共生社会フォーラムの取組を踏まえつつ、都道府県・政令市における普及啓発および人材育成の実施状況を把握するとともに、「福祉支援語り部研修」受講経験者の活動実態を把握した。具体的には、文献調査、自治体アンケート調査、自治体ヒアリング調査、語り部受講経験者アンケート調査、語り部実践者ヒアリング調査を実施した。
- ・②「障害者の結婚・出産・子育て等に関する意識啓発の方法の検討」では、先行的に障害者の結婚・出産・子育て等の支援を行っている社会福祉法人等へのヒアリング調査を実施するとともに、過年度事業で作成されたハンドブック、支援の手引き、取組事例集等の既存素材を活用し、知的障害者、家族、支援者を対象とした意識啓発研修を試行することにより、今後の意識啓発の方法を検討した。
- ・これら二つのテーマについて、各ワーキンググループでとりまとめた調査結果や検討内容を有識者会議において共有・議論し、最終的に報告書としてとりまとめた。

3. 第2部 共生社会の実現に向けた普及啓発のあり方

(1) 調査結果の概要

① 共生社会フォーラムの概要

<研修の体系>

- ・ 現行のプログラムは、大きく「一般プログラム」と「専門プログラム」で構成されている。「一般プログラム」は、一般参加者を含むフォーラム参加者全員が受講する導入パートであり、「専門プログラム」は、福祉関係者を対象とする「福祉職向け研修」と、企業等を対象とする「企業向け研修」から構成されている。
- ・ 「福祉支援語り部研修」（中堅の福祉職を対象）は、共生社会の基本理念等を学び、自らの実践につなげ、さらに職場や地域社会に向けて普及啓発していく人材を「福祉の語り部」として養成することを目的とするものであり、共生社会フォーラムの中核を成す研修である。研修は、参加者との対話のプロセスを通して、価値の序列化を伴う思い込みや偏見、自身の内なる差別意識に気づき、共生社会の根幹にある福祉の思想に立ち返ることを重視しており、時間をかけて段階的に学びを深める緻密なカリキュラムにより実施されている。

<共生社会フォーラムの成果と課題>

- ・ 平成30年度から令和6年度末時点における共生社会フォーラムの参加者は、合計約2,400人に達している（一般参加者1,561人、福祉支援の語り部養成研修589人、学生・新任者研修204人、企業向け研修52人）。
- ・ 今後は、研修の企画・運営方法、実施体制等のノウハウを生かして、都道府県等の地域が主体となって継続的に実施できる体制の構築が課題となっている。
- ・ また、フォーラム参加者は福祉分野の施設・事業関係者が中心であり、一般市民、企業関係者、教育機関関係者・学生への広がりが課題となっている。

② 文献調査

- ・ 国や自治体における共生社会フォーラムと類似する取組として、福祉職に対する価値観や倫理観の醸成を目的とした研修8事例と、障害福祉分野以外の分野と連携して実施されている普及啓発の取組14事例に関する情報を収集した。

③ 共生社会フォーラムの趣旨を踏まえた普及啓発・人材育成に関する調査

- ・ 共生社会フォーラムの趣旨と類似する普及啓発および人材育成の取組状況や、同フォーラムの趣旨に対する認知状況等を把握するため、都道府県・政令市の計67自治体の障害福祉部局や民生主管部局などを対象にアンケート調査を実施した。回収件数は27件（25自治体）である。
- ・ 多くの自治体において、障害者差別の解消や障害理解の促進を目的とした普及啓発の取組が行われている。一方で、優生思想の根絶をテーマとした普及啓発に取り組む自治体はほとんどみられなかった。
- ・ 福祉職を対象とした人材育成の取組状況については、共生社会フォーラムのように、福祉の根本にある思想や価値を問い直し、自らの支援観や実践を見つめ直すことを重視した研修を実施する自治体は少ない。

- ・共生社会フォーラムについては、開催協力や参加に関与した自治体は少なく、認知度は必ずしも高くない状況である。
- ・アンケート結果等を踏まえ、共生社会の実現に向けた普及啓発の取組として、鳥取県の「あいサポート運動」、宮崎県の「障がい者差別を理解する研修会」、神奈川県「ともに生きる社会かながわ憲章」に基づく取組の 3 事例、また、福祉職に対する人材育成の取組として、滋賀県の「滋賀の福祉人研修」の 1 事例を対象に、ヒアリング調査を実施した。
- ・ヒアリングからは、共生社会フォーラムの地域での展開に向けて、それぞれ異なる示唆が得られた。鳥取県からは、県民運動としての広がりや継続性を持たせるためには、地域に根づいた仕組みと参加しやすい枠組みが重要であること。神奈川県と宮崎県からは、多様な主体を巻き込みながら社会に広げていくための工夫が重要であること。滋賀県からは、研修の中に、福祉の価値や理念を見つめ直す学びをどう位置づけるかが重要であること、また、そうした研修を継続するには相応の体制が必要であること等である。

④「福祉支援語り部研修」受講経験者の活動状況に関する調査

- ・共生社会フォーラムにおける「福祉支援語り部研修」の目的は、第一に「共生社会の基本理念等を学び、自らの実践につなげる」こと、第二に「さらに職場や地域社会に向けて普及啓発していく人材を養成する」ことである。
- ・本調査研究では、平成 30 年度から実施している「福祉支援語り部研修」受講者 589 名のうち、フォーラム事務局がメールアドレスを把握している 545 名に対して、アンケート調査を実施した。回収件数は 45 件である。
- ・研修参加後に語り部として活動した経験がある者は 16 名（35.6%）、活動経験がない者は 29 名（64.4%）であった。活動した場としては「職場内の研修等」が最も多く、語り部としての実践は、まず自らの職場内での共有や日々の実践として現れている。
- ・アンケート調査から、語り部研修の第一の目的については、ほとんどの回答者が、受講によって福祉の理念の理解と内省（振り返りや共感）のプロセスを体験し、確かな充足感・達成感を得ていると思われる。第二の目的については、「語り部としての活動の有無」によって、回答に大きな差があった。語り部としての活動の実践者は、語り部としての自信や意欲を高め、研修で得た学びを、地域での啓発活動や障害理解の推進に活かすことができていると読み取ることができる。
- ・また、語り部活動の実践者 3 名を対象に実施したヒアリングからは、共生社会フォーラムでの学びを、それぞれの実践分野や法人内研修、地域活動などに落とし込みながら展開している状況を確認できた。
- ・以上を踏まえると、「語り部」とは、共生社会フォーラムでの学びを踏まえ、それぞれの現場における実践を通じて、職場の仲間や地域の関係者に影響を広げていく人材として位置づけることができる。
- ・一方で、語り部として活動していない主な理由としては、「どのように活動すればよいかわからない」「活動する機会がない」「時間的な制約がある」などが挙げられ、活動の場や機会の提供、

継続的なフォローアップ研修、語り部同士のネットワークづくり等による環境整備の必要性が示された。

（２）まとめ

①共生社会フォーラムを取り巻く課題整理

- ・第一に、現行の共生社会フォーラムは、津久井やまゆり園事件の記憶の継承と共生社会の理念の普及啓発を担うとともに、福祉職等が優生思想や差別・偏見の問題に向き合い、「共生社会とは何か」「福祉とは何か」を学び、実践につなげることを目的として実施されてきた。しかし、事件の風化や福祉現場を取り巻く環境の変化などを踏まえると、フォーラム全体として何を中核に据え、誰を主たる対象とし、どのような変化を目指す取組であるのかを改めて整理する必要がある。
- ・第二に、「福祉支援語り部研修」は、受講者が内面や支援観を振り返り、受講後に職場や地域で実践を重ねる中で理解が深まる性格を有していることから、その意義や内容、語り部に期待される役割や活動範囲が外部から分かりにくい。そのため、研修の趣旨や語り部の役割を整理・周知するとともに、研修後の活動状況や成果の把握・共有、活動しやすい環境や機会の整備を進める必要がある。
- ・第三に、共生社会フォーラムを国事業のみで全国に網羅的に展開することには限界があるため、今後は都道府県等の地域が主体となって継続的に実施できる枠組みへ移行していくことが重要である。一方で、地域展開に当たっては、フォーラムの認知度の低さ、企画・運営ノウハウの不足、講師・ファシリテーター等の人材確保や財源確保の難しさ、既存施策との整合などの課題がある。そのため、既存の研修や普及啓発の取組、地域自立支援協議会等の枠組みと接続しながら、認知度向上を図るとともに、既存事業の中にフォーラムの要素を取り入れることも含め、多様な形態での展開を検討する必要がある。

②共生社会フォーラムの発展に向けたあり方

- ・共生社会フォーラムは、共生社会の理念の普及啓発にとどまらず、福祉職等が自らの価値観や支援観を見つめ直し、対話を通じて実践の変化につなげる点に大きな意義があり、今後も国において継続的に実施するとともに、その意義や成果を地域と共有しながら裾野を広げていくことが望ましい。
- ・共生社会フォーラムから得られる学びには、基調講演・映像視聴・表現活動等を通じて広く普及啓発する「入口としての学び」と、少人数での対話や内省を通じて自らの価値観を見つめ直す「深い学び」の両面がある。フォーラムの目的と対象を改めて整理した上で、現行の２日間の研修を国が継続する「フル版プログラム」と、自治体や地域自立支援協議会、社会福祉法人、障害福祉サービス事業所、事業者団体、当事者団体、企業、教育機関などが地域の実情に応じて実施しやすい「普及版プログラム」に整理し、多様な主体が既存の研修や事業と接続しながら活用できるようにすることが望ましい。

- ・語り部については、対外的な講師活動に限らず、日々の実践を通じて職場や地域に影響を広げていく人材として位置づけ、活動しやすい環境づくり、実践事例や成果を共有する仕組み、認知度向上のための工夫を進めることが重要である。
- ・都道府県等との連携を強化し、自治体や関係機関に対してフォーラムの趣旨や成果の周知を進めるとともに、既存の研修機会や普及啓発事業の中にフォーラムの要素を取り入れやすくする方策を講じていく必要がある。

4. 第3部 障害者の結婚・出産・子育て等の意識啓発の方法

(1) 調査結果の概要

①ヒアリング調査

- ・障害者の結婚・出産・子育て等に関する意識啓発の方法を整理するため、先行的に支援の実践や意識啓発に取り組んでいる2つの社会福祉法人を対象にヒアリング調査を実施した。
- ・ヒアリング結果から、障害者の結婚・出産・子育てに関する意識啓発を進める前提として、1)正確な情報に基づき、当事者の意思決定とそのプロセスに寄り添う家族、支援者（専門職・ピアサポーター）がいること、2)日常生活において利用できる包括的なサービスや支援が提供される体制があること、3)地域の多様な主体が共生社会の理念を理解し、その実現に向けた取組に参加する機運を醸成されることの重要性を再確認した。

②試行研修

- ・障害者の結婚・出産・子育て等に関する意識啓発を図るための具体的な方法を検討するため、既存のハンドブック等の周知素材を活用した研修会を試行し、参加による意識の変化や、研修の組み立て、実施方法、改善点等を整理した。
- ・研修は、支援者を対象とした「講師研修」と、知的障害者・家族・支援者を対象とした「試行研修」を各1回、対面形式で実施した。
- ・講師研修には、支援者6名が参加し、支援者が性に関する学習の講師を担えるよう、性教育の基本的な考え方と実際の学習方法を学ぶことを目的に講義と演習を実施した。
- ・試行研修には、知的障害者6名、家族5名、支援者6名が参加し、加えて開催地域周辺自治体の障害福祉担当者3名がオブザーバーとして参加し、共通プログラムの演習の後、本人向け（Aグループ）と家族向け（Bグループ）に分かれて実施した。
- ・本人向けには、自身の希望について考えるきっかけとなるよう、性に関する学習と、結婚・出産・子育てについて知ることを目的とし、性に関する講義、当事者の経験談、意見交換を行った。家族向けには、本人の自己決定を支える視点から、結婚・出産・子育ての実現例や支援等を知ることが目的とし、国による情報提供、当事者の経験談、支援者の実践報告、意見交換等を組み合わせることで、結婚・出産・子育てを暮らし方の選択肢として捉える視点や、本人の希望と意思決定支援の重要性について学ぶ構成とした。
- ・また、オブザーバー参加した自治体職員へのヒアリングでは、試行研修に対する評価は概ね肯定的であり、特に当事者談が印象に残ったこと、意思決定支援の一つとして位置づけていくことへの示唆、現実的な支援やサービス情報の整理の必要性などが挙げられた。

(2) まとめ

①試行研修のプログラムについて

- ・研修における参加者への配慮事項として、参加者のエンパワーメントの観点から、年齢構成等も含め受講者のジェンダーバランスを考慮する必要がある。
- ・当事者からの講演を本人のみならず家族向けのプログラムにも加えたことで、本人、家族、オブザーバー参加の自治体職員から高い評価を得た。当事者談は研修の素材として非常に有効かつ希少であり、動画資料として活用していくことも考えられる。
- ・支援者自身が無意識にある固定観念に気づき、「多様性」の理解や受容について再認識する機会として、事前の講師研修は非常に重要である。

②障害者の結婚・出産・子育てに関する意識啓発について

- ・性は人権であり、包括的性教育は幼少期から高齢期まで生涯にわたって大切であり、一回の説明で概念を十分に伝えることは難しく、継続的な研修の実施が必要である。
- ・講師研修は、「多様性とは、マジョリティがマイノリティのことを認める」といった感覚から「自分も多様性の中にいるのだ」という感覚に意識的に切り替えることが出発点であり、核心部分と言える。研修の技術的ノウハウというより、人材としてのファシリテーターをどう養成するのが極めて重要となる。
- ・講師・ファシリテーターを養成するにあたっては、既にノウハウのある法人や大学等の研究機関との提携により、長期的な視点で取り組むことが重要であり、また、法人や事業所がサポートの展開で困った時に相談でき、また研修を受講することができる拠点を設置することによって、福祉現場における日々の実践との連動を一層促進することが可能になると考えられる。

③普及啓発の方法について

- ・意識啓発のための学習機会の確保の観点から、自立支援協議会を活用し、部会の活動として母子保健の協力を得ながら性に関するテーマを研修に盛り込んでいくこと等が考えられる。
- ・先行調査研究において、障害福祉と母子保健・子育て支援施策の連携体制の構築の重要性が指摘されたところである。令和9年度に向けた障害福祉計画および障害児福祉計画に係る基本指針を踏まえ、市町村の計画策定において、「障害福祉や母子保健、児童福祉の関係機関における各施策の連携」について協議会等で議論されるよう、周知が徹底されることを期待したい。
- ・事前の講師研修を含む試行研修の一連のプログラムは、本人や家族の意識啓発のための周知素材を現場に落とし込んでいく具体的な手順を試行するだけでなく、最も重要な役割を担う支援者の価値基準、規範意識を振り返り見直していくプロセスの試行でもあった。
- ・研修を受講したことによって、あらたに湧き起こってくる当事者自身の暮らしについての悩みや課題を受け止め、さらに次の研修に生かしていく循環的な仕組みづくりが求められる。今後の展開に当たっては、法人・事業所や当事者団体の自己研鑽も含めた支援と研修が一体となった取組が有効であり、期待されるところである。

第 1 部 調査研究の概要

第1章 調査研究の背景・目的

厚生労働省では、平成 28 年に発生した津久井やまゆり園事件を受け、障害者の尊厳の保障と共生社会の実現に向けた取組の一環として、平成 30 年度から「共生社会等に関する基本理念等普及啓発事業」（以下、「共生社会フォーラム」という。）を全国各地で実施している。共生社会フォーラムでは、障害者基本法等に規定されている共生社会の基本理念等について普及啓発を図るとともに、障害福祉分野をはじめとする福祉職などが福祉の根源的な思想等について改めて学び、日々の実践につなげていくことを目的としている。

令和 8 年には津久井やまゆり園事件の発生から 10 年を迎えることから、本事件を風化させることなく、社会全体に対して共生社会の実現に向けた取組を一層推進していくことが重要である。このため、本調査研究では、共生社会フォーラムの研修受講者ならびに地方公共団体における共生社会の実現に向けた普及啓発の取組状況を把握し、より効果的な普及啓発を図るためのあり方を取りまとめることを目的とする。

他方、政府は、障害者に対する強制不妊手術を合法とした旧優生保護法（昭和 23 年制定・平成 8 年廃止）に基づく国家賠償請求訴訟について、令和 6 年 7 月 3 日に最高裁判決が示されたことを受け、同年 7 月 26 日に内閣総理大臣を本部長とする「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」を設置した。同推進本部が令和 6 年 12 月 27 日にとりまとめた「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」においては、4 つの「取り組むべき事項」の一つに、「障害のある人の結婚、出産、子育てを含めた希望する生活の実現に向けた取組の推進」が掲げられている。

これを踏まえ、本調査研究では、障害者が自分自身の希望を考え、自己決定できるようにするとともに、その実現に向けて家族や支援者が、意思決定支援や障害福祉サービス等の適切な支援を実施できるよう、既存の周知素材を活用した意識啓発を図るための方法について整理する。

第2章 本事業に関する障害福祉分野の動向

1. 障害者基本法

障害者基本法は、昭和45年に「心身障害者対策基本法」として制定され、平成5年に「障害者基本法」へと改正された。その後、障害者の権利を実現するための措置等について規定された国際条約である「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」（平成18年）の批准に向けた国内法の整備の一環として平成23年にも改正が行われた。

平成23年の改正では、「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」という理念のもと、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を目的として障害者施策の基本原則を定めた。

また、障害者の定義の見直しも行われ、障害者が制限を受ける原因は心身の機能だけでなく、社会的障壁との関係で生じるという「社会モデル」の考え方も明記された。さらに、国と地方公共団体に対しては、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者等への相談業務、権利利益の保護等のための施策や制度が適切に行われ、広く利用されることを求めている。

2. 障害者総合支援法

平成24年に「障害者自立支援法」から改正された「障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）」は、障害者および障害児が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的としている。

本法は「障害者基本法」の改正に合わせ、基本理念として「共生社会の実現」や「社会的障壁の除去」が掲げられており、「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保される」ことを規定している。また、指定障害福祉サービス事業者や相談支援事業者に対して、障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者等の意思決定の支援に配慮することを求めている。

3. 障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン

「障害者基本法」「障害者総合支援法」において障害者等の意思決定の支援への配慮が規定されたことを受け、国は障害者の意思決定支援のあり方についての検討を始め、平成29年に「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を公表した。

本ガイドラインは、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセスや留意点を取りまとめたものである。これらを指定障害福祉サービス事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有し、活用することを通じて、障害者の意思を尊重した質の高いサービスの提供に資することを目的としている。

4. 障害者差別解消法

「障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）」は、「障害者基本法」の理念に基づき、障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としており、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」の批准に向けた国内法の整備の一環として平成 25 年に制定された。

同法では、行政機関や民間事業者に対して、障害を理由とした不当な差別的取扱いを禁止している。また、障害者から社会的障壁の除去を必要とする旨の意思表示があった場合、過重な負担にならない範囲で必要な調整を行う「合理的配慮の提供」を求めている。当初、合理的配慮は行政機関には義務、事業者には努力義務とされていたが、令和 3 年の改正（令和 6 年 4 月施行）により、事業者に対しても義務化された。

5. 旧優生保護法

旧優生保護法（昭和 23 年制定）は、「不良な子孫の出生を防止する」という優生思想に基づき、特定の疾病や障害を有する者に対し、本人の同意を要しない強制不妊手術などを合法化していた。平成 8 年に優生思想に基づく規定が削除され、「母体保護法」へと改正・施行されたことで、旧法による規定は撤廃された。

平成 30 年には、旧優生保護法に基づき強制不妊手術を強いられた被害者による国家賠償請求訴訟が初めて提起され、これを機に全国各地で同様の訴訟が相次いだ。こうした動きを受け、平成 31 年には、旧優生保護法に基づき優生手術等を受けた被害者本人に対し、一律 320 万円を支給する「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」（一時金支給法）が制定されたが、同法は被害者の苦痛を慰謝するものであり、国に損害賠償責任があることを前提とするものではなかった。

その後、令和 6 年 7 月 3 日の最高裁判所大法廷判決において、旧優生保護法の規定を憲法違反とした上で、国の損害賠償責任が認められた。これを踏まえ、同年 10 月には、国会及び政府が長年にわたる不法行為責任を認めて謝罪するとともに、一時金支給法の全部改正により、「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」（補償金支給法）が成立し、令和 7 年 1 月 17 日に施行された。この法律では、旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた本人に 1500 万円、その配偶者又は遺族に 500 万円の補償金を支給するほか、優生手術等を受けた本人に対しては 320 万円、人工妊娠中絶を受けた本人に対しては 200 万円の一時金を支給することとされている。

6. 障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画

政府は、旧優生保護法に基づく最高裁判決が示されたことを受け、令和 6 年 7 月 26 日に「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」を設置し、「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた行動計画」（令和 6 年 12 月 27 日）をとりまとめた。

本行動計画は優生保護法被害全国原告団を含め障害当事者、当事者団体等からの意見聴取を重ねて検討を進め、障害のある人に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向け政府全体で取り

組むべき事項を取りまとめており、取り組むべき事項の1つとして「障害のある人の結婚、出産、子育てを含めた希望する生活の実現に向けた取組の推進」を掲げている。

結婚、出産、子育てを含め、障害のある人がどのような暮らしを送るかは、本人の意思決定への支援に配慮しつつ、その希望の実現に向けた支援の推進が必要であるとしている。また、障害の有無にかかわらず、妊娠、出産、子育てには周囲の支援が必要であるが、特に生きづらさを抱える障害者に対しては、一人ひとりの希望に応じた相談体制を構築し、社会全体で支援していくことが必要としている。具体的な取組としては、障害のある人の子育てに関する周知、地方公共団体における障害福祉部局と母子保健・子育て部局が連携した支援体制の構築、適切な意思決定支援と必要な障害福祉サービス等が提供される体制の整備などが示されている。

第3章 調査研究の実施内容

1. 調査研究の全体像

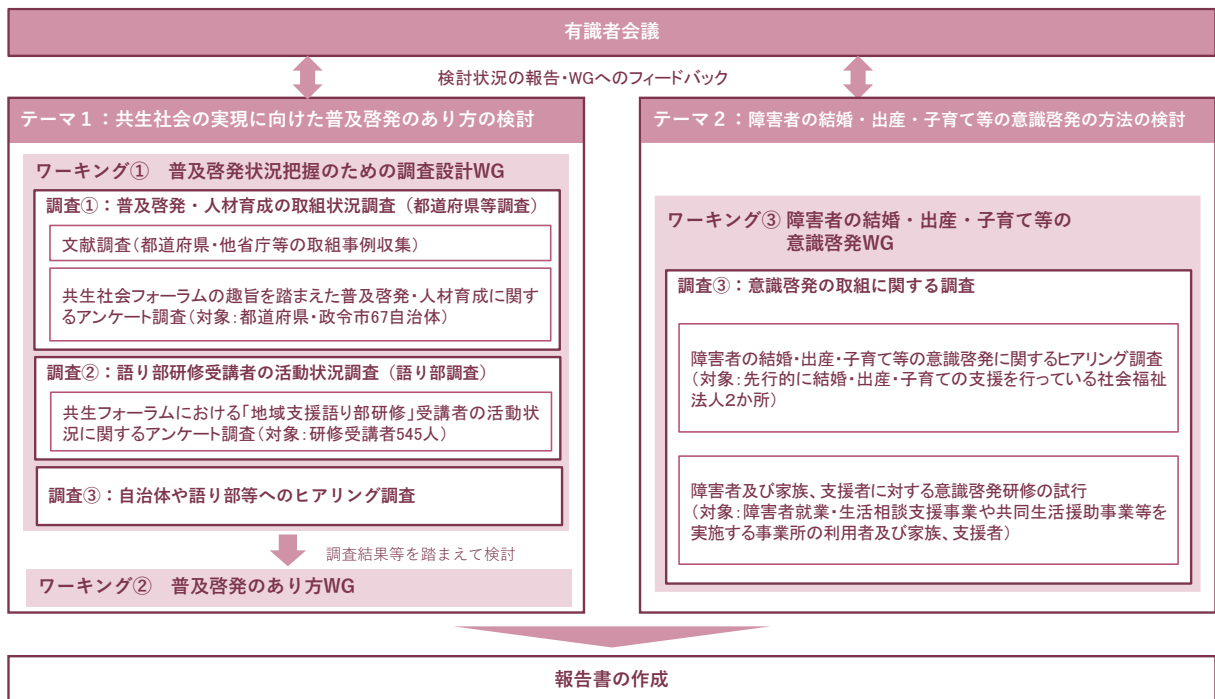
本調査研究は、共生社会の実現に向けた普及啓発の取組を一層推進するため、「共生社会の実現に向けた普及啓発のあり方の検討」と「障害者の結婚・出産・子育て等に関する意識啓発の方法の検討」の二つのテーマに分けて、それぞれにワーキンググループを設けて実施した。

「共生社会の実現に向けた普及啓発のあり方の検討」では、共生社会フォーラムの取組を踏まえながら、都道府県および政令指定都市や共生社会フォーラムにおける福祉支援語り部研修受講者の普及啓発等の活動状況を把握し、今後の効果的な普及啓発の方策について検討した。

「障害者の結婚・出産・子育て等に関する意識啓発の方法の検討」では、先行的に結婚・出産・子育ての支援を行っている社会福祉法人等へのヒアリング調査を行うとともに、障害者および家族・支援者が参画する意識啓発研修を試行した。

なお、本調査研究全体については、有識者会議において、各テーマにおける調査結果と検討内容を共有し、それらを踏まえて最終的に報告書としてとりまとめた。

図表1 調査研究の全体像



2. 検討体制

(1) 有識者会議の設置

本調査研究における実施方針や調査結果のとりまとめにあたり、学識経験者および共生社会フォーラムの実行委員会構成機関の関係者等からの助言を得るための有識者会議を設置した。

有識者会議の構成員と開催実績は次のとおりである。

図表 2 有識者会議に係る委員一覧(敬称略)

氏名	所属・役職
曽根 直樹 (座長)	日本社会事業大学 客員教授
赤池 千明	公益社団法人全国精神保健福祉会連合会 副理事長
阿部 一彦	社会福祉法人日本身体障害者団体連合会 会長
石渡 健太郎	全国社会福祉法人経営者協議会 障害福祉事業経営委員会 委員
大垣 勲男	公益財団法人日本知的障害者福祉協会 理事
大村 美保	筑波大学人間系 助教
久保 厚子	一般財団法人手をつなぐ育成会連合会 顧問
小嶋 康裕	社会福祉法人全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部長

図表 3 有識者会議の開催実績

回数	日時	方法	議題
第 1 回	令和 7 年 10 月 31 日 (金) 15:00～17:00	WEB 開催 (Zoom)	調査研究の実施方針について
第 2 回	令和 8 年 3 月 26 日 (木) 10:00～12:00	WEB 開催 (Zoom)	本調査研究のとりまとめについて

(2) テーマ 1 「共生社会の実現に向けた普及啓発のあり方の検討」

本テーマを実施するにあたり、学識経験者、自治体職員、共生社会フォーラム運営関係者で構成する 2 つのワーキンググループを設置した。一つは、都道府県・政令指定都市や共生社会フォーラムの研修受講者を対象とし普及啓発の取組状況等を把握するにあたっての調査方法や結果のとりまとめ方などを検討するワーキンググループ (WG①) であり、もう一つは調査結果を踏まえて今後の普及啓発のあり方を検討するワーキンググループ (WG②) である。

ワーキンググループの構成員と開催実績は次のとおりである。

図表 4 ワーキンググループ①・②に係る委員一覧(敬称略)

氏名	所属・役職	備考
大村 美保 (座長)	筑波大学人間系 助教	WG①・②
岡田 拓也	滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 主査	WG①
岡部 浩之	社会福祉法人 清心会 理事長	WG①・②
近藤 紀章	NPO 法人 とんがるちから研究所 理事長	WG①・②
曾根 直樹	日本社会事業大学 客員教授	WG①・②
木下 雅照	公益財団法人 糸賀一雄記念財団 事務局長	WG②
関 宜幸	滋賀県健康医療福祉部障害福祉課 参事	WG②

図表 5 ワーキンググループ①・②の開催実績

回数	日時	方法	議題
第 1 回 WG①	令和 7 年 10 月 1 日 (水) 10:00～12:00	WEB 開催 (Zoom)	・ 調査研究の実施方針について ・ 各種調査の内容と進め方について
第 2 回 WG①	令和 7 年 12 月 12 日 (金) 10:00～12:00	WEB 開催 (Zoom)	・ 都道府県等調査の結果について ・ 語り部調査・ヒアリング調査の進捗について
第 3 回 WG① +②	令和 8 年 2 月 19 日 (木) 15:00～17:00	WEB 開催 (Zoom)	・ 語り部調査の結果について ・ ヒアリング調査結果について ・ 普及啓発のあり方の論点整理について
第 4 回 WG②	令和 8 年 3 月 11 日 (水) 10:00～12:00	WEB 開催 (Zoom)	・ とりまとめ (案) について

(3) テーマ 2 「障害者の結婚・出産・子育て等の意識啓発の方法の検討」

障害者の結婚・出産・子育てに関し、過年度の障害者総合福祉推進事業で作成されたハンドブック等の周知素材を活用し、意識啓発を図るためのあり方を検討するワーキンググループ(WG③)を設置した。

ワーキンググループの構成員と開催実績は次のとおりである。

図表 6 ワーキンググループ③に係る委員一覧(敬称略)

氏名	所属・役職
曾根 直樹 (座長)	日本社会事業大学 客員教授
青木 佑夏	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部
阿部 礼子	(社会福祉法人愛育会)
門下 祐子	京都教育大学教育創生リージョナルセンター機構総合教育臨床センター 講師
羽山 大利	富津市健康福祉部社会福祉課
松村 真美	社会福祉法人 南高愛隣会

図表 7 ワーキンググループ③の開催実績

回数	日時	方法	議題
第 1 回	令和 7 年 9 月 8 日 (月) 10:30～12:00	WEB 開催 (Zoom)	・本調査研究の概要について ・意識啓発の試行研修の実施について ・ヒアリング調査について
第 2 回	令和 7 年 12 月 22 日 (月) 15:00～17:00	WEB 開催 (Zoom)	・意識啓発の試行研修の実施について ・ヒアリング調査について
第 3 回	令和 8 年 3 月 9 日 (月) 13:00～15:00	WEB 開催 (Zoom)	・意識啓発の試行研修の実施について ・意識啓発の方法について

3. 成果の公表方法

本調査研究事業で作成した報告書については、本調査研究の実施主体である一般社団法人北海道総合研究調査会のホームページに掲載し、公表する。

第2部 共生社会の実現に向けた 普及啓発のあり方

第1章 共生社会フォーラムの概要

1. 共生社会フォーラムの開催経緯と目的

平成28年7月に神奈川県相模原市の障害者施設で発生した殺傷事件「津久井やまゆり園事件」(※)を契機に、厚生労働省は平成30年度から「共生社会等に関する基本理念等の普及啓発事業」として共生社会フォーラムを事業化した。

同フォーラムは、福祉分野で働く職員および福祉職を目指す学生を主たる対象として、津久井やまゆり園事件で浮き彫りとなった優生思想に向き合いながら、福祉の根源的な思想を再確認し、実践につなげていくことを目的に開始された。

また、共生社会の実現は、福祉職に限らず、すべての国民に共通する課題であり、社会に存在する障害者に対する差別や偏見を解消するとともに、自身の内にも無意識の差別的な考え方があり得ると認識することが重要である。こうした考え方を踏まえ、同フォーラムでは、福祉職向け等の専門プログラムのほか、誰でも参加できる一般プログラムを設け、「生きる命に意味がある」、「個人の命を尊重する」といった観点から、障害の有無により分け隔てられない共生社会の基本理念に関する普及啓発を行っている。

※【津久井やまゆり園事件の概要】

- ・平成28年7月26日、神奈川県相模原市の障害者支援施設「津久井やまゆり園」において、元職員による殺傷事件が発生した。
- ・本事件では、19名の入所者が死亡し、26名が負傷するという、我が国において未曾有の被害が生じた。
- ・犯人は「障害者はいない方がいい」との優生思想に基づく犯行動機を公言している。
- ・本事件は、日本社会に潜在する差別意識や優生思想の危険性を顕在化させるとともに、「命の価値」、「人間の尊厳」、「共に生きる社会」、「福祉とは何か」などを根本から問い直す契機となった。

2. 共生社会フォーラムの構造

(1) 事業の推進体制

現行の共生社会フォーラムの推進体制は、国が設置し各福祉団体の代表者等で構成される「実行委員会」(事務局は受託団体)と、受託団体が設置し福祉の実践者を中心に構成される「ワーキンググループ」により運営される体制となっている。

フォーラムの企画、研修カリキュラムの設計、開催地の選定、フォーラム運営等の実務面における検討は主として「ワーキンググループ」が担い、検討内容や過年度の実施成果等を事務局がとりまとめて「実行委員会」に報告する。「実行委員会」は、過年度の実施報告を踏まえつつ当該年度の実施方針等を協議の上で決定し、その内容を「ワーキンググループ」の検討に反映する仕組みとなっている。

なお、フォーラム開催にあたっては、事務局が現地の障害福祉施設等を運営する社会福祉法人や当事者団体等に協力要請し、開催地ごとに「開催地実行委員会」を組成する。「開催地実行委員会」は、開催地の社会福祉法人等が中心となり、ロジ周りの準備およびフォーラム当日の運営支援を担っている。

（２）プログラムの全体構成

現行のプログラムは、大きく「一般プログラム」と「専門プログラム」で構成されている。

「一般プログラム」は、一般参加者を含むフォーラム参加者全員が受講する導入パートであり、障害当事者による「表現活動の鑑賞」、著名人による「基調講演」、我が国の障害福祉の礎を築いた先人たちの思想を学ぶ「映像鑑賞」を通じて、福祉の普遍的価値や共生社会の基本理念を学ぶ内容となっている。

「専門プログラム」は、福祉関係者を対象とする「福祉職向け研修」と、企業等を対象とする「企業向け研修」から構成されている。

「福祉職向け研修」は、福祉職に従事して概ね５年以上の職員を対象とした「福祉支援語り部研修」と、新任者および福祉職を目指す学生を対象とした「学生・新任者研修」に分かれており、一般プログラムを踏まえた上で２日間かけて段階的に学びを深めるプログラムである。いずれも、研修で得た学びを、研修受講者自らの業務実践や、職場・地域等における普及啓発につなげていくことを狙いとしている。

「企業向け研修」は、障害者雇用や合理的配慮の提供等が求められる社会情勢を踏まえて令和５年度から新たに導入されたプログラムである。事例検討等を通じて、福祉の思想や援助技術等を半日かけて学び、ビジネスや企業経営に生かしていくことを狙いとしている。

なお、各年度のフォーラムの最終回を「全体フォーラム」と位置づけ、これまでに「福祉支援語り部研修」に受講したことがある者同士で、研修受講後の実践共有や交流する機会が設けられている。

図表 1-1 共生社会フォーラムの構造



※各年度のフォーラムの最終回を「全体フォーラム」と位置づけ、研修総括のほか、「福祉支援の語り部研修」受講者の実践報告・交流会によるフォローアップを実施

※HIT 作成

3. 「福祉支援語り部研修」の内容

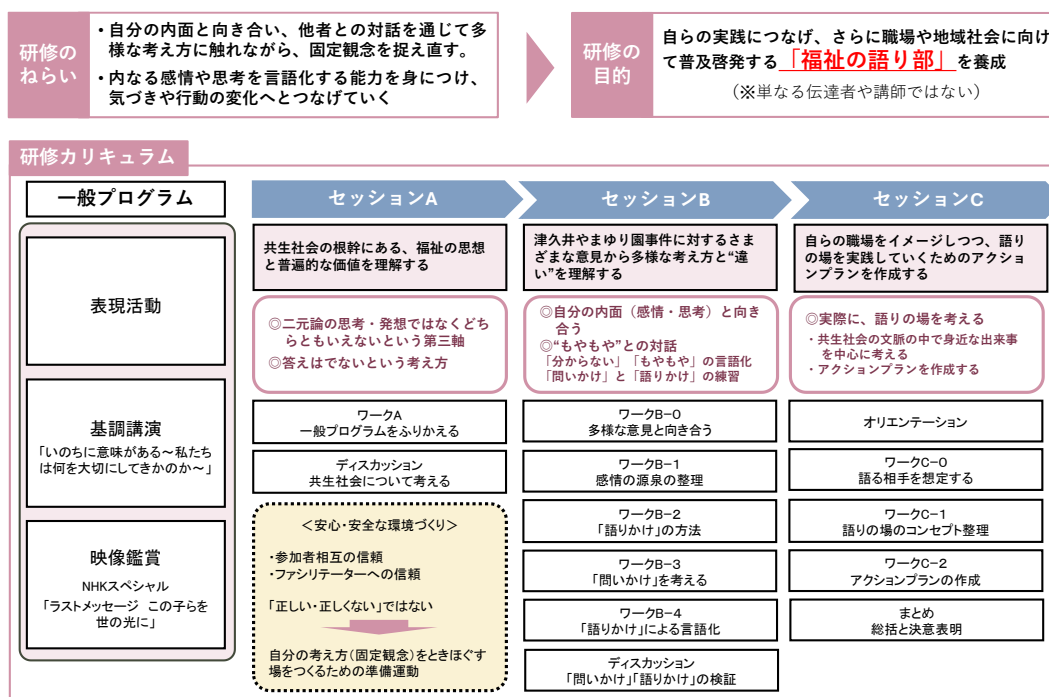
「福祉支援語り部研修」は、共生社会の基本理念等を学び、自らの実践につなげ、さらに職場や地域社会に向けて普及啓発していく人材を「福祉の語り部」として養成することを目的とするものであり、共生社会フォーラムの中核を成す研修である。

同研修では、一般プログラムの内容や津久井やまゆり園事件の背景となった優生思想等を題材として自分の内面と向き合い、他者との対話を通じて多様な考え方に触れながら、「正しい／間違っている」「優れている／劣っている」といった二元論（二項対立図式）の思考の背後にある固定観念（価値の序列化を伴う思い込みや偏見、自身の内なる差別意識）に気づき、共生社会の根幹にある福祉の思想に立ち返ることを重視している。参加者同士の対話のプロセスを通じて、自らの感情や思考を言語化する能力を養い、その学びを日々の現場実践へとつなげていくことを狙いとしている。

研修のプログラムは、内面を言語化するための到達目標として、「①共生社会の根幹にある、福祉の思想と普遍的価値を理解する」、「②津久井やまゆり園事件に対するさまざまな意見から、多様な考え方や“違い”を理解する」、「③自らの職場をイメージしつつ、語りの場を実践していくためのアクションプランを作成する」と設定し、時間をかけて段階的に学びを深める緻密なカリキュラムにより実施されている。

研修は1グループ4～5人程度のグループワーク形式で実施している。内省を通じて本音を語り合う内容であることから、安心・安全な環境の確保を重視し、定員は概ね20名程度を上限としている。また、運営体制として、全体進行を担う「ファシリテーター」に加え、各グループの進行支援・助言を行う「メンター」、会場を巡回して全体への助言・講評を行う「アドバイザー」を配置している。

図表 1-2 「福祉支援語り部研修」の目的とカリキュラム

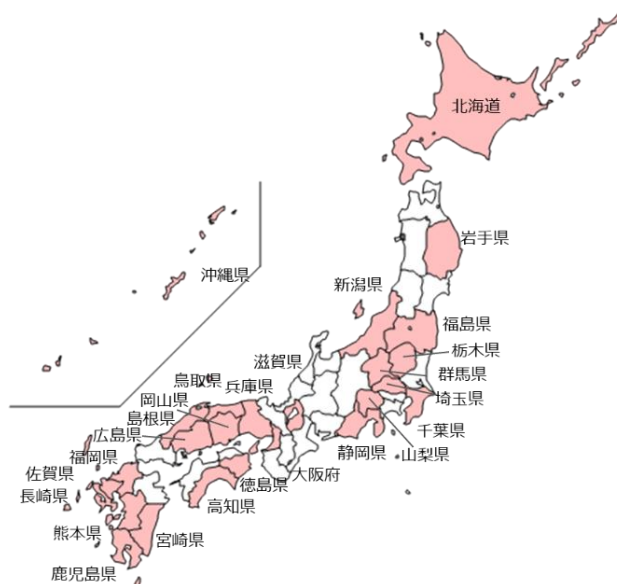


※共生社会フォーラム徳島開催（令和8年1月22日・23日）をもとに HIT 作成

4. 共生社会フォーラムの開催実績

共生社会フォーラムは、平成 30 年度から令和 7 年度までの 8 年間で計 35 回（年間 3～7 回）開催している。開催地域は、26 都道府県（全都道府県の 55.3%）であり、複数回実施している地域は、滋賀県が 6 回と最多で、埼玉県が 3 回、北海道と岡山県が各 2 回となっている。

図表 1-3 共生社会フォーラムを開催した地域



5. 共生社会フォーラムの主な成果と課題

現行の共生社会フォーラムを取り巻く主な成果と課題について、受託団体が作成した令和 6 年度事業報告書¹等を参考に、以下に整理する。

（１）都道府県等の地域主体の取組に転換

共生社会フォーラムは、平成 28 年の津久井やまゆり園事件を契機として立ち上がり、厚生労働省の「共生社会等に関する基本理念等の普及啓発事業」として平成 30 年度から実施されてきた。開催地実行委員会の組織化等を通じ、全国各地での開催を積み重ねており、令和 6 年度末時点におけるフォーラム参加者は合計約 2,400 人に達している（一般参加者 1,561 人、福祉支援語り部研修 589 人、学生・新任者研修 204 人、企業向け研修 52 人）。

一方で、未開催地域が残っていることが課題として指摘されているが、国事業のみでは、予算面や体制面等の制約から、全国各地を同時並行、かつ網羅的に実施することには限界がある。

共生社会の実現には社会全体の意識改革が不可欠であることを踏まえると、今後は国のみならず、都道府県等の地域主体で共生社会フォーラム（特に福祉支援語り部養成研修）を実施できる体制を整備し、より幅広い普及啓発につなげていくことを目標としている。その際、各地域の特性に合わせた運営を可能とするため、地方自治体と社会福祉法人等の福祉関係機関・団体、当事者団体、企業等が連携し、地域の実情に即した議論・啓発活動を推進することが重要である。

¹ 公益財団法人 糸賀一雄記念財団「共生社会等に関する基本理念等普及啓発事業 令和 6 年度実績報告書」
厚生労働省 WEB サイト：<https://www.mhlw.go.jp/content/001519029.pdf>

そのため、今後は、国事業として蓄積してきた研修の企画・運営方法、実施体制等のノウハウを生かして、都道府県等の地域が主体となって継続的に実施できる体制を各地域で構築していくことが課題となっている。

また、実行委員会においては、共生社会フォーラムは障害者虐待防止の取組とも通じる理念を含むことから、都道府県等の理解促進を図る観点で、国が都道府県職員等を対象に実施する「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修」の中に同フォーラムの要素を取り入れることを要望する意見がある。

（２）参加者層の拡大

共生社会の実現は福祉職に限らず社会全体の課題であることから、令和５年度から企業向け研修が新たに導入された。参加した企業関係者から高い評価を得ていること、また福祉の思想や福祉援助技術等が企業側にも有効であることが受託団体の事業報告書の中で整理されている。

一方で、フォーラム参加者は福祉分野の施設・事業関係者が中心であり、一般市民、企業関係者、教育機関関係者・学生への広がりが課題となっている。

今後は、企業向け研修の更なる拡大やプログラム面の工夫に加え、教育関係者、行政職員、若年層等の対象に応じた周知・参加促進の方策を整理し、共生社会フォーラムの参加者層のすそ野拡大を図っていくことが必要とされている。

（３）語り部人材の発掘と支援体制の整備

福祉支援語り部研修は、共生社会フォーラムの中核として実施されており、令和６年度末時点で延べ５８９人の福祉関係者が受講している。受託団体が実施する研修受講後の活動状況に関するアンケート調査においては、受講経験者の中には研修で得た学びや気づきを生かして、職場や地域において普及啓発を行う事例もみられる。さらに、受講経験者が研修運営においてメンターや全体進行役へとステップアップする動きもみられ、令和６年度にはメンター１０人のうち、新たにメンターを務めた者が４人となるなど、担い手の裾野が広がっている。

一方で、受講経験者の研修後の活動状況や成果が十分に可視化されていない。また、地域主体への転換を図っていく上で、受講経験者の活躍が重要な要素となるが、現状は、研修受講者のネットワークが確立されておらず、地域で展開する上での担い手を安定的に確保できる体制が整っていないことが課題である。

語り部は、研修を一度受講しただけで直ちに能力が身につくものではなく、日々の実践を通じて積み上げていくことが重要である。そのため、受講経験者の活躍を促す支援の仕組みとして、実践機会の確保、交流・相談の場の整備、実践を共有する機会の創出、研修後フォローアップの充実等を進め、継続的に活動しやすい環境を構築することが必要となっている。

第2章 調査結果

I 文献調査

1. 調査概要

国、都道府県および政令市において、共生社会の実現に向けてどのような普及啓発を行っているのかを把握するため、インターネット利用による文献調査を行った。

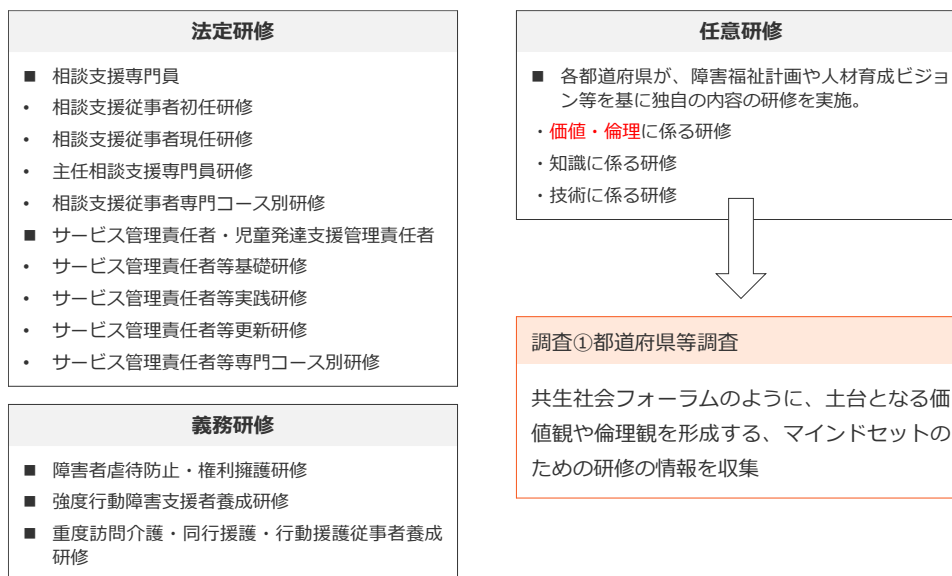
文献調査では、共生社会フォーラムと類似する取組として、福祉職に対する価値観や倫理観を養うことを目的とした研修と、障害福祉分野以外の分野と連携して行っている普及啓発の取組に関する情報を収集した。

2. 調査結果

(1) 福祉職に対する価値観や倫理観をテーマとした研修

障害福祉従事者向け研修は、法定研修および実施が義務付けられた研修と、任意研修に分けられる。

図表 2-1 都道府県・政令指定都市主体の障害福祉従事者向け研修



※HIT 作成

任意研修は、各都道府県等が策定する障害福祉計画や人材育成ビジョン等を基に、独自の内容で実施されている。本調査では、任意研修のうち、共生社会フォーラムのように福祉職の土台となる価値観や倫理観を形成する、マインドセットのための研修の情報を整理した（図表 2-2）。

まず、調査結果を見ると価値・倫理に係る研修の実施が少ないことがわかる。次に、取組概要を見ると、実施されている価値・倫理に係る研修は、個人をかけがえのない存在として尊重するという、福祉職にとって必要な基礎である価値・倫理を身に付け、仕事に対する興味・関心の醸成、または日々の実践につなげることを目的としている。対象は初任者層が多いが、中堅層も含めた福祉職全体に実施されている。実施形態は、すべての研修でセミナーを実施している他、一部ではワークショップも実施されており、講義を中心とした研修が中心となっている。

図表 2-2 価値・倫理に係る研修

区分	主催	研修名	対象	取組概要	実施形態
国	厚生労働省	共生社会フォーラム	福祉関係者	誰もが等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるという理念等について学び、自らの実践につなげ、さらには所属や地域社会に向けて普及啓発していく人材の養成研修を組み込んだフォーラム。	セミナー、ワークショップ、動画放映
県	滋賀県	「滋賀の福祉人」研修	福祉関係者	滋賀県、大津市、滋賀県社会福祉協議会による「滋賀の福祉人」の育成に関する協定に基づき、県民が県内のどこにおいても高い水準の福祉サービスを受けられるよう福祉人材の質の向上や確保、定着を図るため、自らの福祉観をもって日々の実践に向かえる「滋賀の福祉人」の育成を目的として実施。	セミナー
県	神奈川県	新福祉・介護施設等職員合同交流・研修会	初任者	社会福祉の現場に従事する新任職員が、高齢・障害・保育・児童等の分野・種別を超えて、仲間と共に福祉従事者としての意識を高め、専門職として学び続ける姿勢を作ることを目的とする。内容は、物語から人や自分を知ること、福祉で働く人に必要な普遍的価値を知ること、良い支援を考えることなど。	セミナー、ワークショップ
県	神奈川県	中堅職員合同交流・研修会	中堅者	初任者から中堅職員へと立場が変わる移行期に、重ねてきた自身の仕事や職場の状況を振り返り、同じ中堅職員の仲間と「交流」し、思いの共有や仕事の魅力の再確認とすることを目的とする。内容は、仕事を振り返って思いの共有、対人支援における『ジレンマ』について、明日からの自分に向けて、小さな目標づくりなど。	セミナー、ワークショップ
県	神奈川県	プレ研修（令和 5 年まで）	相談支援専門員	相談支援を行うための基礎的な知識や倫理、価値等を学ぶ研修。	セミナー
県	兵庫県	兵庫県相談支援従事者基礎研修	初任者	初任者研修の受講に最低限必要となる相談支援専門員および社会福祉に関する理念・倫理を理解し、面接支援に必要な基礎知識やスキルを身につける。	セミナー
市	横浜市	横浜市相談支援研修Ⅰ	初任者	かけがえない存在、多様性の尊重、共生社会といった専門職が有すべき人間観と社会観である価値観と、支援・実践を展開するための基本的な行動指針となる倫理観を学ぶための研修。	セミナー
市	川崎市	相談支援従事者初任者プレ研修	初任者	障害のある方に関わる上で求められる価値・倫理の理解といった障害福祉に関わる上で大切な視点を伝え、障害者相談支援への興味・関心を拡げることが目的。本人主体が基本であることを理解する。	セミナー

（２）障害福祉分野以外の分野と連携した普及啓発の取組

障害福祉分野以外の分野と連携した普及啓発の取組は、図表 2-3 のとおりである。他分野と連携した普及啓発の取組は数多く実施されている。取組概要を見ると、共生社会の実現に向けて、心のバリアフリーの向上、人権についての学習、障害者の学びの場の充実、障害者が働きやすい環境づくり、障害者が医療機関を受診する際に必要な支援の普及等を目的としている。そのため、事業者や一般など対象の幅が広く、企業、教育分野、医療分野など多様な機関と連携して取り組んでいる。実施形態は、セミナーとワークショップに加え、当事者との交流や疑似体験、動画やパネル展示による普及啓発となっている。

図表 2-3 障害福祉分野以外の分野と連携した普及啓発の取組

区分	主催	取組名	連携先	対象	取組概要	実施形態
国	国土交通省	バス利用感謝デー 2024	一般社団法人神奈川県バス協会	一般	一般社団法人神奈川県バス協会が主催する行事内で、来場者を対象に、車いすを使用したバスへの乗降体験等を実施し、心のバリアフリー意識の向上を図る。	体験
国	国土交通省	秋田バスまつり	公益社団法人秋田県バス協会	一般	秋田バスまつりにおいて、来場者を対象にバリアフリー教室（バスを使用した視覚障害者の疑似・介助体験）を実施する。	体験
国	文部科学省	共に学び、生きる共生社会コンファレンス	教育委員会、大学	一般・当事者	障害者本人による学びの成果発表や学びの場づくりに関する好事例の共有、障害者の生涯学習活動に関する研究協議等を行う。障害の社会モデルに基づく障害理解の促進や支援者同士の学び合いによる学びの場の担い手の育成、障害者の学びの場の充実を目指す。	セミナー、ワークショップ
国	文部科学省	バリアフリー演劇	独立行政法人日本芸術文化振興会・全国地域生活支援ネットワーク	一般	文化庁の採択を受けた芸術団体が、実施校において実演芸術の公演・メディア芸術の体験プログラムを実施する。また、公演の鑑賞や体験をより効果的なものとするため児童・生徒に対して鑑賞指導や実技指導、共演の練習等を行う。	ワークショップ、公演
県	神奈川県	インクルーシブ教育推進フォーラム	かながわ人づくり推進ネットワーク	一般	誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の共生社会の実現に向けて、一人ひとりが大切にされ、共に学びながら、共に育つことのできる「インクルーシブな学校」について、会場参加型の対話を通して県民と共に考えていくフォーラム。	パネルディスカッション
県	神奈川県	障がい者雇用に向けた企業交流会「ともに働く」	神奈川県労働局	事業者	障害者雇用が進んでいない中小企業等を対象に県内各地で実施し、中小企業等が今後の障害者雇用のファーストステップ、職場定着や次なる雇用に向けたセカンドステップを進めるためのきっかけづくりを行う。	交流
県	神奈川県	共生社会実践セミナー	高校生、大学生	一般	「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を広め、障害への理解を促進するとともに、共生社会を自分事として考	セミナー、ワー

区分	主催	取組名	連携先	対象	取組概要	実施形態
					え、実現に向けた行動を促進するセミナーを開催。憲章の普及や共生社会の実現に取り組む学生が活動内容を発表する。	クシヨッ プ、交流
県	滋賀県	共生社会づくりリーダー等養成研修	滋賀県中小企業家同友会	事業者	事業者等を対象に滋賀県の福祉の考え方や福祉業界で大切にされるコミュニケーションのあり方を伝えることにより、障害者雇用など多様な方が働きやすい環境づくりを推進し、広く共生社会の理念を普及する。	体験
県	大阪府	共に生きる障がい者展	大阪府教育委員会、阪南病院、堺市立ビッグバン、第一生命保険株式会社、関西テレビ放送	一般	障害者の自立と社会参加の促進をテーマに、府民に障害のある人を正しく理解してもらうことを目的に開催する。心のバリアフリーフォーラム「身近な事例から障害者の差別解消について考える」、「eスポーツ」体験コーナー、支援学校の生徒が作成した日用品の販売、障害理解のための啓発コーナー、障がい者作品展等を行う。	ワークシ ヨッ プ、 体験、チ ラシ、動 画放映、 パネル展
県	広島県	ヒューマンフェスタひろしま	広島県教育委員会、広島市教育委員会	一般	誰もがいきいきと生活できる社会の実現を目的に開催する。参加者が人権について気づき、考え、行動につながるよう、多方面で活躍する出演者を迎え、トークショーなどを通じて、障害者の人権等に関する様々な情報を多角的に発信する。	セ ミ ナ ー、ワー クシヨッ プ
県	愛知県	読書バリアフリー いろんな「読む」のカタチ	イオン株式会社	一般	障害の有無に関わらず、誰もが本にアクセスできることを目指す「読書バリアフリー」についての啓発PRを実施する。愛知県図書館で行っている読書バリアフリーサービスについての紹介パネルおよび関連図書の展示、啓発パンフレット等の配布を行う。	パネル展
県	佐賀県	SAGA GAYA Museum～静かにしないでよい鑑賞時間～	佐賀新聞社、佐賀県立美術館	一般	話したり、笑ったり、思わず声をあげたりしながら、自由な雰囲気の中で、子どもからお年寄りまで、障害の有無に関わらず、安心して芸術作品を鑑賞する時間。	交流
県	富山県	障害者雇用セミナー	富山労働局	事業者	企業の経営者および人事・労務担当者を対象に障害者雇用の知識や理解の促進を図るため、障害者実務講座および雇用ゼロ企業向けのセミナーを開催する。	セ ミ ナ ー、交流
県	千葉県	障害者医療受診サポートセミナー	千葉県医師会、千葉市医師会	医療機関市町村、教育機関等	自閉症や知的障害などの障害のある人は、障害の特性のために健康診断や医療機関での受診が困難なことがあるため、そのような障害がある人が医療機関を受診する際に必要な支援の普及を目的としたセミナー。	セミナー

Ⅱ 共生社会フォーラムの趣旨を踏まえた普及啓発・人材育成に関する調査

1. 都道府県・政令市を対象としたアンケート調査（都道府県等調査）

（1）調査概要

①目的

都道府県・政令市における共生社会フォーラムの趣旨と類似する普及啓発および人材育成の取組状況、同フォーラムに対する認知状況等を把握することを目的として、アンケート調査を実施した。

②調査対象

47 都道府県・20 政令指定都市（計 67 自治体）の障害福祉部局や民生主管部局などの福祉施策に関係する部署を対象とした。複数の部署において個別に関連する取組を実施している場合は、それぞれの部署において個別に回答票の提出を求めた。

③調査方法

メールによるアンケート調査を実施した。厚生労働省社会・援護局障害福祉部企画課から各自治体に調査依頼と調査票を配布し、回答票は HIT 宛にメールで回収した。アンケートの趣旨を伝えるため、趣旨説明分を添付した。

④調査期間

令和 7 年 10 月 22 日（水）～11 月 7 日（金）

⑤調査項目

1. 回答者情報
2. 普及啓発の取組について
3. 障害福祉分野における人材育成の取組について
4. 都道府県・政令市での実施可能性について

⑥回収件数

27 件（うち自治体数 25、回収率 37.3%）

27 件のうち、同じ県の 3 つの異なる部署から回答があったため、自治体数は 25 である。自治体区分は、都道府県が 21、政令市が 4 である。

（２）調査結果

①普及啓発の取組について

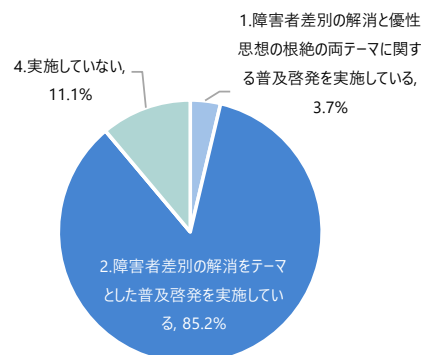
１）普及啓発活動の実施状況

普及啓発活動状況については、９割弱の自治体で取組を実施している。

テーマ別に見ると、「障害者差別の解消をテーマとした普及啓発を実施している」が85.2%と最も高く、次いで「障害者差別の解消と優生思想の根絶の両テーマに関する普及啓発を実施している」が3.7%、「優生思想の根絶をテーマとした普及啓発を実施している」が0.0%となっている。

図表 2-4 普及啓発活動の実施状況

	件数	割合
1.障害者差別の解消と優生思想の根絶の両テーマに関する普及啓発を実施している	1	3.7%
2.障害者差別の解消をテーマとした普及啓発を実施している	23	85.2%
3.優生思想の根絶をテーマとした普及啓発を実施している	0	0.0%
4.実施していない	3	11.1%
合計	27	100.0%

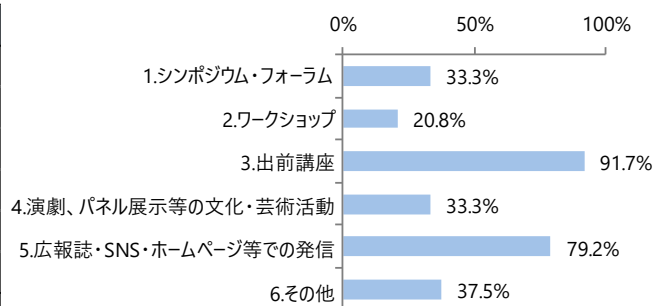


２）実施方法（複数回答）

実施方法については、「出前講座」が91.7%と最も高く、次いで「広報誌・SNS・ホームページ等での発信」が79.2%、「シンポジウム・フォーラム」と「演劇、パネル展示等の文化・芸術活動」がともに33.3%、「ワークショップ」が20.8%の順となっている。

図表 2-5 実施方法（複数回答）

	件数	割合
1.シンポジウム・フォーラム	8	33.3%
2.ワークショップ	5	20.8%
3.出前講座	22	91.7%
4.演劇、パネル展示等の文化・芸術活動	8	33.3%
5.広報誌・SNS・ホームページ等での発信	19	79.2%
6.その他	9	37.5%
全体	24	



3) 具体的な取組内容

普及啓発の取組を実施している 23 自治体の取組内容を分類すると、法令・条例に関することが 10 自治体、障害理解（心のバリアフリー）に関することが 17 自治体、合理的配慮の促進に関することが 9 自治体となっており、障害理解（心のバリアフリー）に関することが最も多い。

障害当事者の参加は 17 自治体で実施しており、9 自治体では、企業、学校、行政の他部署等の障害福祉分野以外と連携して取組を実施している。

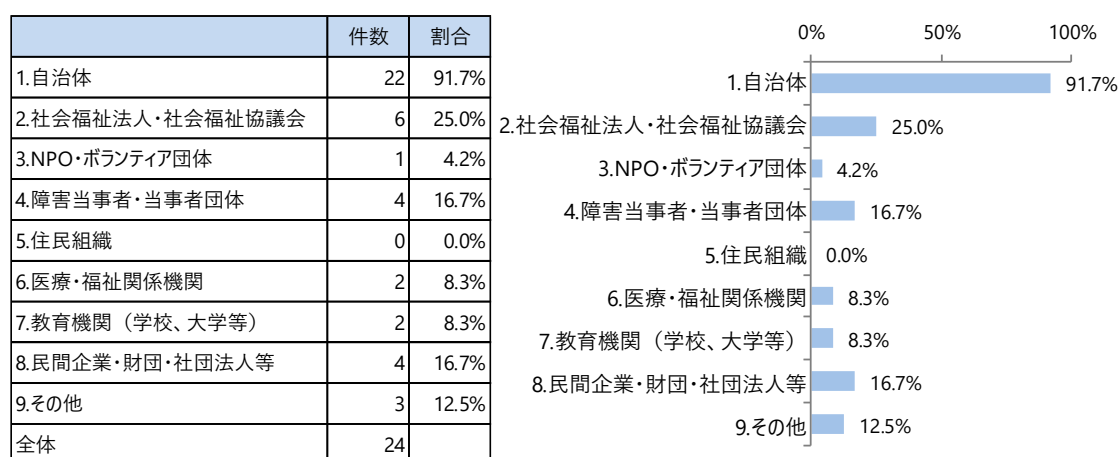
図表 2-6 具体的な取組内容

取組内容等		自治体数
取組内容	法令・条例に関すること	10
	障害理解（心のバリアフリー）に関すること	17
	合理的配慮の促進に関すること	9
障害当事者の参加がある		17
障害福祉分野以外と連携した実施体制がある		9

4) 実施・運営主体（複数回答）

実施・運営主体については、「自治体」が 91.7%と最も高い割合である。「その他」は、「出前講座の実施を希望する団体等」、「商工団体等」、「実行委員会」となっている。

図表 2-7 実施・運営主体(複数回答)



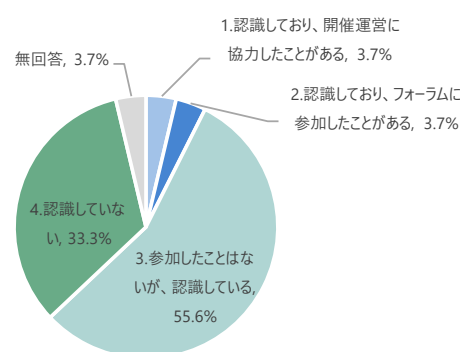
②障害福祉分野における人材育成の取組について

1) 共生社会フォーラムの認知状況

共生社会フォーラムの認知状況は、全体の約 6 割が共生社会フォーラムを認識しているが、「開催運営に協力したことがある」「フォーラムに参加したことがある」はいずれも 1 件（3.3%）となっている。このことから、多くの自治体では、共生社会フォーラムの目的や具体的な内容まで十分に認識されていないことがうかがえる。

図表 2-8 共生社会フォーラムの認知状況

	件数	割合
1.認識しており、開催運営に協力したことがある	1	3.7%
2.認識しており、フォーラムに参加したことがある	1	3.7%
3.参加したことはないが、認識している	15	55.6%
4.認識していない	9	33.3%
無回答	1	3.7%
合計	27	100.0%



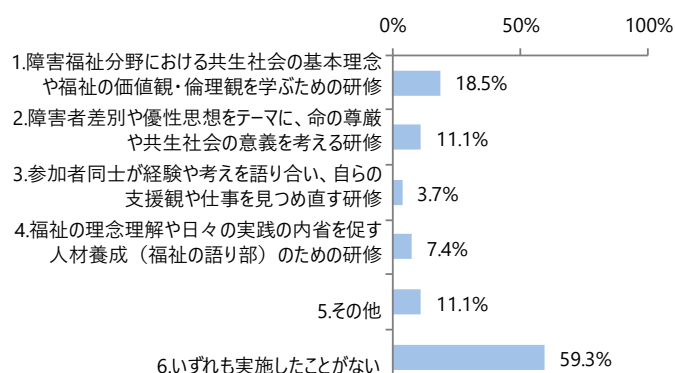
2) 人材育成研修の実施状況（複数回答）

法定研修等の国が定める研修以外の人材育成研修の実施状況については、「いずれも実施したことがない」が 59.3%と最も高く、普及啓発活動状況と比べて、人材育成の取組は低調である。

一方、実施している自治体では、「障害福祉分野における共生社会の基本理念や福祉の価値観・倫理観を学ぶための研修」が 18.5%、「障害者差別や優性思想をテーマに、命の尊厳や共生社会の意義を考える研修」が 11.1%、「福祉の理念理解や日々の実践の内省を促す人材育成（福祉の語り部）のための研修」が 7.4%、「参加者同士が経験や考えを語り合い、自らの支援観や仕事を見つめ直す研修」が 3.7%となっている。

図表 2-9 人材育成研修の実施状況（複数回答）

	件数	割合
1.障害福祉分野における共生社会の基本理念や福祉の価値観・倫理観を学ぶための研修	5	18.5%
2.障害者差別や優性思想をテーマに、命の尊厳や共生社会の意義を考える研修	3	11.1%
3.参加者同士が経験や考えを語り合い、自らの支援観や仕事を見つめ直す研修	1	3.7%
4.福祉の理念理解や日々の実践の内省を促す人材養成（福祉の語り部）のための研修	2	7.4%
5.その他	3	11.1%
6.いずれも実施したことがない	16	59.3%
全体	27	

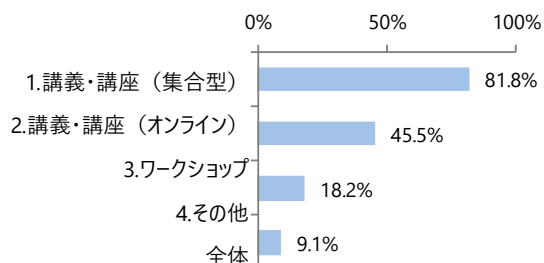


3) 実施方法（人材育成研修を実施している 11 自治体の限定回答）

人材育成研修を実施している 11 自治体における研修の実施方法については、「集合型の講義・講座」が 81.8%と最も高く、次いで「オンラインの講義・講座」が 45.5%となっている。

図表 2-10 実施方法 (N=11、複数回答)

	件数	割合
1.講義・講座（集合型）	9	81.8%
2.講義・講座（オンライン）	5	45.5%
3.ワークショップ	2	18.2%
4.その他	1	9.1%
全体	11	

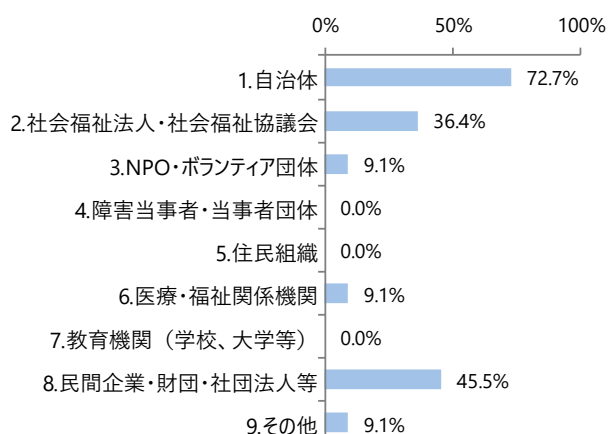


4) 研修の実施・運営主体（人材育成研修を実施している 11 自治体の限定回答）

人材育成研修の実施・運営主体については、「自治体」が 72.7%と最も高く、次いで「民間企業・財団・社団法人等」が 45.5%、「社会福祉法人・社会福祉協議会」が 36.4%となっている。

図表 2-11 研修の実施・運営主体 (N=11、複数回答)

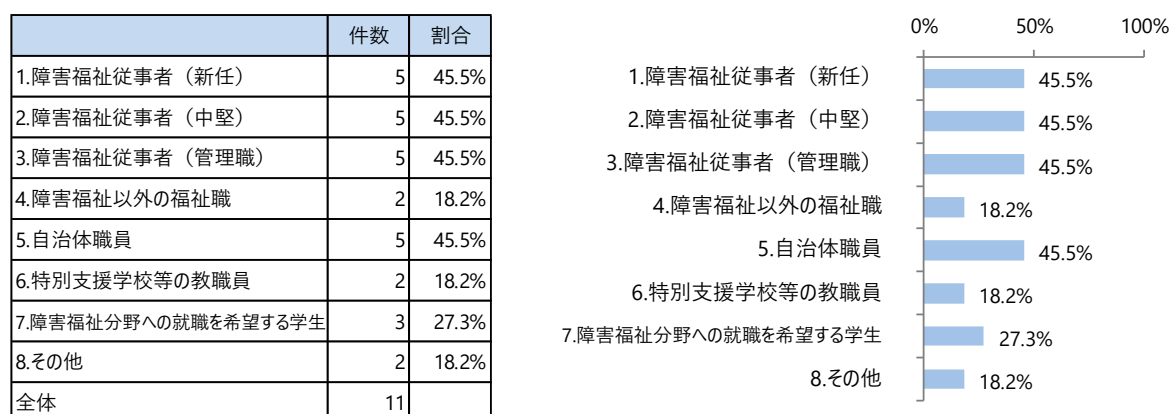
	件数	割合
1.自治体	8	72.7%
2.社会福祉法人・社会福祉協議会	4	36.4%
3.NPO・ボランティア団体	1	9.1%
4.障害当事者・当事者団体	0	0.0%
5.住民組織	0	0.0%
6.医療・福祉関係機関	1	9.1%
7.教育機関（学校、大学等）	0	0.0%
8.民間企業・財団・社団法人等	5	45.5%
9.その他	1	9.1%
全体	11	



5) 参加対象者（人材育成研修を実施している 11 自治体の限定回答）

人材育成研修の主な参加対象者については、「障害福祉従事者（新任）（中堅）（管理職）」と「自治体職員」が 45.5%と最も高く、次いで「障害福祉分野への就職を希望する学生」が 27.3%、「障害福祉以外の福祉職」「特別支援学校等の教職員」「その他」がいずれも 18.2%となっている。

図表 2-12 参加対象者(N=11、複数回答)

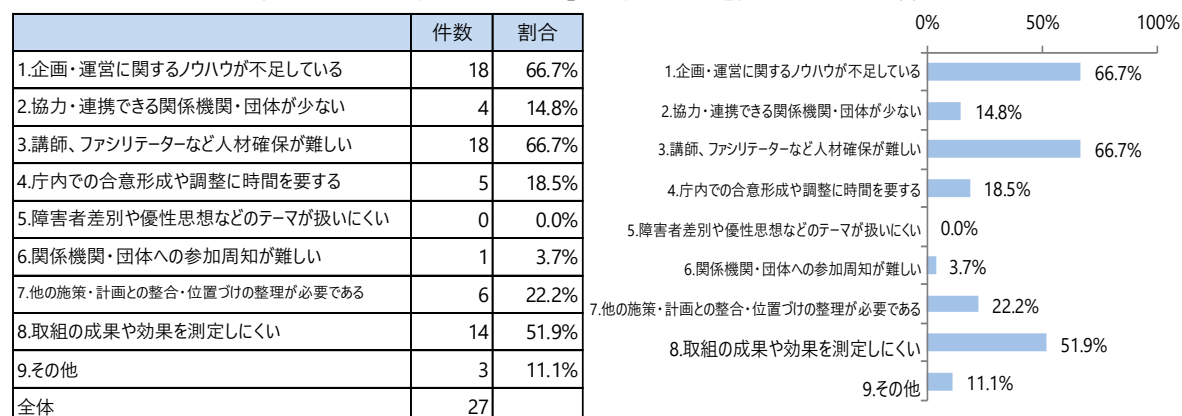


③「共生社会フォーラム」と同様の取組の実施可能性について

1) 「共生社会フォーラム」と同様の取組を実施する上での課題（複数回答）

都道府県・政令市において、「共生社会フォーラム」と同様の取組を実施することを想定した場合の主な課題は、「企画・運営に関するノウハウが不足している」「講師、ファシリテーターなど人材確保が難しい」が 66.7%と最も高く、次いで「取組の成果や効果を測定しにくい」が 51.9%となっている。

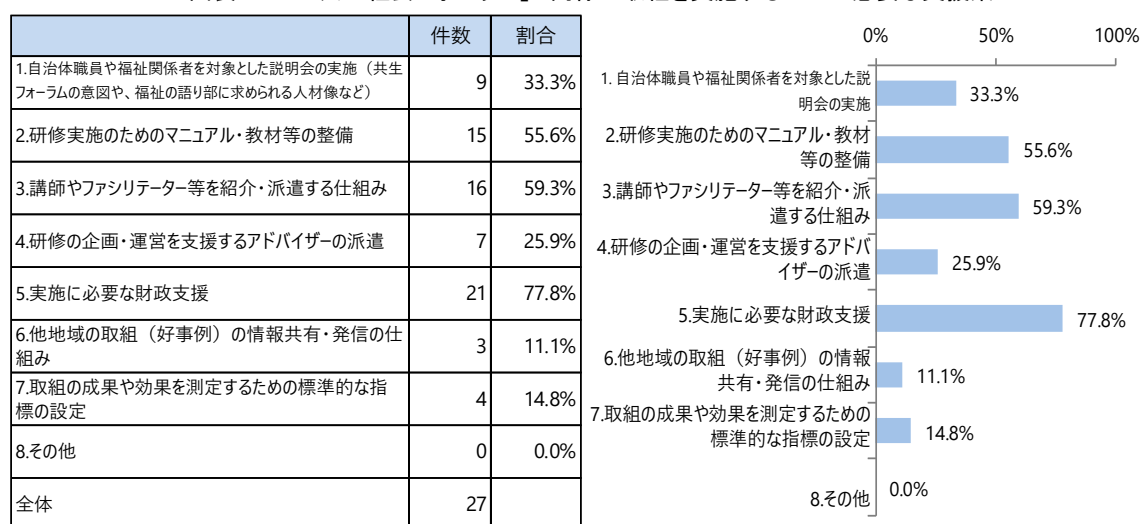
図表 2-13 「共生社会フォーラム」と同様の取組を実施する上での課題



2)「共生社会フォーラム」と同様の取組を実施する上での必要な支援策

都道府県・政令市において、「共生社会フォーラム」と同様の取組を実施することを想定した場合に必要な支援策は、「実施に必要な財政支援」が 77.8%と最も高く、次いで、「講師やファシリテーター等を紹介・派遣する仕組み」が 59.3%、「研修実施のためのマニュアル・教材等の整備」が 55.6%となっている。

図表 2-14 「共生社会フォーラム」と同様の取組を実施する上での必要な支援策



2. ヒアリング調査による取組事例

(1) 調査概要

①目的

本事業のあり方検討の参考とすることを目的に、共生社会の実現に向けた普及啓発や、共生社会フォーラムと類似する人材育成を実施している自治体および関係機関に対して、具体的な取組内容や成果・課題等をヒアリングした。

②調査対象

都道府県等調査の結果やワーキンググループでの議論を踏まえて、下記の 4 自治体を対象にヒアリングを実施した。

図表 2-15 ヒアリング実施概要

実施自治体	実施日	実施方法	取組概要
滋賀県	令和 7 年 11 月 27 日	対面	滋賀県社会福祉協議会において、福祉の多様な価値観に触れ、福祉の仕事のやりがいや楽しさに気づき、現場実践につなげることを目的とした「滋賀の福祉人研修」を実施している。
鳥取県	令和 8 年 1 月 6 日	WEB	障害について知ることから始めるために、県民が多種多様な障害の特性、障害者の困りごと、障害者への必要な配慮などを理解して、自分のできる範囲で障害者に対するちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポーター」の活動を通じて、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）の実現を目指している。
宮崎県	令和 8 年 1 月 13 日	WEB	障害者差別の解消を図るため、福祉職、企業・団体等への研修会や、障害がある人となない人がお互いを知る機会づくりを目的としたイベントを実施している。
神奈川県	令和 8 年 1 月 15 日	WEB	誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会の実現を目指して、「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及とともに、「共生の場」を創出・体感する取組を推進している。

（２）共生社会の実現に向けた普及啓発に関する取組事例

①鳥取県の取組事例「あいサポート運動」

１）取組の目的

- ・ 障害について知ることから始めるために、県民が多種多様な障害の特性、障害者の困りごと、障害者への必要な配慮などを理解して、自分のできる範囲で障害者に対するちょっとした手助けや配慮を実践する「あいサポーター」の活動を通じて、誰もが暮らしやすい地域社会（共生社会）の実現を目指す。

２）取組の背景

- ・ 平成 18 年に国連総会で障害者権利条約が採択されたことを受け、鳥取県においても障害者への理解を深めるための普及啓発を行うこととなった。
- ・ 知事の意向により、通り一遍の研修ではなく、県民全員が参加できるような社会運動を目指すこととなった。
- ・ 平成 21 年 11 月 28 日に障害者関係団体とともに実施した「障がい者サポーター創設記念フォーラム」を機に、県独自の取組としてあいサポート運動が始動した。
- ・ 平成 29 年 9 月に「鳥取県民みんなで進める障がい者が暮らしやすい社会づくり条例（通称：あいサポート条例）」を制定し、県民全体で取り組む運動と位置付けた。

３）取組の内容

- ・ あいサポート運動に係る取組内容は図表 2-16 のとおりである。

図表 2-16 あいサポート運動に係る取組内容

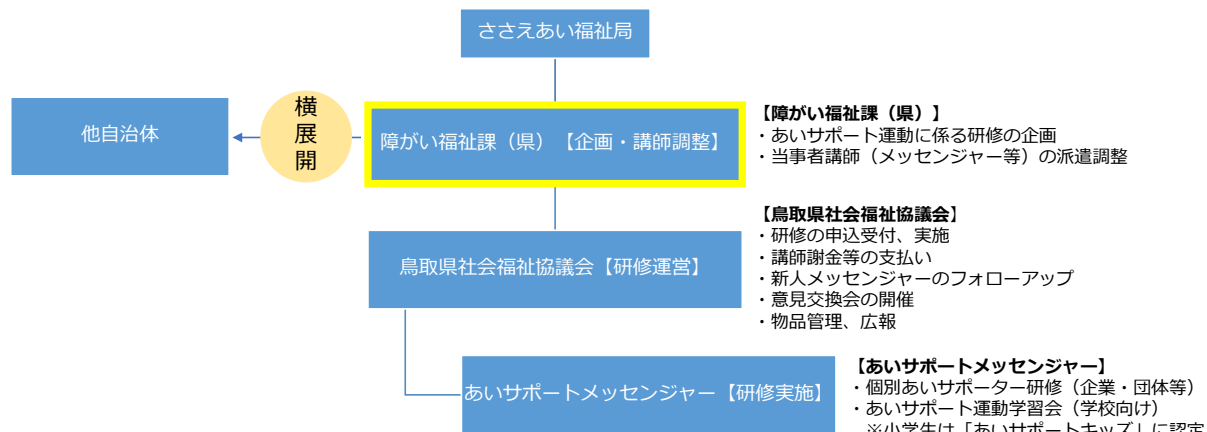
取組名	取組内容
あいサポーター研修	・ あいサポーターになるために特別な資格は不要であり、日常生活の中で障害のある人が困っている場面においてサポートする意欲がある人であれば、あいサポーター研修を受講することで、属性問わず誰もがあいサポーターになることができる。 ・ 障害のある人が気軽に声をかけやすい環境を整えるため、受講者にはあいサポーターの証である「あいサポートバッジ」を交付している。 ・ あいサポーター研修は県内 3 圏域（東部、中部、西部）で年に各 1 回の公開講座（例年 6 月～7 月頃）を実施している。 ・ このほか、地域や学校、企業などの要請に応じて、あいサポートメッセージャーの派遣による出前講座を実施しており、公開講座と合わせて年間 3,000～4,000 人程度が受講している。（県内あいサポーター数（令和 8 年 2 月末現在）：96,832 人）。 ・ 公開講座の基本的な枠組みは、概要説明、あいサポート運動 DVD の視聴、あいサポート運動への協力依頼とバッジの説明、簡単な手話講座となっており、その時々的情勢やトピックスに合わせて、県と社協が協議をしながら決めている。 ・ 令和 6 年度からは、担当者の意向により、当事者にグループワークへ参加してもらおう等、受講者と当事者が接する機会を設けている。具体的には、受講者がアイマスクをしてレストランの席に座るといった障害に関する体験をした上で、グループワークにおいてどう感じたか、

取組名	取組内容
	またはどのような配慮が必要かを実際に当事者と話し合うような内容となっている。
あいサポートメッセンジャー養成研修	・あいサポーター運動の推進役として、あいサポーター研修の企画や講師を務めるメッセンジャーの養成研修を、県内3圏域（東部、中部、西部）で年に各1回（例年8月～9月頃）実施している。 ・メッセンジャーになりたいという熱意がある人であれば、福祉職に限らず誰でも受講可能であり、毎年各会場30名程度が参加している（メッセンジャー数（令和8年2月末現在）：1,060人）。 ・メッセンジャーを養成する上でのマニュアルとして「あいサポートメッセンジャー読本」があり、養成研修は読本をもとに先輩メッセンジャーが講師となって実施する。 ・研修受講後のメッセンジャー活動においては、読本に沿ってあいサポーター研修を実施するメッセンジャーもいれば、読本の内容を踏まえつつ、独自の内容で実施するメッセンジャーもいるなど様々である。
あいサポート企業・団体認定制度	・「あいサポーター研修」に取り組む企業・団体を「あいサポート企業・団体」として認定している。 ・社会福祉協議会にいる「あいサポート企業拡大推進員」が企業を訪問することで、企業や団体にもあいサポート運動を周知している。 ・企業や団体が研修を希望する場合は、県のHPに掲載されている申込書を社会福祉協議会に送付することで、申込をする流れとなっている。 ・あいサポート企業になると、「障がい者が暮らしやすい社会づくり事業補助金」の補助率が上がるため、企業からの申込が増える。（例えば簡易スロープを設置したいといった場合に、社会的障壁を除去するための物品購入等の補助金など） ・企業・団体認定数は、921企業・団体（令和8年2月末現在）であり、小売り、公民館等、多様な企業・団体が含まれる。
あいサポーターステップアップ研修	・あいサポート運動の取組を深めたいメッセンジャーやあいサポート企業・団体を対象に障害種別についてより詳しく学ぶ研修となっている。 ・県内3圏域（東部、中部、西部）で年に各1回（例年10月頃）実施し、参加者数は各会場10名前後となっている。
地域実践塾	・障害福祉施設に行きユニバーサルスポーツ等を楽しむ取組で、各圏域それぞれ年に1回（例年11月～12月頃）の頻度で実施している。
あいサポートメッセンジャーステップアップ研修	・あいサポートメッセンジャーのうち障がいについて詳しく学びたい者を対象に、各障がいについて更なる理解を深める研修となっている。年に1回（例年11月頃）実施し、参加者は10名前後となっている。

4) 実施体制

- ・あいサポート運動に係る研修は、県が研修の企画および当事者講師の派遣調整を担い、県社会福祉協議会が運営全般を担う役割分担により実施されている。
- ・また、養成研修を通じて育成された「あいサポートメッセンジャー」が、企業・団体や学校において研修を実施することで、地域や次世代へと障害理解の輪が広がる体制となっている。

図表 2-17 鳥取県の体制



※鳥取県 HP および鳥取県提供資料より HIT 作成

5) 取組の成果と課題

- ・全国手をつなぐ育成会連合会の協力で、全国大会でのブース出展や、県外の育成会の研修で鳥取県の取組を PR していることから、他県の議員、県庁職員、市役所職員の視察も多い。
- ・鳥取県の取組を参考に、あいサポート運動に取組む自治体が 8 県 19 市 6 町（令和 8 年 2 月末現在）に広がっている。全国展開をするときは、鳥取県と連携協定を結んでいる。
- ・協定を結んだ自治体の担当者とは、他自治体の良いところを取り入れることなどを目的に、令和 7 年 9 月中旬にオンラインで意見交換会を行った。
- ・1,060 人のメッセンジャーのうち、稼働している人数は 10 人程度であり、活動可能なメッセンジャーを増やすことが課題となっている。
- ・当事者の参加が 10 名程度必要な時もあり、メッセンジャーと同様に参加してくれるメンバーが固定化する傾向にある。

図表 2-18 鳥取県と連携協定を締結する 8 県 21 市 6 町



※鳥取県 HP および鳥取県提供資料より HIT 作成

②宮崎県の実施事例「障がい者差別を理解する研修会」

1) 取組の目的

- ・宮崎県では、共生社会の実現を目指すにあたり、障害者差別の解消を主眼とし、障害のある人となない人がお互いに理解を深める機会を提供することを目的として、障害者差別を理解する研修会を実施している。

2) 取組の背景

- ・平成 25 年に制定された障害者差別解消法を受け、障害者の社会参加の推進と障害理解の促進を図ることを目的に、平成 25 年から 12 月の障害者週間の時期に誰でも参加可能な「“こころ”のふれあうフェスタ」を毎年開催している。
- ・令和元年度からは「障がい者差別を理解する研修会」として、市町村職員や福祉関係者を対象に、県関係課の研修会等の場を活用して障害者差別解消法などに関する講座を年 2～3 回実施している。令和 6 年の障害者差別解消法の改正により、民間事業者において、障害者への合理的配慮の提供が義務化されたことから、公共交通機関や商工関係などにも対象を広げて「障がい者差別を理解する研修会」を実施している。
- ・また、企業・団体等からの希望に応じた出前講座も実施している。

3) 取組の内容

- ・障害者差別を理解する研修会に係る取組内容は図表 2-19 のとおりである。

図表 2-19 障がい者差別を理解する研修に係る取組内容

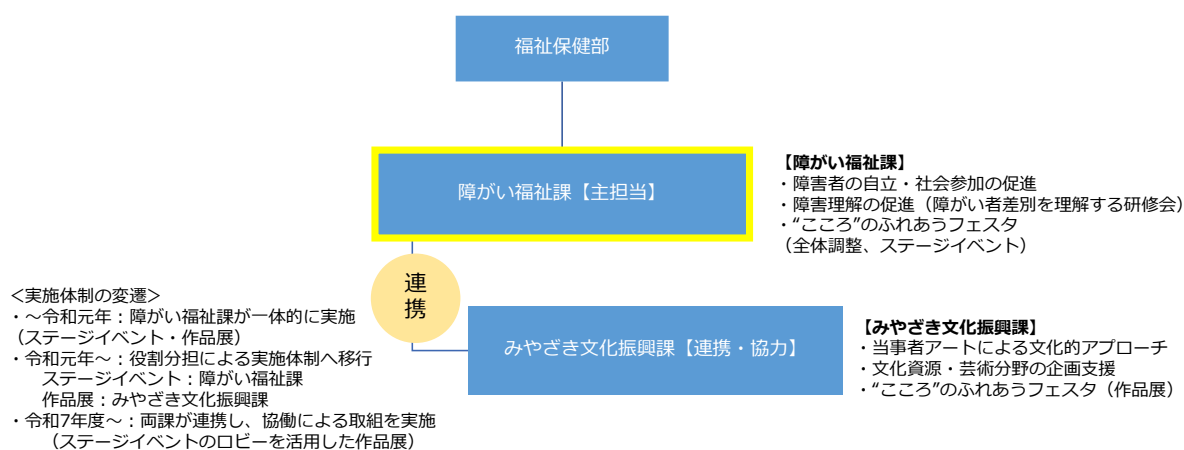
取組名	取組内容
“こころ”の ふれあうフェスタ	・「“こころ”のふれあうフェスタ」は、障害者個人・団体による歌、ダンス、楽器演奏等のステージ発表と当事者等による講演などでプログラムを構成し、午前 11 時から午後 4 時頃まで、終日にわたり実施している。 ・来場者数は毎年約 300 人である。 ・障害の有無に関わらず多くの県民の来場を促す工夫として、令和 7 年度は、九州盲導犬協会と連携して盲導犬とのふれあいコーナー、当事者アーティストによる似顔絵コーナー、障害者の手作り品等を販売するコーナー、調理科のある高校と連携したキッチンカーなどを設けるとともに、県のみやざき文化振興課とのタイアップ企画として、同課が実施している障害者のアート作品展事業を、同フェスタで「巡回展」と位置づけて会場内に展示した。
障がい者差別を理解する研修会	・1 時間程度の座学形式で、県内事業所の職員が講師を務めている。 ・福祉分野以外の企業・団体向けには、合理的配慮について、障害特性に応じてどのような配慮ができるのか、また、できない場合はどのような代案があるのかを提示しながら、当事者との対話を促すような内容としている。研修を受講した企業関係者が、その内容を社内に持ち帰ってもらうことを狙いとしている。 ・参加人数は、公共交通機関関係者が約 20 名（令和 6 年 1 月）、商工関係者が約 10 名（令和 6 年 9 月）となっている。

取組名	取組内容
	・以前は県内各圏域で開催していたが、令和6年度からは主に企業や団体が密集している宮崎市内またはオンラインで行っている。 ・参加方法は手上げ方式となっているが、県内の公共交通機関等の数も限られているため、個別に参加を募っている可能性もある。
出前講座	・年間4回（令和5年）～5回（令和6年）程度で実施をしている。 ・希望に応じて、県障がい福祉職員が出向いて、障害者差別解消に関する出前講座を行っている。 ・出前講座は一定のフォーマットに沿って実施しているが、希望があれば追加で内容の調整を行っている。 ・令和6年度は、県の警察学校、カラオケボックス協会、法人後見支援員の研修の1コマで講座をして欲しいという社会福祉協議会からの要望があり、出前講座を実施した。 ・出前講座の要望理由としては、団体が障害に関する勉強をするべきだという意識があることや、障害をもつ顧客が来店したときの対応を知りたいなど様々ある。

4) 実施体制

- ・障がい者差別を理解する研修会と“こころ”のふれあうフェスタは障がい福祉課が所管している。
- ・“こころ”のふれあうフェスタについては、みやざき文化振興課と連携して実施している。当事者アートを通じた文化的アプローチを担うみやざき文化振興課が「作品展」、障害者の社会参加や障害理解の促進を担う障がい福祉課が「ステージイベント」等を担当している。

図表 2-20 宮崎県の体制



※宮崎県 HP より HIT 作成

5) 取組の成果と課題

- ・「障がい者差別を理解する研修会」を継続して実施することで、徐々に企業・団体等の関心が高まってきている。
- ・出前講座の要望が増えることで、企業・団体の中に問題意識があることがひとつの効果と捉えている。関心を持ってもらえる企業・団体等をいかに増やしていくかが課題となっている。

6) 共生社会フォーラムについて

- ・県内の事業所から、共生社会フォーラムの周知をして欲しいと声かけされ、県内の関係機関に対して周知協力を行った。
- ・宮崎県では、優生思想を扱うような研修は実施していない。
- ・国が実施している共生社会フォーラムと同様の取組を行うためには一定の予算が必要であり、県としてその予算を確保する必要性があるのかを検討する必要がある。国から当該取組を実施する意義が示されるとともに、予算措置に対する支援があれば、取組を進めやすくなる。
- ・県における既存の取組をいかしながら、共生社会フォーラムを実施できる仕組みがあると良い。

③神奈川県の実践事例「ともに生きる社会かながわ憲章に基づく取組の推進」

1) 取組の背景

- ・平成 28 年 7 月 26 日、県立障害者支援施設「津久井やまゆり園」において 19 人が亡くなり、27 人が負傷するという、大変痛ましい事件が発生した。この事件は、障がい者に対する偏見や差別的思考から引き起こされたと伝えられ、障がい者やそのご家族のみならず、多くの方々に、言いようもない衝撃と不安を与えた。神奈川県と神奈川県議会は、この悲しみを繰り返さないことを誓い、「ともに生きる社会かながわ憲章」を定め、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除し、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会の実現を目指して様々な取り組みを進めている。

2) 取組の内容

<「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及>

- ・「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及に関する主な取組内容は図表 2-21 のとおりである。

図表 2-21 「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及に関する主な取組内容

事業名	取組内容
ともに生きる社会かながわ推進週間	・「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念を広めていくため、平成 29 年から、津久井やまゆり園事件の発生した 7 月 26 日を含む週の、月曜日から日曜日までの 1 週間を「ともに生きる社会かながわ推進週間」として定めている。
ともいき大学連携プロジェクト、共生社会実践セミナー	・共生社会を自分事として考え、実現に向けた行動を促進するために、大学生と共に「ともいき大学連携プロジェクト」を実施し、その成果発表の場として「共生社会実践セミナー」を開催している。
ともいきマイスター	・県内で共生社会の実現に向けた活動を実践されている方々に、マイスターとして憲章の理念等を広報・宣伝していただくことで、より多くの皆様に、「ともいき」への共感やその実現に向けた行動を促していくことを目指し、「ともいきマイスター」を設置している。なお、「ともに生きる社会かながわ応援大使」として書家の金澤翔子さんに就任いただいている。
ともいきボランティア	・「ともに生きる社会かながわ憲章」の PR 活動や、障がい者を含めた様々な生きづらさを抱える人々が社会とのつながりを持つ機会を作るための活動を、県と一緒に進めていくため、「ともいきボランティア」を組織している。

出典：神奈川県 WEB サイト

<「共生の場」の創出・体感>

- ・「共生の場」の創出・体感に関する主な取組内容は図表 2-22 のとおりである。

図表 2-22 「共生の場」の創出・体感に関する主な取組内容

事業名	取組内容
ともいきアートサポート事業	・障がい者のアートを「ともいきアート」と称して、障がいの程度や状態にかかわらず、誰もが楽しみ、つながることができる「ともいきアートサポート事業」を実施し、ともいきアート展の開催などにより「ともいき」を体感し、共生社会の実現に向けた取組を行っている。

事業名	取組内容
ともいきゆうえんち	・障がいの程度に関わらず、小さい頃から誰もが一緒に楽しめる「ともいきゆうえんち（インクルーシブ移動遊園地）」を開催している。
ユニバーサル農園	・障がい者や高齢者、学生、子どもなど幅広い多様な方が気軽に参加交流することを目的としたユニバーサル農園（農業体験農園）のモデルを構築している。 ・地域の親子が参加することも多く、障害者が子どもに芋ほりや稲刈りを教えるなど相互に交流する機会となっている。

出典：神奈川県 WEB サイト

4）実施体制

- ・福祉子どもみらい局共生推進本部室は、共生企画グループ、人権・同和グループ、男女共同参画グループ、当事者目線障害福祉グループの4グループで構成している。（令和8年3月31日現在）
- ・共生企画グループでは、県民や企業等に対する、ともに生きる社会かながわ憲章に基づく取組の推進を担っている。
- ・今後、各グループとの連携を進め、より効果的な取組の推進を図っていくこととしている。

5）取組の成果

- ・「ともに生きる社会かながわ憲章」の理念の普及
ともに生きる社会かながわ推進週間を中心に、普及啓発の取組を自ら積極的に行う「ワタシのともいき」企業・団体等が令和6年度17社から、令和7年度は31社に増えるなど「ともに生きる」に共感した多様な取組が広がっている。
- ・「共生の場」の創出・体感
県民や企業と連携した「ともに生きる」をキーワードとした多様な取組により県民の方々が「ともに生きる」＝「ともいき」を体感し、自分ごととして考える機会が増えている。
例：ともいきアート展、ともいきゆうえんち、ともいきシネマ等

（３）共生社会フォーラムと類似する人材育成に関する取組事例

①滋賀県の取組事例「滋賀の福祉人研修」

１）取組の目的

- ・「滋賀の福祉人研修」では、滋賀県における福祉人材の専門性と質の向上を図るとともに、糸賀一雄氏をはじめとする福祉の先人の理念や多様な実践例からの学びを通じて、自らの福祉観を形成し、その姿を後進に伝えていく多様なロールモデルを育成することを目的としている。

２）取組の背景

- ・滋賀県社会福祉協議会（以下、「県社協」という）では、平成 29 年 4 月に「滋賀県社会福祉協議会における社会福祉研修のあり方に関する検討会」を立ち上げ、同年 9 月に共通研修・マネジメント研修・理念教育の必要性を明記した報告書を作成しており、これが現在の研修の基本方針となっている。
- ・平成 30 年 3 月に滋賀県・大津市・県社協の 3 者で「滋賀の福祉人育成に関する協定」を締結し、その協定に基づく研修を担う拠点として県社協内に滋賀県社会福祉研修センターが開設された。
- ・平成 30 年にはプログラム委員会が設置され、「質の高い仕事を内外に発信し、処遇改善にもつなげたい」という問題意識から、福祉人研修の枠組みが整備されてきた。
- ・令和元年度から介護分野が先行して「滋賀の福祉人研修」を実施し、福祉の専門性は全分野に共通することから、令和 4 年度から分野横断の共通研修として実施している。

３）取組の内容

＜滋賀の福祉人研修＞

- ・福祉人研修は、「新任期（入職後概ね 3 年未満）」「中堅期（概ね 3 年以上 5 年未満）」「チームリーダー期（概ね 5 年以上）」「管理職期」の 4 層に分けて、連続しない 3 日間（隔週）の研修プログラムで実施している。
- ・定員は、新任期 150 名、中堅期・チームリーダー期各 100 名、管理職期 60 名としている。
- ・研修は「価値」「知識」「技術」の 3 本柱としている。「価値」は先人の理念や実践から様々な価値観を知った上で自らの福祉観を組み立てること。「知識」は福祉観の基盤となる福祉の歴史、制度を学ぶこと。「技術」は援助技術のハウツーではなく、自ら課題をみつけ既存制度の対象としないサービスに対応していく利用者主体の実践力を身につけることを重視している。これらは、広い意味で、共生社会フォーラムの「語り部」にも共通するものである。
- ・各コースとも、初日は研修のねらいを説明した上で、滋賀の福祉の先人の理念と実践を学ぶ講義を実施。2 日目には、県内の優れた実践者から、自身の実践やそこでの葛藤、利用者本人へのまなざしなどを率直に語ることで、受講者に「本人はどう思っているのか」に立ち返る視点を促している。
- ・3 日目は、新任期・中堅期においては、ワークショップを通じて、職場内や自身の分野だけでは解決できない課題について他分野の参加者と対話し、分野を超えた横のつながりをつくることを狙いとしている。

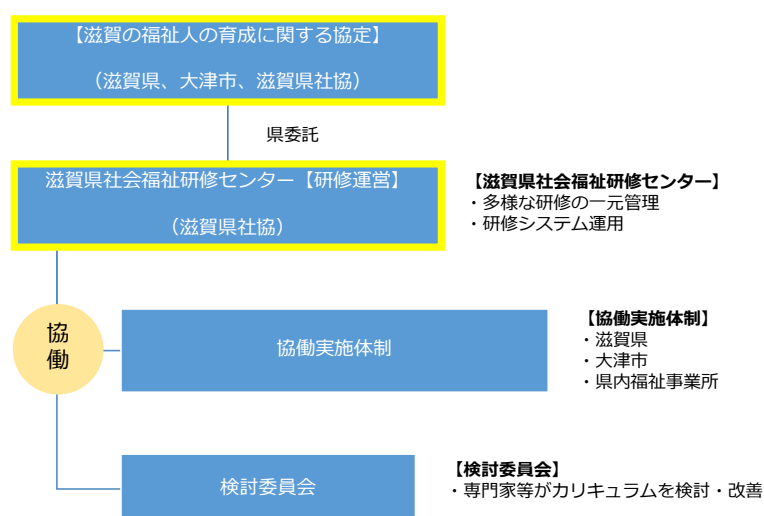
＜えにしアカデミー＞

- ・福祉人研修の上位に位置づけられるリーダー向け研修として、県社協の自主事業として令和 3 年度に「えにしアカデミー」を開学し、運営している。
- ・これは福祉人のリーダーとなる人材を対象とした 2 年間のオンラインプログラム（有料）であり、1 期 15 名規模で現在 5 期目まで継続している。
- ・全国の福祉系大学教員等による講義とディスカッションにより学びを深め、修了後は県からの助成を受けて地域実践に取り組む仕組みとなっている。
- ・卒業生は、有志による「マスター研究会」を組織し、実践報告や相互学習を通じて、横のつながりを構築している。

④実施体制

- ・本研修は、滋賀県・大津市・県社協内の福祉事業所が協働して実施する体制をとっており、県からの委託事業として滋賀県社会福祉研修センターが運営の中核を担っている。
- ・事務局には約 13 名が配置されており、福祉人研修を含め年間約 260 本に及ぶ多様な研修を一元管理している。
- ・令和 5 年度からは専用の研修システムを導入し、受講申込や事前課題、受講決定通知等をシステム上で完結させることで、事務局負担の軽減と事業所側の利便性向上を図っている。
- ・申込は個人単位ではなく各事業所から行う方式であり、「今週から募集開始」といったメール案内とあわせて、事業所が自発的にシステムを確認し、申込を行う流れとなっている。
- ・福祉人研修のカリキュラムは、専門家等で構成する検討委員会において、「滋賀ならではの福祉の専門性とは何か」を軸に、価値・知識・技術の観点から継続的に検討・改善が図られている。

図表 2-23 滋賀県の体制



※滋賀県社会福祉協議会提供資料より HIT 作成

5) 取組の成果と課題

- ・福祉職が日々の業務に従事するにあたっての基盤となる考え方や心構えを形成する県独自の人材育成の仕組みを構築している。
- ・分野別では、高齢分野と障害福祉分野の参加者が比較的多い一方で、その他の分野の参加が少ない。
- ・事業所の新規採用数の減少や現場の人手不足等により、研修受講者数が年々減少している。
- ・理想としては、新任期研修の受講者が3年後に中堅研修へ進み、さらにリーダー・管理職へと学びを積み上げる流れを想定しているが、離職・転職等により、実際には新任期を受けずにチームリーダー研修から受講するなど、必ずしも階層順に受講が進んでいない。

6) 共生社会フォーラムについて

- ・共生社会フォーラムの語り部研修は、自分の価値観・偏見・思い込みを見つめ直すプログラムであり、滋賀の福祉人研修が目指す価値形成と重なる部分がある。
- ・一方で、福祉分野は、スキルアップや資格更新のために受講が求められる研修が多く、現場においても人繰り等の課題を抱えている。こうした状況の中で、共生社会フォーラムの地域版として、津久井やまゆり園事件や糸賀思想を題材とした語り部研修のような濃密な研修を新たに立ち上げることは難しい。
- ・例えば、共生社会フォーラムの要素を、滋賀県の福祉人研修やえにしアカデミーの中に位置づけることで、地域版として展開できる可能性はある。そのためには、共生社会フォーラムの全体像を把握した上で、その要素を既存の研修にどのように接続できるかを検討する必要がある。

3. 都道府県等調査のまとめ

(1) 共生社会の実現に向けた普及啓発の取組状況

アンケート調査では、共生社会の実現に向けた普及啓発の取組について、多くの自治体において障害者差別の解消を目的とした取組が行われている。取組方法は、出前講座、広報誌やホームページ等による情報発信、シンポジウム等があり、その実施形態は地域によって異なる。また、実施主体は自治体が中心となっている場合が多いが、社会福祉法人や民間企業、障害当事者、当事者団体等と連携して実施している取組もみられた。

さらにアンケート調査の対象自治体の中から取組の背景が異なる3つの事例を選定し、具体的な取組内容についてヒアリングを行った。鳥取県では、平成19年の国連総会による「障害者権利条約」の採択を契機に、県民に対する障害理解の促進と県民主体の支え合いづくりを目的とした「あいサポート運動」が平成21年から開始された。同運動は、賛同する県民や企業・団体等を着実に増やしながら、県全体で継続的に取り組む枠組みとして定着しており、鳥取県にとどまらず他の自治体にも裾野が広がる取組となっている。

宮崎県では、平成25年に制定された障害者差別解消法を契機として、障害のある人となない人の相互理解や合理的配慮の提供を図ることに主眼を置き、県民、企業、団体等を対象とした啓発イベントや研修会が進められている。

神奈川県では、平成28年7月26日に県立障害者支援施設「津久井やまゆり園」で多くの方の命が奪われる大変痛ましい事件が発生した。この悲しみを繰り返さないと誓い「ともに生きる社会かながわ憲章」を定め、ともに生きる社会を目指して、県民、企業、教育機関等の多様な主体と連携しながら、憲章の理念の普及と、共生の場の創出・体感を柱に様々な取組が実施されている。

このように、都道府県等における普及啓発は、障害者差別の解消や障害理解の促進を中心に進められており、その内容や手法は、障害福祉施策の動向や事件の発生に伴う社会的影響の広がりなどを背景として、各自治体が地域の実情に応じて展開していることが確認された。

一方、優生思想の根絶に主眼を置いた普及啓発の取組はほぼみられなかった。個々人の価値観や自分の内面で発生したものが醸成されていき、それが差別の形で現れる。共生社会の理念、あるいは差別解消法が対象とする外部に表れる実際の言動の適法性に関する知識・理解を促進、普及するという意味での意識啓発は広く実施されているが、法律は心の中までは介入できない。優生思想は、誰もが少なからず持っている無意識の偏見や差別意識、内面で発生する部分に関わる問題である。法律では対応できないものについては、自己啓発、内省の機会が極めて重要となる。

(2) 都道府県等の人材育成の取組状況

福祉職を対象とした国の法定研修を含め、多くの自治体で実施している研修においては、福祉の理念や法制度等の知識習得や福祉支援の技術の習得と向上を目的とする人材育成が中心となっていると思われる。共生社会フォーラムにおける「福祉支援語り部研修」は、福祉の根本にある思想や価値を問い直し、自らの支援観や実践を見つめ直すことに重視した研修であり、同様の趣旨の研修を実施する自治体は少ない。

そうした中で、滋賀県の「滋賀の福祉人研修」は、福祉の先人の実践や理念に学ぶことを通じて、自らの福祉観を形成し、その姿を後進に伝えていく多様なロールモデルを育成することを目的としており、共生社会フォーラムの目的と共通した要素を持った取組であるといえる。

（３）共生社会フォーラムについて

アンケート調査では、共生社会フォーラム自体を認識している自治体は一定数みられたものの、実際に開催協力や参加に関与した自治体は少ない。また、アンケートの回収状況も踏まえると、共生社会フォーラムの認知度は、自治体全体として必ずしも高いとはいえない状況にあると考えられる。

他方、地域主体での開催を想定した場合の課題としては、企画・運営ノウハウの不足、講師・ファシリテーター等の人材確保、財源の確保等がアンケートから確認された。

また、ヒアリングからは、共生社会フォーラムの地域での展開に向けて、それぞれ異なる示唆が得られた。鳥取県からは、県民運動としての広がりや継続性を持たせるためには、地域に根づいた仕組みと参加しやすい枠組みが重要であること。神奈川県と宮崎県からは、多様な主体を巻き込みながら社会に広げていくための工夫が重要であること。滋賀県からは、研修の中に、福祉の価値や理念を見つめ直す学びをどう位置づけるかが重要であること、また、そうした研修を継続するには相応の体制が必要であること等である。

Ⅲ 「福祉支援語り部研修」受講経験者の活動状況に関する調査

1. 「福祉支援語り部研修」受講経験者を対象としたアンケート調査（語り部調査）

（1）調査概要

①目的

語り部が効果的に活動するための環境整備や仕組みを検討する上での参考とすることを目的に、共生社会フォーラムにおける「福祉支援語り部研修」受講者に対し、普及啓発の活動頻度や活動内容、活動上の課題、今後の活動意向などを把握するアンケート調査を実施した。

②調査対象

平成 30 年度から実施している共生社会フォーラムにおける「福祉支援語り部研修」受講者 589 名のうち、メールアドレスを把握している 545 名。

③調査方法

WEB 調査（Google フォーム）。

「福祉支援語り部研修」受講者の名簿を保有する（公財）糸賀一雄記念財団の協力を得て、調査依頼文と調査票フォームのリンクを調査対象にメールで送付した。

④調査期間

令和 7 年 12 月 12 日（金）～令和 8 年 1 月 16 日（金）

⑤調査項目

1. 基本情報
2. 共生社会フォーラムの参加実績
3. 語り部としての活動実績
4. 共生社会の実現に向けて

⑥回収件数

545 件中 45 件（回収率 8.3%）

（２）調査結果

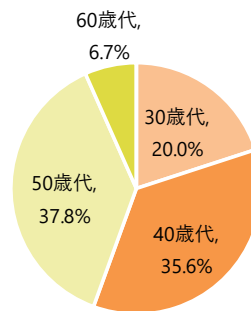
①基本情報

１）年齢区分

回答のあった研修受講者の年齢は「50 歳代」が 37.8%、「40 歳代」が 35.6%、「30 歳代」が 20.0%となっている。

図表 2-24 年齢区分

	件数	割合
～20歳代	0	0.0%
30歳代	9	20.0%
40歳代	16	35.6%
50歳代	17	37.8%
60歳代	3	6.7%
70歳代以上	0	0.0%
合計	45	100.0%

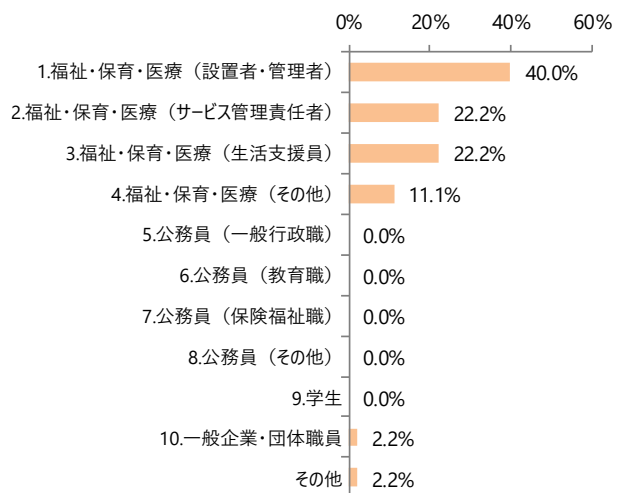


２）職業

職業は、「福祉・保育・医療（設置者・管理者）」が 40.0%、「福祉・保育・医療（サービス管理責任者）」「福祉・保育・医療（生活支援員）」がともに 22.2%、「福祉・保育・医療（その他）」が 11.1%となっている。

図表 2-25 職業

	件数	割合
1.福祉・保育・医療（設置者・管理者）	18	40.0%
2.福祉・保育・医療（サービス管理責任者）	10	22.2%
3.福祉・保育・医療（生活支援員）	10	22.2%
4.福祉・保育・医療（その他）	5	11.1%
5.公務員（一般行政職）	0	0.0%
6.公務員（教育職）	0	0.0%
7.公務員（保険福祉職）	0	0.0%
8.公務員（その他）	0	0.0%
9.学生	0	0.0%
10.一般企業・団体職員	1	2.2%
その他	1	2.2%
合計	45	100.0%

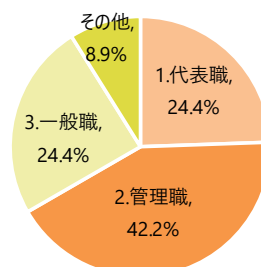


3) 現在の役職

現在の役職は、「管理職」の割合が 42.2%と最も高く、次いで「代表職」「一般職」がともに 24.4%となっている。

図表 2-26 現在の役職

	件数	割合
1.代表職	11	24.4%
2.管理職	19	42.2%
3.一般職	11	24.4%
その他	4	8.9%
合計	45	100.0%



4) 障害福祉分野の業務に携わった経験の有無

障害福祉分野の業務に携わった経験の有無については、全員が「ある」と回答している。

図表 2-27 障害福祉分野の業務に携わった経験の有無

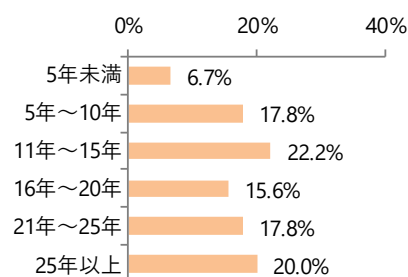
	件数	割合
1.ある	45	100.0%
2.ない	0	0.0%
合計	45	100.0%

5) 障害福祉分野の従事年数（累計）

障害福祉分野での従事年数は、「11 年～15 年」が 22.2%、「25 年以上」が 20.0%、「5 年～10 年」「21 年～25 年」がともに 17.8%となっている。

図表 2-28 障害福祉分野の従事年数

	件数	割合
5年未満	3	6.7%
5年～10年	8	17.8%
11年～15年	10	22.2%
16年～20年	7	15.6%
21年～25年	8	17.8%
25年以上	9	20.0%
合計	45	100.0%

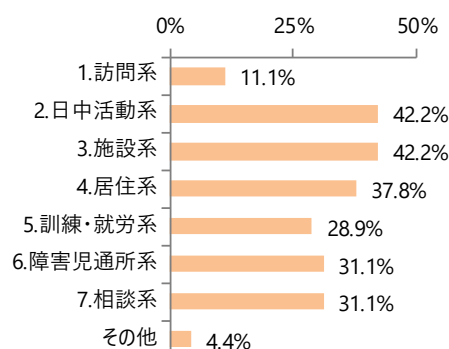


6) 従事したことがある障害福祉サービス（複数回答）

これまでに従事したことがある障害福祉サービスについては、「日中活動系」「施設系」がともに42.2%、「居住系」が37.8%、「障害児通所系」「相談系」が31.1%となっている。

図表 2-29 従事したことがある障害福祉サービス(複数回答)

	件数	割合
1.訪問系	5	11.1%
2.日中活動系	19	42.2%
3.施設系	19	42.2%
4.居住系	17	37.8%
5.訓練・就労系	13	28.9%
6.障害児通所系	14	31.1%
7.相談系	14	31.1%
その他	2	4.4%
全体	45	



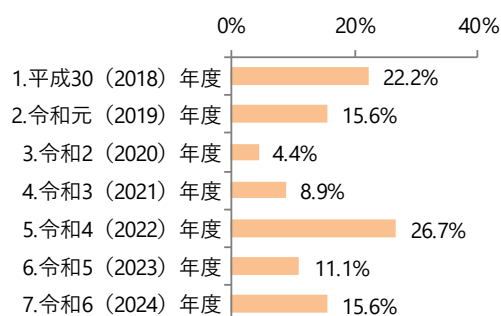
②共生社会フォーラムの参加実績（複数回答）

1) 参加した年度

共生社会フォーラムへの参加年度は「令和4（2022）年度」の割合が26.7%と最も高く、次いで「平成30（2018）年度」が22.2%となっている。

図表 2-30 参加した年度(複数回答)

	件数	割合
1.平成30（2018）年度	10	22.2%
2.令和元（2019）年度	7	15.6%
3.令和2（2020）年度	2	4.4%
4.令和3（2021）年度	4	8.9%
5.令和4（2022）年度	12	26.7%
6.令和5（2023）年度	5	11.1%
7.令和6（2024）年度	7	15.6%
全体	45	

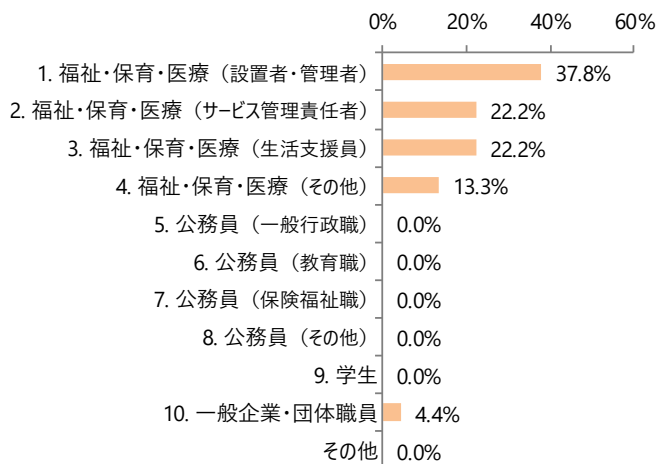


2) 共生社会フォーラム参加当時の職業

共生社会フォーラム参加当時の職業は、「福祉・保育・医療（設置者・管理者）」の割合が 37.8%と最も高く、次いで「福祉・保育・医療（サービス管理責任者）」「福祉・保育・医療（生活支援員）」がともに 22.2%、「福祉・保育・医療（その他）」が 13.3%となっている。

図表 2-31 共生社会フォーラム参加当時の職業

	件数	割合
1.福祉・保育・医療（設置者・管理者）	17	37.8%
2.福祉・保育・医療（サービス管理責任者）	10	22.2%
3.福祉・保育・医療（生活支援員）	10	22.2%
4.福祉・保育・医療（その他）	6	13.3%
5.公務員（一般行政職）	0	0.0%
6.公務員（教育職）	0	0.0%
7.公務員（保険福祉職）	0	0.0%
8.公務員（その他）	0	0.0%
9.学生	0	0.0%
10.一般企業・団体職員	2	4.4%
その他	0	0.0%
合計	45	100.0%

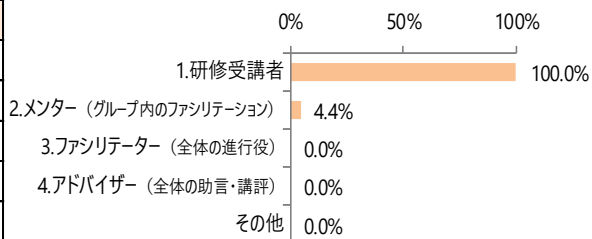


3) 研修に参加した際の立場（複数回答）

研修に参加した際にどのような立場で参加したかについては、回答者全員が「研修受講者」として参加しており、2名（4.4%）は「メンター（グループ内のファシリテーション）」としても参加している。

図表 2-32 参加した立場（複数回答）

	件数	割合
1.研修受講者	45	100.0%
2.メンター（グループ内のファシリテーション）	2	4.4%
3.ファシリテーター（全体の進行役）	0	0.0%
4.アドバイザー（全体の助言・講評）	0	0.0%
その他	0	0.0%
全体	45	



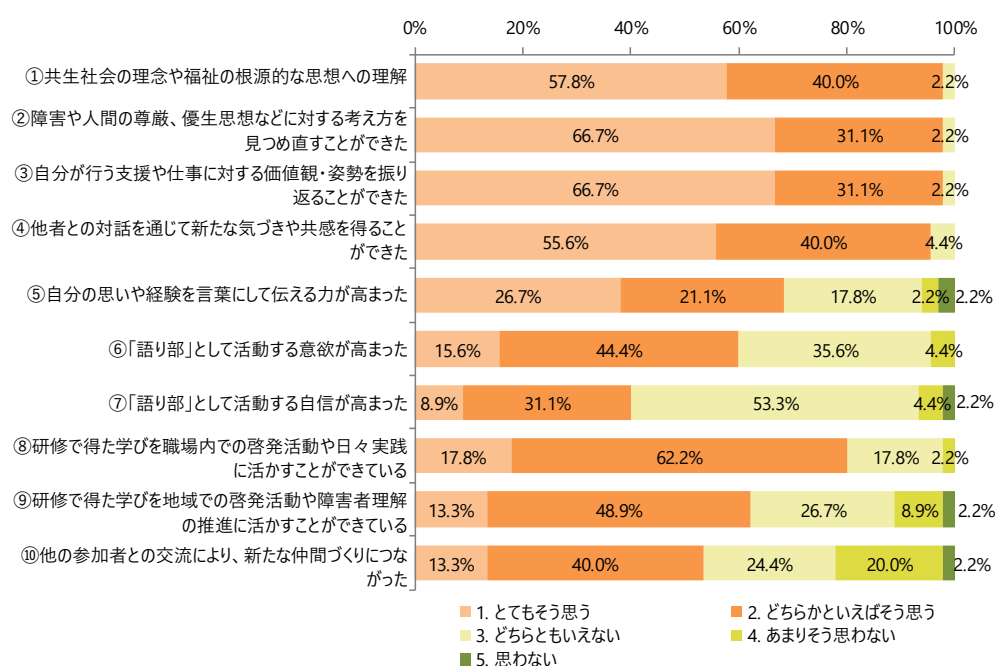
4) 共生社会フォーラムへの参加で感じたこと

共生社会フォーラムに参加したことにより、以下の①～⑩の各項目についてどのように感じているかを聞いたところ、「①共生社会の理念や福祉の根源的な思想への理解」「②障害や人間の尊厳、優生思想などに対する考え方を見つめ直すことができた」「③自分が行う支援や仕事に対する価値観・姿勢を振り返ることができた」「④他者との対話を通じて新たな気づきや共感を得ることができた」では、「とてもそう思う」の割合が5割を超えており、「どちらかといえばそう思う」を合わせると9割以上が「そう思う」と回答している。

一方、「⑥「語り部」として活動する意欲が高まった」「⑦「語り部」として活動する自信が高まった」については、「とてもそう思う」の割合がそれぞれ15.6%、8.6%となっており、「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合も60.0%、40.0%にとどまっている。

図表 2-33 共生社会フォーラムへの参加で感じたこと

	1. とてもそう思う		2. どちらかといえばそう思う		3. どちらともいえない		4. あまりそう思わない		5. 思わない		合計	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合	件数	割合
①共生社会の理念や福祉の根源的な思想への理解	26	57.8%	18	40.0%	1	2.2%	0	0.0%	0	0.0%	45	100.0%
②障害や人間の尊厳、優生思想などに対する考え方を見つめ直すことができた	30	66.7%	14	31.1%	1	2.2%	0	0.0%	0	0.0%	45	100.0%
③自分が行う支援や仕事に対する価値観・姿勢を振り返ることができた	30	66.7%	14	31.1%	1	2.2%	0	0.0%	0	0.0%	45	100.0%
④他者との対話を通じて新たな気づきや共感を得ることができた	25	55.6%	18	40.0%	2	4.4%	0	0.0%	0	0.0%	45	100.0%
⑤自分の思いや経験を言葉にして伝える力が高まった	12	26.7%	23	51.1%	8	17.8%	1	2.2%	1	2.2%	45	100.0%
⑥「語り部」として活動する意欲が高まった	7	15.6%	20	44.4%	16	35.6%	2	4.4%	0	0.0%	45	100.0%
⑦「語り部」として活動する自信が高まった	4	8.9%	14	31.1%	24	53.3%	2	4.4%	1	2.2%	45	100.0%
⑧研修で得た学びを職場内での啓発活動や日々の実践に活かすことができている	8	17.8%	28	62.2%	8	17.8%	1	2.2%	0	0.0%	45	100.0%
⑨研修で得た学びを地域での啓発活動や障害者理解の推進に活かすことができている	6	13.3%	22	48.9%	12	26.7%	4	8.9%	1	2.2%	45	100.0%
⑩他の参加者との交流により、新たな仲間づくりにつながった	6	13.3%	18	40.0%	11	24.4%	9	20.0%	1	2.2%	45	100.0%



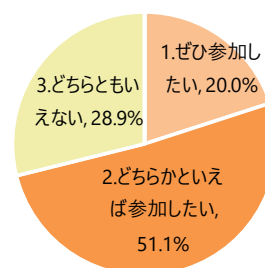
5) 共生社会フォーラムへの参加意欲

今後の共生社会フォーラムへの参加意欲については、「どちらかといえば参加したい」が 51.1%、「どちらともいえない」が 28.9%、「ぜひ参加したい」が 20.0%となっている。

「どちらともいえない」と回答した 13 人に「どちらともいえない」と感じる主な理由について聞いたところ、「業務が忙しく参加が難しい」が 53.8%、「既に参加したので法人内の他の人に参加してほしい」が 38.5%、「日程や場所が都合に合わない」が 30.8%となっている。

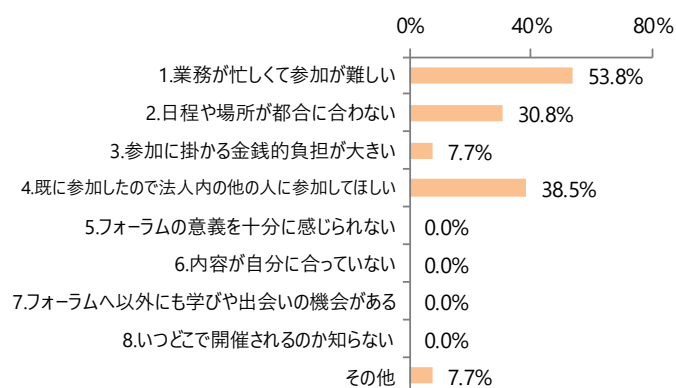
図表 2-34 共生社会フォーラムへの参加意欲

	件数	割合
1.ぜひ参加したい	9	20.0%
2.どちらかといえば参加したい	23	51.1%
3.どちらともいえない	13	28.9%
4.あまり参加したくない	0	0.0%
5.参加したくない	0	0.0%
合計	45	100.0%



「どちらともいえない」と感じる主な理由 (N=13、複数回答)

	件数	割合
1.業務が忙しくて参加が難しい	7	53.8%
2.日程や場所が都合に合わない	4	30.8%
3.参加に掛かる金銭的負担が大きい	1	7.7%
4.既に参加したので法人内の他の人に参加してほしい	5	38.5%
5.フォーラムの意義を十分に感じられない	0	0.0%
6.内容が自分に合っていない	0	0.0%
7.フォーラムへ以外にも学びや出会いの機会がある	0	0.0%
8.いつどこで開催されるのか知らない	0	0.0%
その他	1	7.7%
全体	13	



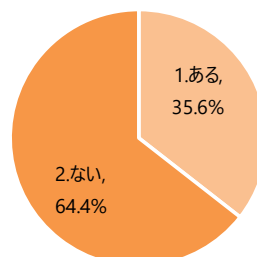
③語り部としての活動実績

1) 語り部としての活動の有無

研修参加後、語り部として活動した経験の有無については、「ある」が16名(35.6%)、「ない」が29名(64.4%)となっている。

図表 2-35 語り部としての活動の有無

	件数	割合
1.ある	16	35.6%
2.ない	29	64.4%
合計	45	100.0%

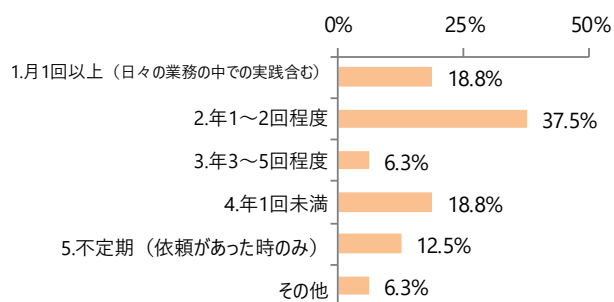


2) 最も活動の多かった1年間の活動頻度（語り部活動経験「ある」の限定回答）

語り部としての活動経験があると回答した16名に最も活動が多かった1年間の活動頻度について聞いたところ、「年1～2回程度」の割合が37.5%と最も高く、次いで「月1回以上（日々の業務の中での実践含む）」「年1回未満」がともに18.8%となっている。

図表 2-36 最も活動の多かった1年間の活動頻度(N=16)

	件数	割合
1.月1回以上（日々の業務の中での実践含む）	3	18.8%
2.年1～2回程度	6	37.5%
3.年3～5回程度	1	6.3%
4.年1回未満	3	18.8%
5.不定期（依頼があった時のみ）	2	12.5%
その他	1	6.3%
合計	16	100.0%

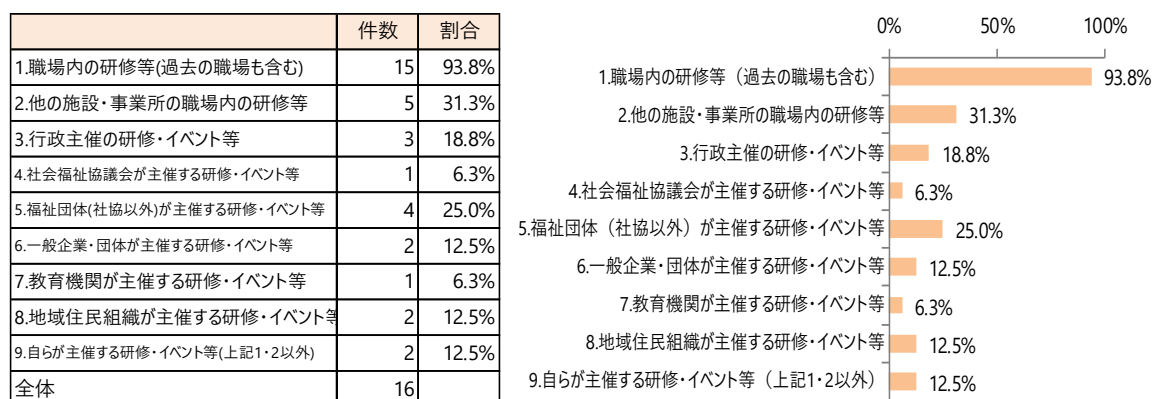


3) 語り部として活動した場（語り部活動経験「ある」の限定回答、複数回答）

これまでにどのような場で語り部として活動したかを聞いたところ、「職場内の研修等」の割合が93.8%と最も高くなっており、9割以上は自分が所属する職場内で活動をしている。

一方、他の施設や事業所、他の団体等が主催する研修等での活動もみられ、「他の施設・事業所の職場内の研修等」が31.3%、「福祉団体（社協以外）が主催する研修・イベント等」が25.0%、「行政主導の研修・イベント等」が18.8%となっている。

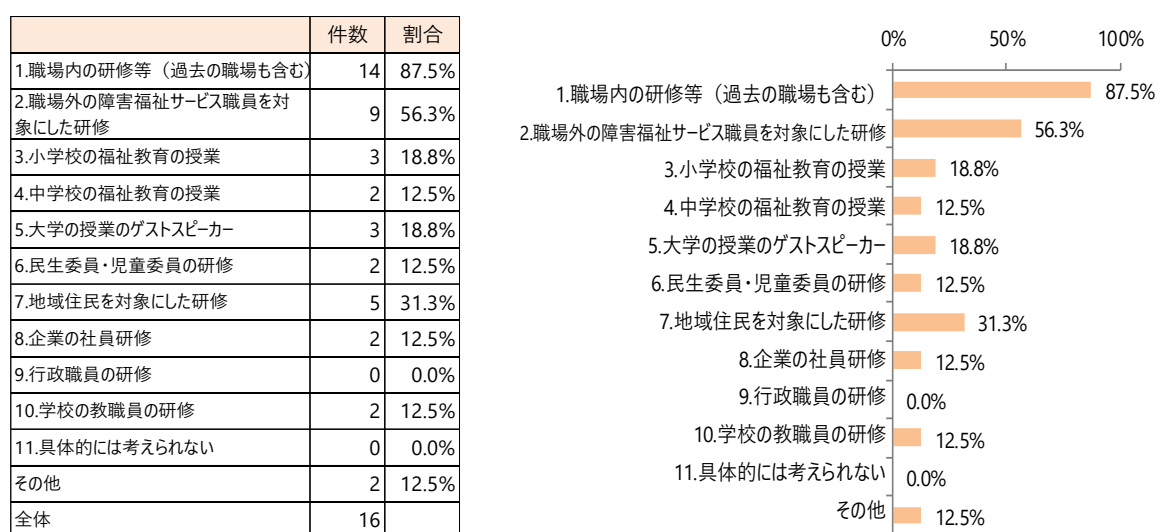
図表 2-37 語り部として活動した場（N＝16、複数回答）



4) 今後、語り部として活動したい場（語り部活動経験「ある」の限定回答、複数回答）

今後、語り部として活動したい場としては、「職場内の研修」が87.5%と最も高く、次いで「職場外の障害福祉サービス職員を対象にした研修」が56.3%、「地域住民を対象にした研修」が31.1%となっている。

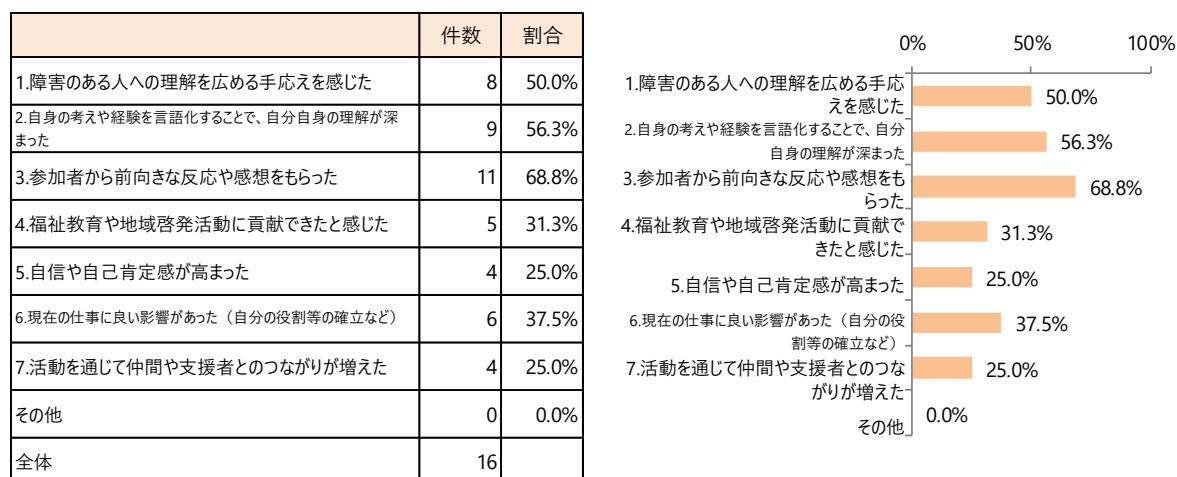
図表 2-38 今後、語り部として活動したい場（N＝16、複数回答）



5) 語り部活動の成果（語り部活動経験「ある」の限定回答、複数回答）

語り部活動をする上で感じている成果については、「参加者から前向きな反応や感想をもらった」の割合が68.8%と最も高く、次いで「自身の考えや経験を言語化することで、自分自身の理解が深まった」が56.3%、「障害のある人への理解を広める手応えを感じた」が50.0%となっている。

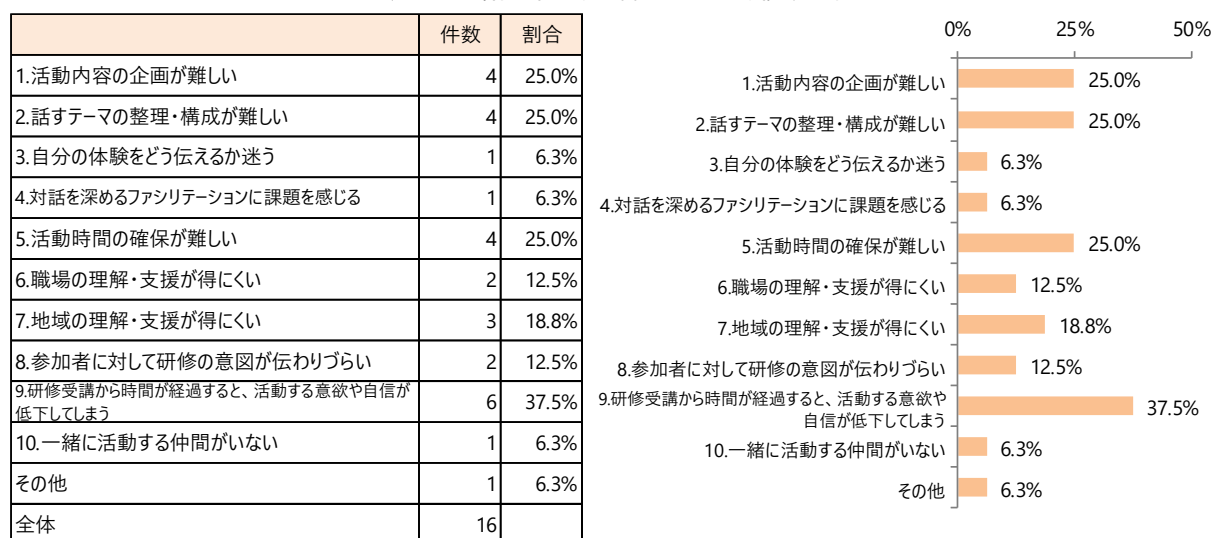
図表 2-39 語り部活動の成果(N=16、複数回答)



6) 語り部活動の課題（語り部活動経験「ある」の限定回答、複数回答）

語り部活動をする上で感じている課題については、「研修受講から時間が経過すると活動する意欲や自信が低下してしまう」の割合が37.5%と最も高く、次いで「活動内容の企画が難しい」「話すテーマの整理・構成が難しい」「活動時間の確保が難しい」がいずれも25.0%となっている。

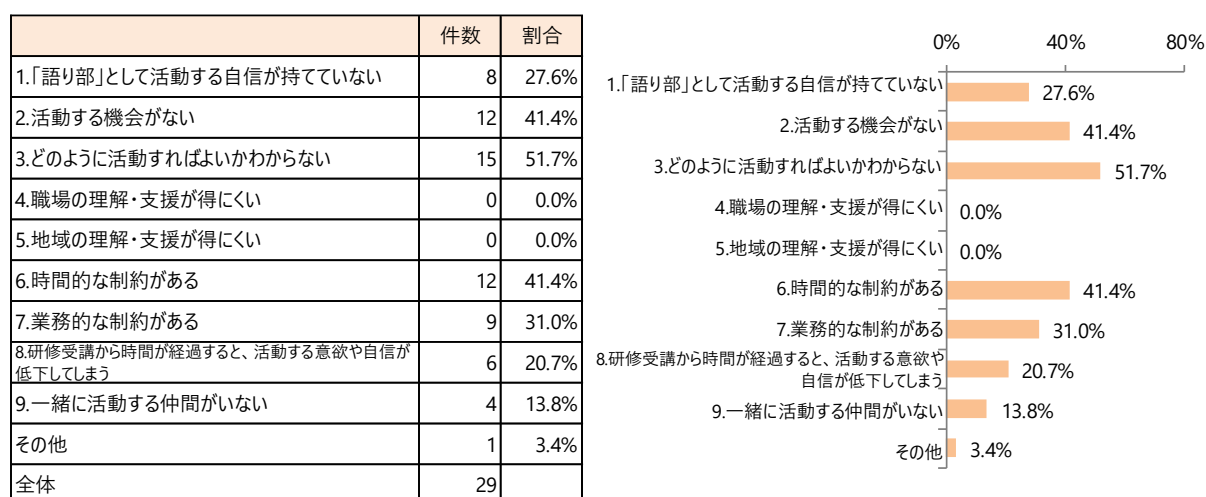
図表 2-40 語り部活動の課題(N=16、複数回答)



7) 語り部活動を行わない理由（語り部活動経験「ない」の限定回答、複数回答）

語り部活動の経験が「ない」と回答した29名に、語り部として活動しない主な理由を聞いたところ、「どのように活動すればよいかわからない」の割合が51.7%と最も高く、次いで「活動する機会がない」「時間的な制約がある」がともに41.4%、「業務的な制約がある」が31.0%となっている。

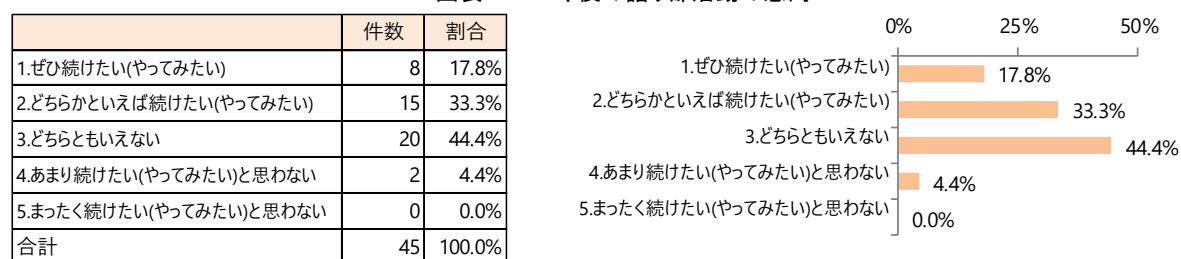
図表 2-41 語り部活動を行わない理由（N=29、複数回答）



8) 今後の語り部活動の意向

今後の語り部活動の意向については、「ぜひ続けたい（やってみたい）」が17.8%、「どちらかといえば続けたい（やってみたい）」が33.3%となっており、合わせて約5割が「続けたい（やってみたい）」と回答している。一方、「どちらともいえない」は44.4%となっている。

図表 2-42 今後の語り部活動の意向

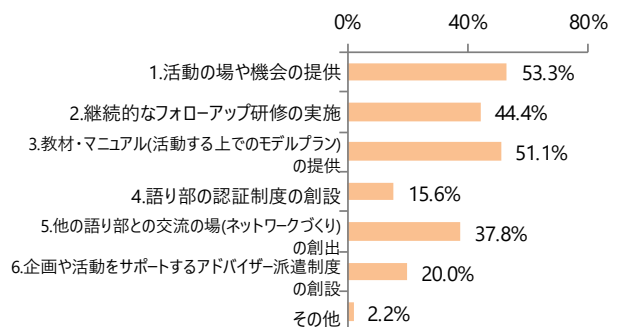


9) 語り部活動に必要な支援策（複数回答）

今後、語り部として活動する上で必要だと感じる支援策については、「活動の場や機会の提供」の割合が53.3%と最も高く、次いで「教材・マニュアル（活動する上でのモデルプラン）の提供」が51.1%、「継続的なフォローアップ研修の実施」が44.4%となっている。

図表 2-43 語り部活動に必要な支援策（複数回答）

	件数	割合
1.活動の場や機会の提供	24	53.3%
2.継続的なフォローアップ研修の実施	20	44.4%
3.教材・マニュアル(活動する上でのモデルプラン)の提供	23	51.1%
4.語り部の認証制度の創設	7	15.6%
5.他の語り部との交流の場(ネットワークづくり)の創出	17	37.8%
6.企画や活動をサポートするアドバイザー派遣制度の創設	9	20.0%
その他	1	2.2%
全体	45	



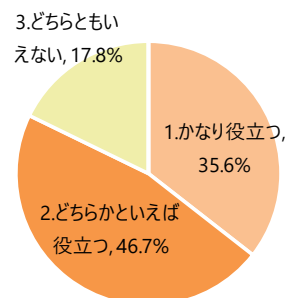
④共生社会の実現に向けて

1) 「共生社会の理念や福祉の根源的な思想への理解」に語り部活動は役立つか

「共生社会の理念や福祉の根源的な思想への理解」に対して、語り部活動がどのくらい役立つかを聞いたところ、「かなり役立つ」が35.6%、「どちらかといえば役立つ」が46.7%となっており、「かなり役立つ」「どちらかといえば役立つ」を合わせると8割以上が「役立つ」と回答している。

図表 2-44 「共生社会の理念や福祉の根源的な思想への理解」に語り部活動は役立つか

	件数	割合
1.かなり役立つ	16	35.6%
2.どちらかといえば役立つ	21	46.7%
3.どちらともいえない	8	17.8%
4.あまり役立たない	0	0.0%
5.役立たない	0	0.0%
合計	45	100.0%

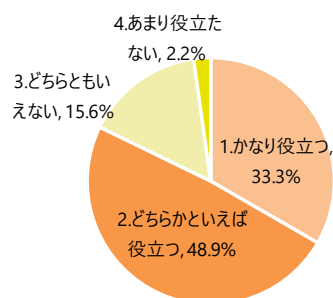


2)「障害や人間の尊厳、優生思想などに対する考え方を見つめ直す」ために語り部活動は役立つか

「障害や人間の尊厳、優生思想などに対する考え方を見つめ直す」ために語り部活動がどのくらい役立つかを聞いたところ、「かなり役立つ」が33.3%、「どちらかといえば役立つ」が48.9%となっており、「かなり役立つ」「どちらかといえば役立つ」を合わせると8割以上が「役立つ」と回答している。

図表 2-45 「障害や人間の尊厳、優生思想などに対する考え方を見つめ直す」ために語り部活動は役立つか

	件数	割合
1.かなり役立つ	15	33.3%
2.どちらかといえば役立つ	22	48.9%
3.どちらともいえない	7	15.6%
4.あまり役立たない	1	2.2%
5.役立たない	0	0.0%
合計	45	100.0%

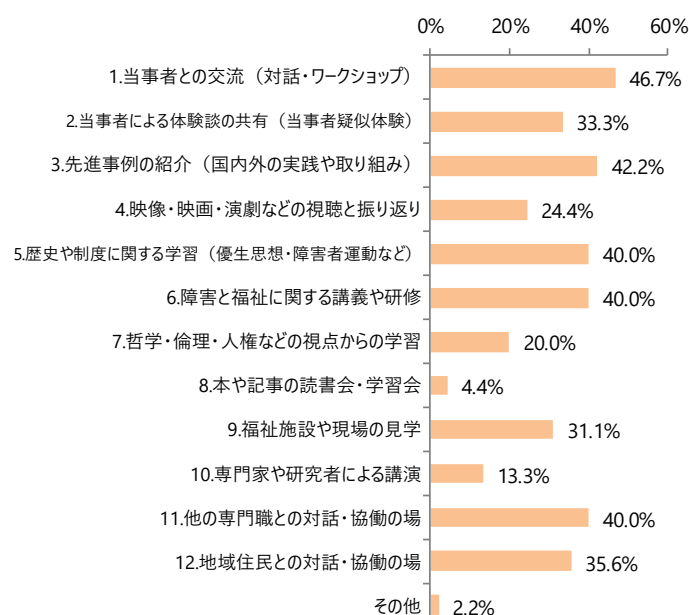


3)「共生社会の理念や福祉の根源的な思想への理解」および「障害や人間の尊厳、優生思想などに対する考え方を見つめ直す」ことに有効だと考えられる活動や方法（複数回答）

「共生社会の理念や福祉の根源的な思想への理解」および「障害や人間の尊厳、優生思想などに対する考え方を見つめ直す」ことに有効だと考えられる活動や方法について聞いたところ、「当事者との交流（対話・ワークショップ）」が46.7%と最も高く、次いで「先進事例の紹介（国内外の実践や取り組み）」が42.2%、「歴史や制度に関する学習（優生思想、障害者運動など）」「障害と福祉に関する講義・研修」がいずれも40.0%となっている。

図表 2-46 「共生社会の理念や福祉の根源的な思想への理解」および「障害や人間の尊厳、優生思想などに対する考え方を見つめ直す」ことに有効だと考えられる活動や方法（複数回答）

	件数	割合
1.当事者との交流（対話・ワークショップ）	21	46.7%
2.当事者による体験談の共有（当事者疑似体験）	15	33.3%
3.先進事例の紹介（国内外の実践や取り組み）	19	42.2%
4.映像・映画・演劇などの視聴と振り返り	11	24.4%
5.歴史や制度に関する学習（優生思想・障害者運動など）	18	40.0%
6.障害と福祉に関する講義や研修	18	40.0%
7.哲学・倫理・人権などの視点からの学習	9	20.0%
8.本や記事の読書会・学習会	2	4.4%
9.福祉施設や現場の見学	14	31.1%
10.専門家や研究者による講演	6	13.3%
11.他の専門職との対話・協働の場	18	40.0%
12.地域住民との対話・協働の場	16	35.6%
その他	1	2.2%
全体	45	



4) 共生社会フォーラムへのアイデア（自由記入）

共生社会フォーラムへのアイデアは以下のとおりである。共生社会フォーラムの参加を促進するための方法として、開催場所の工夫とオンラインの活用といった意見があげられていた。また、共生社会フォーラムを若い世代の教育の場とする意見もみられた。

図表 2-47 共生社会フォーラムへのアイデア

カテゴリ	主な記述内容
開催場所の工夫	○共生社会フォーラムが全国で行われると参加しやすい。参加する場合、職場を休むことになるので、職場の理解や、近場での開催が必要になってくると思う。 ○共生社会と言っても理解できてない方も多くおり、人間の尊厳をしっかりと見つめ直す時間が取れているかという、人ごとのように思っている人も多いと思う。地域でも共生社会フォーラムが1年に1度行われているが、もっと身近に感じられるフォーラムになっていくことをのぞんでいる。
オンラインの活用	○風化させないための取り組みを行うことは必須である。また、共生社会フォーラムには毎年違った趣向で開催をしていただけていると思うが、基調講演などはオンライン等で多くの人に参加をしていただくことは難しいのだろうか？障害福祉を多くの人たちが理解できる場所やそれをアピールすることも大切だと考えている。
次世代への教育	○教育の場など、こどもや若者に導入し、誤った情報などに触れる前に丁寧な学びを提供する活動につなげてほしい。

5) 語り部活動へのアイデア（自由記入）

語り部活動へのアイデアは以下のとおりである。語り部活動を行うための手段として、情報共有ができるプラットフォームの活用という意見があげられていた。

図表 2-48 語り部活動へのアイデア

カテゴリ	主な記述内容
情報集約とプラットフォーム	○語り部活動の情報をまとめるような取り組みがあったらどうか。 ○参加後に語り部として活動するためのプラットフォームづくりが必要とを感じる。一個人では難しいところがあるので、近しいエリアの仲間と共に活動できるフォローアップ支援があれば良い。

2. ヒアリング調査による取組事例

(1) 調査概要

①目的

本事業のあり方検討の参考とすることを目的に、語り部活動の実践者3名を対象に、具体的な活動状況や成果・課題等についてヒアリングを行った。

図表 2-49 ヒアリング実施概要

実施対象者	実施日	実施方法	取組概要
A氏(高次脳機能障害者を支援するNPO代表)	令和7年 12月23日	WEB	自身の本業である高次脳機能障害の分野に落とし込んで、共生社会フォーラムでの学びを実践に活かしている。また、研修での学びを、例えば、食事の場などで、腹を割って話せる仲間と話題にしている。
B氏(共生型小規模多機能居宅介護事業所を運営するNPO代表)	令和8年 1月26日	WEB	研修講師に加えて、地域活動の中で、受け入れる視点を持つことや、福祉的な価値観といった共生社会フォーラムでの学びを、関わる人々に伝えることで実践している。
C氏(障害福祉事業を展開する社会福祉法人職員)	令和8年 1月26日	WEB	虐待防止の研修講師を務める際に津久井やまゆり園事件について考える時間を設けている。また、法人内外に簡易版の共生社会フォーラムを実施し、自分の気持ちを振り返り、整理するような研修を実施している。

(2) A氏の取組事例

①共生社会フォーラム参加の経緯

- ・自身が所属する全国地域生活支援ネットワークから案内があり、平成30年11月、福岡県での語り部研修に研修受講者として初めて参加した。
- ・同年12月の北海道でのフォーラムはメンターとして参加し、以降はワーキンググループメンバーも兼任し、全体進行、メンター、アドバイザーとして継続的に関わっている。
- ・今年度の徳島県・島根県でのフォーラムにも、メンター、もしくはアドバイザーとして参加する予定となっている。

②共生社会フォーラムでの学び

- ・自身が支援を行う人が抱えている高次脳機能障害は、外見からは分かりにくく、制度の狭間に陥りやすい障害であると言われており、適切な支援が届いていない現状がある。
- ・就学、就労、生活、楽しみなど、日常生活のあらゆる場面で、人として当たり前の尊厳ある生活を送ることができていない印象があり、悶々としながら仕事をしてきた。
- ・糸賀氏の「自覚者は責任者」という言葉に感銘を受け、高次脳機能障害がある人たちのために何ができるかということと、社会に理解してもらうために何ができるかについて再考するようになった。

③語り部とは

- ・津久井やまゆり園事件の犯人は「世の中の役に立たないものは排除すべきだ」という考えに立っていた。その思想や行為を批判しなければいけない一方で、「犯人は駄目な人間だ」「排除すべきだ」と思った瞬間、自分自身もまた「排除する思想」に立ってしまう。

- ・もし誰かを「役に立たない存在」と位置づけて排除しようとするなら、やっていることは犯人と同じ思想になってしまう。だからこそ、この問いは非常に「もやもや」する。
- ・語り部研修では、その「もやもや」を簡単に言葉で結論づけることはできないし、教えることもできない。その答えの出ない違和感を頭の片隅に置き続けながら、研修を受けることになる。
- ・しかし、人は本能的に不都合で面倒な相手を「排除したい」と思うってしまうこともある。そこで一呼吸置いて、「本当にそれでいいのか」と自分に問い直す時間が常に必要になる。
- ・だからこそ、語り部とは、そうした「もやもや」を手繰り寄せて、自分の言葉として発信していく存在であると認識している。

④語り部活動内容

<活動のあり方>

- ・語り部研修を受けた人が同じ形でフォーラムを再現するわけではない。
- ・自身も、高次脳機能障害の分野に落とし込んで実践しているが、「共生社会」という言葉を使わないこともあるし、問い自体が別の形に変換されている。
- ・仕事の研修で学んだことを食事の場で話題にして「どう思う？」と聞いたり、腹を割って話せる仲間に問いを渡したりするなど、フォーラムを受けた人は、少なくとも身近な仲間に問いを投げかけているはずである。

<講演講師>

- ・毎年、(一社)日本損害保険協会からの助成を受けて各地で開催される「高次脳機能障害リハビリテーション講習会」においても要請に応じて講演活動をしている。
- ・一番大きいものであれば、自身が代表を務める NPO 法人日本高次脳機能障害友の会という当事者・家族団体があり、毎年、各地で全国大会を年 1 回開催している。
- ・全国大会では、厚生労働省、国土交通省、文部科学省等の各省からの高次脳機能障害に関するガイダンス講演や、有識者からの基調講演、さらに地元団体からの取組介を通じて、どのように当事者を支えているのかといったシンポジウムを開催している。
- ・全国大会の前日には、当事者とその家族の交流会も実施しており、全国各地から毎年 300～500 名ぐらいの参加がある。
- ・今年は福井県、昨年度は福島県で開催した。当事者とその家族は参加費用を貯めて、全国各地の当事者たちと交流することを楽しみにしている。ご当地の踊りや歌を披露しながら食事を楽しみ、近況を報告し合う場となっている。このような催しも、共生社会を考えるにあたって欠かせない要素である。

<法制化に向けた要望活動>

- ・日本高次脳機能障害友の会の活動の一環として、10 年くらい前から、国に対する高次脳機能障害者を支援するための法制化に向けた要望活動もしている。その成果として、支援体制を整えるための「高次脳機能障害者支援法」が令和 7 年 12 月 16 日に成立した。

④共生社会フォーラムの課題

<参加者層のすそ野拡大>

- ・フォーラムでは、基調講演者から共生社会とは何かを考えるヒントを得て、そこを切り口にグループワークを通じて、自分の職場や実践に落とし込んでいくことを狙いとしている。
- ・しかし、参加者は専門職が中心である。専門職は、目の前に障害者がいる現場で働いているため、日々、障害者とともに暮らしていくにはどうしたら良いかということを考えながら働いている。深掘りして共生社会を考えることは良いことである一方で、専門職だけを対象にしている良いのかということをやっと思っている。
- ・本当に知ってもらいたいのは、一般社会の中で暮らしている社会人や子どもたちである。世の中には、困りごとや、生きづらさを抱えている人達がいる。
- ・津久井やまゆり園事件について、ピンとこない世代が現場で働き始めている。だからこそ、障害者も自分たちと同じように痛みを感じるし、心が落ち込んだりもするような人としての性質を持っていて、その人達と、共に生きるとはどういうことかを考える方向性に展開するべきだと強く感じている。専門職に限らず、より幅広に参加してもらえようようなフォーラムになってほしい。
- ・そのためのツールとして、バリアフリー演劇は有効だと思っている。演劇のような文化活動をプラットフォームにして、何かの気づきを得るような機会になれば良いと思っている。演劇の内容だけではなく、障害のある人たち、健常者、役者がみんなで舞台を作る様子から、演劇をする姿、あるいはそれを鑑賞する観客の姿は、まさにバリアフリーであり、共生社会を体現したものである。
- ・それを目の当たりにすると、一人ひとりが、共生社会という言葉自体を知らなくても、障害者と一緒に気持ちよく、機嫌よく生きていくにはどうすれば良いのだろうかと考えてくれるのではないかな。

<福祉現場の課題>

- ・フォーラムの二日間で何かが分かるわけではない。二日間で自分の内側に向かう問いをいくつ手にいれることができるかが重要である。
- ・共生社会につながるエッセンスは現場に山ほどある。当事者とのやりとりや家族からのクレーム対応の中に、思考を発展させる材料は多いが、そこに没頭する時間がない。
- ・支援スキルを上げるための研修に時間を割く必要もある。そのため、自身も職場内で職員に問いを投げかけるのは難しい。
- ・語り部研修の二日間は相当貴重だが、時間や費用など現実を考えると「今は無理だ」と先延ばしにする人は多いと感じる。
- ・したがって、今後のサポートとは何か、という話になる。金銭的負担だけではなく、心理的・物理的負担をどう下げるかが必要だと思う。

(3) B氏の取組事例

①共生社会フォーラム参加の経緯

- ・介護施設の介護支援専門員として勤務する中で福祉のあり方に疑問を抱き、共生型コーディネーターのコンセプトである「地域とつながり、障害がある人や認知症の人も役割がある居場所を作る」ことを目指しNPOを設立した。
- ・北海道が共生型の地域福祉拠点を進めるにあたり、平成30年に行われた共生型コーディネーター養成研修を受講し、共生型の福祉のあり方に興味を持ったことで、共生型の小規模多機能型居宅介護の開設を決意した。
- ・「共生」とつく研修に積極的に参加する中で、平成30年に滋賀県で開催されたアメニティフォーラムに参加し、そこで行われた語り部研修で糸賀一雄氏の思想に触れ、共生社会フォーラムを知ったことから、平成30年度に札幌市で開催された共生社会フォーラムに参加した。
- ・今までは高齢分野が長く、共生型の知識が足りていないと感じたことから、2018年度に2度語り部研修を受講した。

②共生社会フォーラムでの学び

- ・戦後、保護者がいなくなった子どもたちが「保護」の名のもと施設に集められた歴史に衝撃を受け、福祉とは何かを考えるきっかけになった。
- ・糸賀一雄氏の「この子らを世の光に」という言葉に感銘を受け、これからの共生社会づくりのポイントであると認識した。
- ・語り部として活動することが必要だと実感した。

③語り部活動内容

<活動のあり方>

- ・障害者が地域の中で見えにくく、障害者は施設にいるというイメージがあるため、地域の方が共生社会を身近に感じていない。
- ・研修だけでなく日常の地域活動の中で、フォーラムで得た学びを語っていくことにした。

<お母さん食堂>

- ・地域のお母さんたちから、町内会にも来なくなり、ひきこもりになりがちな高齢者のために食堂を作りたいという相談があり、お母さん食堂を開設した。
- ・主催はNPOで、チラシや暖簾の作成をしている。食材の用意やメニューを考えるといった運営は、相談に来た地域に暮らすお母さんたち約10名が行っている。
- ・対象は事業所がある地域に住む高齢者。
- ・広報活動については、地域の訪問看護ステーションや福祉関係の方の協力もある。
- ・昨年7月から地域の町内会館で2か月に1回のペースで実施し、限定50食が毎回1時間で売り切れている。
- ・できていたことができなくなり、地域の行事に参加しなくなった高齢者に出てきてもらうという趣旨を間違えることがないように、会議の中で福祉的な価値がある食堂であることを繰り返

し伝えている。また、会議では、活動の中でできる人とできない人を区別せず、できない人を排除しないことや、できなくなったことを周りが許容し、その人の居場所を取り上げないということが、今後の高齢社会に必要な視点であることを伝えている。

- ・お母さん食堂の成果は、運営側のお母さんたちから、何が大事なことであるかに気づいたという声が聞かれること。

＜その他の地域活動＞

- ・共生型を始める際、LGBTQ の方や障害のある子どもを持つ保護者などと意見交換会を開催し聞き取りを行ったところ、障害者などが地域に出てきたときに、地域の方は気にはかけているけれど、声をかけてよいのかがわからない状態であり、そこに遠慮があることが分かった。
- ・困ったときや災害時に助け合えるような関係を構築するきっかけ作りとして、月に 1 回夜型の子育てサロンを実施している。
- ・夜型であるからこそ、働きながら障害のある子どもを抱えている方や、ひとり親の方などが来ることが多い。
- ・その他、地域のイベントには事業所の利用者、家族、職員が出店しており、障害がある方も売り子になって地域の子どもたちと触れ合う機会になっている。
- ・これらすべての活動は、行政の支援がない状態で実施している。

＜研修講師＞

- ・高齢者施設職員や、民生委員向けに虐待防止やアンガーマネジメントをテーマとした研修講師を引き受ける機会が多い。
- ・価値観の違いを否定せず、受け入れる視点をもつことや、主観的判断ではなく、背景にある困りごとを考える視点の大切さを伝えている。
- ・例えば、民生委員を対象とした研修では、服が汚くて臭いという相談があっても、その臭い、汚いという価値観は主観であり、主観的な判断で決めつけるのではなく、洗濯や入浴が困難なのかもしれないといった受け取り方をして、何が困りごとなのかを見つけるような視点をもつことが大事であるという内容の研修を行っている。

④共生社会フォーラムの課題

- ・忙しくて参加できないことがあるため、北海道での開催を多くしてもらいたい。
- ・札幌市で開催されたときのキャッチコピーが、「縦横斜め」というようなものであり、まさに社会の縦割り構造を多方向から崩していくことが大事だと感じた。こういったキャッチコピーがあると、より多くの人に興味をもってもらえるかもしれない。

(4) C氏の取組事例

①共生社会フォーラム参加の経緯

- ・自身の法人の代表がフォーラムに関わっている関係で、法人内研修の一環として令和2年度に研修受講者として参加した。
- ・令和5年に秩父市で開催されたフォーラムは、語り部研修のメンターとして参加した。

②共生社会フォーラムでの学び

- ・毎日目の前の利用者に対応している職員にとって、津久井やまゆり園事件というテーマで他法人の方と意見交換をしながら、自分が思っていることを整理して伝えるという機会を得られたことが良かった。
- ・思想に関する研修は、受け手が一方的に聞いて持ち帰るものが多い中、フォーラムはその場で自分の意見も共有して丁寧に研修が組まれていることから、価値の高い研修であると捉えている。
- ・フォーラムに参加したことで他の参加者につながり、他法人から自施設を見学に来られる方もいる。

③語り部活動内容

<個人活動>

- ・研修の中で、自分の職場に戻ってどういうことをするかというプランまで作成したが、忙しい業務の中でこのテーマを日常の中に持ち込むことができず、その通り実行することはできていない。
- ・積極的に語り部として活動できない理由は、直接的に利用者の生活にメリットがあるような内容ではなく、思想や価値観といった深く重いテーマであるため、忙しい業務の中に取り入れにくいこと。
- ・各事業所の法定研修である虐待防止研修（令和4年から義務化）において、他法人で研修講師を務める際に、権利擁護のところで津久井やまゆり園事件について考えてもらう時間を設けるなど、フォーラムの要素を取り入れて実施している。

<法人内向けミニ共生社会フォーラム>

- ・法人で参加したメンバーが、職場内でミニ共生社会フォーラムのような研修を開催し、参加できなかった職員についてもフォーラムの内容を意識する機会を設けている。
- ・内容としては、共生社会フォーラムのように津久井やまゆり園事件について考え、答えを強制するのではなく、自分でその時の気持ちを振り返って整理するような研修となっている。
- ・年に1回、12人ほどの職員を対象に、2時間ほどかけて開催している。対象となる職員に制限はなく、パートの方なども参加可能となっている。
- ・フォーラムで扱うような内容を常時考え続けられる職員は多くないため、法人内で定期的に研修を行うことで、向き合う時間を作ることができている。

＜外部向けミニ共生社会フォーラム＞

- ・いつも法人内向けに行っている研修会議のようなものをオープンにするため、障害のある方がこれまでどのように暮らしてきたのかといった内容について、内部向けの研修と合わせて外部の関係者も参加可能なミニ共生社会フォーラムを実施した。福祉職者、家族、職員の家族などで、30名ほどの参加があった。

④共生社会フォーラムの課題

- ・共生社会フォーラムへの参加が困難な要因として、シフトを組んで24時間365日の支援体制を確保しているが、職員のワークライフバランスを保った上で夜勤の調整等を行う必要があり、人繰りに余裕がない。そうした中で、2日間の研修に職員を送り出すことは難しい。さらに、遠方で開催される場合は移動も含めて4日間取られることになる。
- ・また、フォーラムへの参加が困難なもうひとつの要因として、ここ数年で法定研修の数が増え、毎月なにかしらの研修を入れなければならず、スケジュール的に追い付かない状況にある。
- ・一方で、日常業務から離れて行う2日間の研修は非常に価値があるため、法人として参加を必須化してはどうか。
- ・また、法人・事業所単位での研修へ展開することも考えられる。事業所内で行う虐待防止研修にフォーラム要素を取り入れ、グループワーク型で実施できると良い。

【参考】糸賀一雄記念財団によるアンケート調査結果

糸賀一雄記念財団では、語り部研修の受講者に対し、受講から1か月後にアンケート調査を実施し、受講者の「語り部」としての活動状況を把握している。

（１）語り部としての活動状況

令和元年から令和6年に実施したアンケートの回答者は合計102名である。

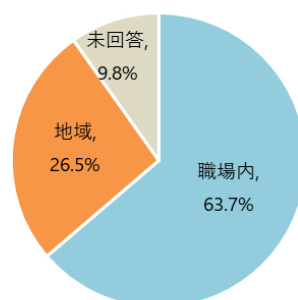
共生社会フォーラムは年間3～4か所で開催し、語り部研修の定員は1か所20名程度で実施している。年間60～80名が語り部研修に参加し、毎年アンケートに平均17(=102÷6)名が回答していると仮定すると、毎年、少なくとも受講者の2～3割が受講後、「語り部」として何らかの活動を実践しているものと推測される。

（２）語り部としての活動場所

アンケート結果によると、令和元年度から令和6年度までの間に「語り部」として活動した人（調査時点で、具体的な活動先が予定されている人を含む）102名のうち、職場内に向けて実践した人は65名（63.7%）、地域に向けて実践した人は27名（26.5%）となっている。

図表1 語り部活動の実践対象

	件数	割合
職場内	65	63.7%
地域	27	26.5%
未回答	10	9.8%
合計	102	100.0%



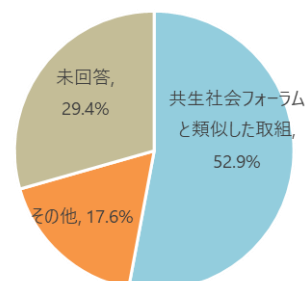
（３）語り部としての活動内容

「語り部」としての活動内容を分類すると、共生社会フォーラムと類似した取組内容が54名（52.9%）、その他が18名（17.6%）となっている。

共生社会フォーラムと類似した取組54件のうち、共生社会について考える内容が24名、共生社会フォーラムの学びを共有する内容が21名、津久井やまゆり園事件について考える内容が6名などである。

図表2 語り部としての活動内容

	件数	割合
共生社会フォーラムと類似した取組	54	52.9%
その他	18	17.6%
未回答	30	29.4%
合計	102	100.0%



3. 語り部調査のまとめ

(1) 共生社会フォーラムにおける「語り部研修」の成果

「福祉支援語り部研修」の目的は、第一に「共生社会の基本理念等を学び、自らの実践につなげる」こと、第二に「さらに職場や地域社会に向けて普及啓発していく人材を養成する」ことであり、共生社会フォーラムの中核を成す研修である (p20)。

① 第一の目的：共生社会の基本理念等を学び、自らの実践につなげる

「共生フォーラムへの参加で感じたこと」(p53 の図表 2-33)に関する 10 項目の設問について、5 段階の選択肢の「とてもそう思う」あるいは「そう思う」を選択した回答の割合を「語り部としての活動の有無」(p55 の図表 2-35 参照)別に集計したのが図表 2-50 である。

語り部研修の第一の目的に相当する設問項目は、①～⑤と捉えることができる。これらの項目の回答結果から、特に項目①～④に関して、回答者は、研修受講後の「語り部としての活動の有無」によらず、受講によって福祉の理念の理解と内省(振り返りや共感)のプロセスを体験し、確かな充足感・達成感を得ていると思われる。「⑤自分の思いや経験を言葉にして伝える力が高まった」の回答割合がやや低いのは、語り部研修の内容の深さと難度の高さを示しているものと思われる。

②第二の目的：さらに職場や地域社会に向けて普及啓発していく人材を養成する

第二の目的に相当する設問項目は、⑥～⑨と捉えることができる。アンケートの回答からは、「語り部としての活動の有無」によって、回答に大きな差があることが分かる。

語り部としての活動の実践者は、まさに「⑧研修で得た学びを、職場内での啓発活動や日々の実践に活かすことができている」のであり、語り部としての自信や意欲を高め(項目⑥、⑦)、「⑨研修で得た学びを、地域での啓発活動や障害理解の推進に活かすことができている」と読み取ることができる。

「語り部」のヒアリング調査において A 氏が語ったように、「糸賀一雄の『自覚者は責任者』という言葉に感銘を受け」(p62)、自分なりの実践に結び付けていくきっかけとした受講者は少なくないと思われる。

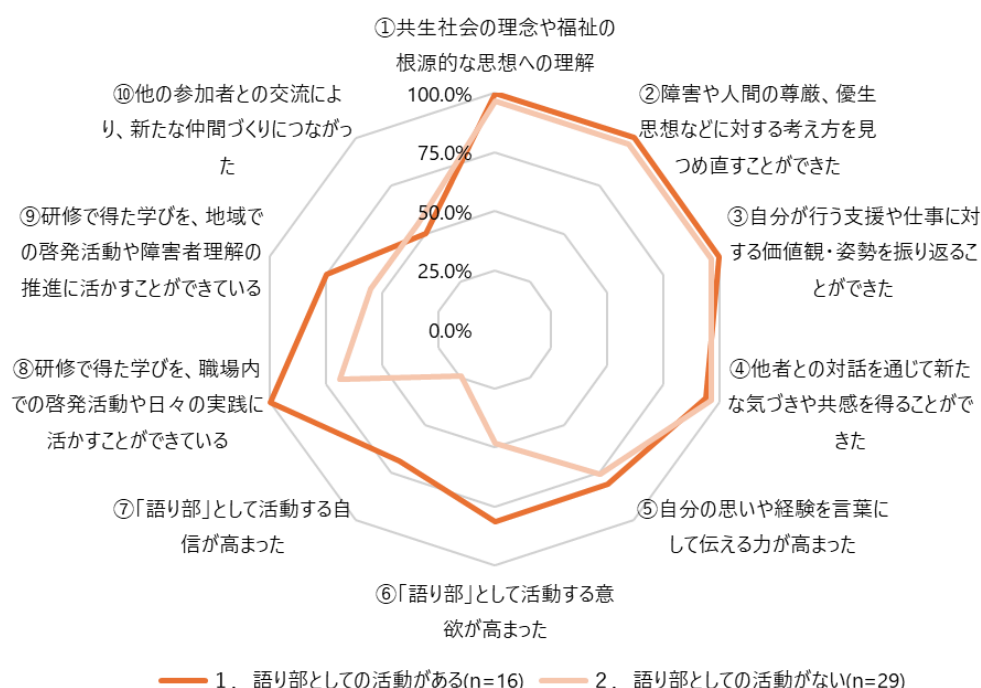
また、糸賀一雄記念財団が「語り部研修」の受講者に対して実施している「受講 1 か月後のアンケート調査」(p69)においても、毎年、少なくとも受講者の 2～3 割が受講後、「語り部」として何らかの活動を実践していることが確認できた。

③「語り部」活動の実践者とは

語り部調査の結果から、「語り部」活動の実践者とは、共生社会フォーラムで学び、「語り部研修」で得た様々なインスピレーションに基づいて、各自がそれぞれの現場で実践する人のことであり、「その人自身の明日からの実践が変わることを通じて、職場の仲間や地域の関係者に影響を与えていく」人材と解釈できる。

図表 2-50 語り部研修への参加で得られた充足感・達成感と語り部活動の有無

「1. とも思う」「2. どちらかといえば思う」と回答した人	①共生社会の理念や福祉の根源的な思想への理解	②障害や人間の尊厳、優生思想などに対する考え方を直すことができた	③自分が行う支援や仕事に対する価値観・姿勢を振り返ることができた	④他者との対話を通じて新たな気づきや共感を得ることができた	⑤自分の思いや経験を言葉にして伝える力が高まった	⑥「語り部」として活動する意欲が高まった	⑦「語り部」として活動する自信が高まった	⑧研修で得た学びを、職場内での啓発活動や日々の実践に活かすことができている	⑨研修で得た学びを、地域での啓発活動や障害者理解の推進に活かすことができている	⑩他の参加者との交流により、新たな仲間づくりにつながった
1. 語り部としての活動がある (n=16)	16 100.0%	16 100.0%	16 100.0%	15 93.8%	13 81.3%	13 81.3%	11 68.8%	16 100.0%	12 75.0%	8 50.0%
2. 語り部としての活動がない (n=29)	28 96.6%	28 96.6%	28 96.6%	28 96.6%	22 75.9%	14 48.3%	7 24.1%	20 69.0%	16 55.2%	16 55.2%
計(N=45)	44 97.8%	44 97.8%	44 97.8%	43 95.6%	35 77.8%	27 60.0%	18 40.0%	36 80.0%	28 62.2%	24 53.3%



（２）共生社会フォーラムにおける「語り部研修」の課題

①研修参加者のネットワークづくり

項目⑩「他の参加者との交流により、新たな仲間づくりにつながった」については、「語り部」として活動した経験の有無に関わらず、実感できた人は相対的に少ない。共生社会フォーラムでの出会いが必ずしもその後のネットワークづくり寄与していないことを示す結果と読むこともできる。ヒアリング調査においても、「参加後に語り部として活動するためのプラットフォームづくりが必要と感じる。一個人では難しいところがあるので、近しいエリアの仲間と共に活動できるフォローアップ支援があれば良い。」との意見もあった。共生社会フォーラムの今後の展開に向けた課題の一つと捉えることができる。

②「語り部」の掘り起こし

既に「語り部活動」を実践している人の多くは、今後も引き続き活動を展開していく意向がある。他方、これまで「語り部活動」をしていない人の中にも、活動の意向がある人もいる。アンケート調査からは、「語り部活動」に必要な支援策として、「活動の場や機会の提供」「継続的なフォローアップ研修」「他の語り部との交流の場（ネットワークづくり）の創出」に対する期待が、既に実践している人と比較して未だ実践していない人の方が高く、潜在的な人材の掘り起こしの可能性が読み取れる。

図表 2-51 語り部として活動した経験の有無と今後の活動意欲

	1. ぜひ続けたい (やってみたい)	2. どちらかといえば 続けたい (やってみたい)	3. どちらともいえない	4. あまり続けたい (やってみたい) と 思わない	5. まったく続けたい (やってみたい) と 思わない	合計
1. 語り部としての活動がある(n=16)	7 43.8%	5 31.3%	4 25.0%	0 0.0%	0 0.0%	16 100.0%
2. 語り部としての活動がない(n=29)	1 3.4%	10 34.5%	16 55.2%	2 6.9%	0 0.0%	29 100.0%
計(n=45)	8 17.8%	15 33.3%	20 44.4%	2 4.4%	0 0.0%	45 100.0%

図表 2-52 語り部として活動した経験の有無と必要な支援策

	1. 活動の場や機会の提供	2. 継続的なフォローアップ研修	3. 教材・マニュアル (活動する上でのモデルプラン) の提供	4. 語り部の認証制度の創設	5. 他の語り部との交流の場（ネットワークづくり）の創出	6. 企画や活動をサポートするアドバイザー派遣制度の創設	7. その他	全体
1. 語り部としての活動がある(n=16)	7 43.8%	5 31.3%	7 43.8%	5 31.3%	4 25.0%	3 18.8%	1 6.3%	16
2. 語り部としての活動がない(n=29)	17 58.6%	15 51.7%	16 55.2%	2 6.9%	13 44.8%	6 20.7%	0 0.0%	29
計(n=45)	24 53.3%	20 44.4%	23 51.1%	7 15.6%	17 37.8%	9 20.0%	1 2.2%	45

第3章 調査結果や議論を踏まえた課題整理

本章では、本事業における調査結果をはじめ、有識者会議やワーキンググループにおける議論を踏まえ、共生社会フォーラムの今後のあり方を整理するにあたっての課題を以下に整理する。

1. 共生社会フォーラムの位置づけ

現行の共生社会フォーラムは、津久井やまゆり園事件の記憶の継承と障害者基本法に規定する共生社会の理念の普及啓発の一端を担うとともに、福祉職等が同事件の背景にある優生思想や差別・偏見の問題に向き合いながら、「共生社会とは何か」「福祉とは何か」などを学び、日々の実践につなげていくことを目的として実施されてきた。

しかし、津久井やまゆり園事件の発生から10年、共生社会フォーラムの開始から8年が経過する中で、事件の存在自体を知らない世代が現れ始めるなど、同事件が与えた影響は風化しつつある。また、近年、障害福祉分野においては、民間事業者の参入により事業主体が多様化する中で、制度やサービス体系に即した事業運営が重視されやすい傾向にある。さらに、慢性的な人手不足を背景に、必ずしも福祉の教育を受けていない人材が雇用されるなど、福祉の現場を取り巻く環境が変化している。他方で、企業経営においても、SDGs や合理的配慮の提供の義務化などを背景として、福祉の思想や援助技術を取り入れる社会的意義が高まっている。

こうした状況の中、地域においても、第2章の都道府県等調査のまとめ(p46)でも整理したとおり、各自治体においても、障害福祉施策の動向などを背景として、県民、企業、障害当事者・団体、企業等の多様な主体と連携して、共生社会の実現に向けた普及啓発が展開されているが、共生社会フォーラムのように自らの内省を促し、実践につなげていくことに重視した取組は多くない。

これらを踏まえると、職場や地域において共生社会の理念や福祉の思想を広めていく人材を養成することは重要であり、共生社会フォーラムの存在意義は極めて大きいといえる。

しかしながら、現行のフォーラムは、対象や研修プログラムが複合的に組み込まれていることから、核となる目的が、「一般社会への普及啓発」にあるのか、「福祉職の再教育(支援の質の向上)」にあるのか、あるいは「共生社会の理念等を普及啓発する人材の育成」にあるのかが、外部から見ても分かりにくい。その結果、各対象層への参加促進や、自治体・関係機関等との協力体制の形成が進みにくい状況が生じていると考えられる。

そのため、社会状況の変化を踏まえつつ、共生社会フォーラム全体として何を中核に据え、誰を主たる対象として、どのような変化を目指す取組であるのかについて、改めて整理する必要がある。

2. 福祉支援語り部研修の理解促進

共生社会フォーラムの中核を成す「福祉支援語り部研修」は、単なる知識習得型の研修ではなく、受講者が自らの内面や支援観を振り返り、受講後に職場や地域へ持ち帰って実践を積み重ねる中で理解が深まる性格を有していることから、その意義や内容が外部から直ちに理解されにくいという課題がある。また、単に研修を受講すれば語り部になるわけではなく、活動の範囲や到

達像がわかりにくいこと、活動機会の不足や業務多忙等による時間的制約等により受講後の実践が継続しにくいこと、なども課題として挙げられる。加えて、福祉現場では、人手不足や義務的な研修機会の増加により、2日間にわたる研修へ職員を送り出すこと自体が難しい実態がある。

一方で、研修受講後の活動実態をみると、語り部としての活動経験がある者が、実際に活動した場の大半は「職場内の研修等」であり、語り部の実践はまず職場内での共有や日々の実践として現れている。

以上を踏まえると、研修の趣旨や語り部に期待する役割、活動範囲等を丁寧に整理し、語り部が何を担う存在なのかを周知していくことが必要である。また、受講後に実践へとつなげていく過程が重要であることを踏まえ、研修後の活動状況や成果を把握・共有する方策とあわせて、語り部が活動しやすい環境や機会をどのように整えていくのかについても検討する必要がある。

3. 地域における展開の難しさ

現行の共生社会フォーラムは、開催地実行委員会の組織化等を通じて各地で開催を積み重ねてきた一方、未開催地域が残っていることが課題となっている。また、国事業のみでは、予算面・体制面等の制約から、全国各地で同時並行かつ網羅的に実施することには限界がある。このため、共生社会の実現に向けては、国主導の実施を補完する形で、都道府県等の地域が主体となって継続的に実施できる枠組みへと移行していくことが重要である。

一方で、地域における展開を進めるにあたっては、現行フォーラムの認知度の低さ、企画・運営ノウハウの不足、講師・ファシリテーター等の人材確保の難しさ、財源の確保等の課題がある。また、既存施策との位置づけの整合が必要となるため、地方公共団体等において共生社会フォーラムを新規事業として立ち上げることは負担が大きい。

したがって、地域主体の取組へと転換を図っていく上では、既存の研修や障害者週間等の普及啓発の取組、地域自立支援協議会等の枠組みと接続しながら、フォーラムの認知度向上を図るとともに、既存事業の中にフォーラムの要素が取り入れられていくことも含め、多様な形態での展開を見据えた検討が必要である。

第4章 共生社会フォーラムの発展に向けたあり方

1. 共生フォーラムの目的、意義

共生社会フォーラムは、共生社会の基本理念の普及啓発にとどまらず、福祉職等が自らの価値観や感情の源泉を見つめ直し、他者との対話を通じて気づきや行動の変化につなげていくことを狙いとして、時間をかけて段階的に学びを深める緻密なプログラムに基づき実施されてきた。

都道府県等の地域においても、地域の実情を踏まえ、共生社会の実現に向けた様々な普及啓発や福祉職の人材育成の取組が行われているが、自らの内省を深め、日々の実践につなげるためのマインドセットの形成に主眼を置いた共生社会フォーラムと同様の取組は全国的にみても多くはない。

「福祉支援語り部研修」では、受講者が共生社会フォーラムで得た言葉や気づきを自らの実践につなげ、周囲に影響を広げていく人材の養成に重きが置かれている。本調査研究においても、第「語り部」活動の実践者とは、共生社会フォーラムで得た様々なインスピレーションに基づいて、各自がそれぞれの現場で実践する人のことであり、「その人自身の明日からの実践が変わることを通じて、職場の仲間や地域の関係者に影響を与えていく」人材であることを再確認した（2章の語り部調査のまとめ（p70））。実践の形は多様であるが、一定数の共生社会フォーラム受講者が研修の学びを自身の活動分野に落とし込み、職場内や地域において実践を継続している。

このことから、共生社会フォーラムは、共生社会の理念を実践へと結びつける上で、極めて意義のある取組であり、国においては今後も継続的に実施していくとともに、地域に対しても共生社会フォーラムの意義や成果を共有し、その考え方や手法について自治体・関係機関等の理解を深めながら各地域に裾野を広げていくことが重要である。

2. 共生社会フォーラムの普及に向けた方策

現行の共生社会フォーラムは、福祉職と福祉職以外の両者を包含する形で多様な要素が組み込まれている。「共生社会」の形成は福祉職に限らず社会全体に関わる課題である一方、福祉職向けと福祉職以外向けでは普及啓発の中心軸が異なる。福祉職は、障害者の尊厳や意思を支える実践の担い手であるとともに、共生社会の理念を職場や地域へとつないでいく存在でもある。福祉職を本フォーラムの主たる対象とすることは、共生社会の理念を社会全体へ広げていく観点からも意義を有する。

その上で、今後、共生社会フォーラムは、現行どおり一般市民、学生、企業、教育、行政等の福祉職以外も含めるのか。福祉職に対しては何を学び、どのような実践の変化を期待するのか。福祉職以外に対しては何を中心に伝え、どのような理解や行動変容を期待するのか。など、フォーラムの目的と対象の位置づけをあらためて整理する必要がある。また、参加者は、それぞれ職場や地域に戻った際にどのように学びを実践へつなげていくのか。さらに地域において、どのような主体が、どのような形で展開していくのか。についても整理が必要である。

以上を踏まえ、（１）現行プログラム構成の整理、（２）語り部活動の促進、（３）都道府県等との連携強化、の３つの観点から共生社会フォーラムの普及に向けた方策を整理する。

（１）現行プログラム構成の整理

目的や対象の整理を踏まえて、各コンテンツの位置づけを整理し、全体の流れの中でねらいが伝わる構成に整える。津久井やまゆり園事件については、同事件を知らない世代の参加も念頭に、内なる優生思想等への気づきと支援実践につなげるため研修素材の一つとして、どのように位置づけるのか、事件の扱い方や導入方法についても分かりやすく工夫する必要がある。

①「フル版プログラム」と「普及版プログラム」の整備

現行の２日間の構成は、参加者が自らの価値観や支援観を見つめ直し、他者との対話を通じて学びを深める上で大きな意義を有している一方、参加者確保や開催地域の広がりにおいて制約となり得る。福祉現場では人手不足等により、２日間にわたる共生社会フォーラムに職員を送り出すことが難しい場合も多い。したがって、国においては現行の２日間のフォーラムを継続するとともに、都道府県等や関係機関が地域の実情に応じて展開しやすい形に整えていくことが望ましい。

共生社会フォーラムから得られる学びには、基調講演・映像視聴・表現活動等を通じて広く普及啓発する「入口としての学び」と、少人数での対話や内省を通じて自らの価値観を見つめ直す「深い学び」の両面がある。これらは目的や必要な時間、実施条件が異なるため、地域に展開する際には、実施主体が地域の実情や対象者に応じて、共生社会フォーラムの要素を選択し、組み合わせることで実施できるよう整理することが有効である。

現行の２日間にわたる福祉職向け研修（特に「福祉支援語り部研修」）については、共生社会フォーラムの「フル版プログラム」と位置づけて、国事業として継続的に実施し、十分な学びを得られる構成とする。一方で、自治体や関係機関が地域の実情に応じて実施しやすいよう、現行の内容を踏まえた短時間（１日、または 90 分～120 分程度）のプログラムを「普及版プログラム」として整備する。

- 「普及版プログラム」は、共生社会フォーラムの要素を全て取り入れるのではなく、地域の実情やニーズに応じて必要な要素を切りとって活用できるよう、学生・新任者、中堅、企業のいずれかに対象を絞った構成や、講演と演習（ワークショップ）を軸とした構成など、複数のパターンを示し、地域の実施主体が選択できるようにする。
- 「普及版プログラム」の講演は、講演者を「福祉支援語り部研修」の受講経験者とし、職場や地域での実践の変化を共有するなど、語り部のロールモデルとして、参加者が研修受講後の活動をイメージできるような工夫を図る。
- 現行の「基調講演」等については、オンラインコンテンツ化やアーカイブ視聴等の活用可能性を検討し、研修日程の柔軟化、参加負担の軽減等の効率化を図る。
- 地域での展開を考える上では、自治体が独自に開催する場合に限らず、地域自立支援協議会、社会福祉法人、障害福祉サービス事業所、事業者団体、当事者団体、企業、教育機関などの多様な主体が実施する既存の事業や研修等と接続しながら、多様な形態で実施できるようにしていく。その際、フォーラムの核となる考え方や学びのプロセスが損なわれないよう配慮する。

（２）語り部活動の促進

「福祉支援語り研修」の第一の目的は、参加者自身が共生社会フォーラムで得た言葉や気づきを自らの実践につなげることである。第二の目的は、その学びや実践の変化を職場や地域の関係者と共有し、周囲に少しずつ波及させることにより、共生社会の理念等を広げていくことにある。

そのため、語り部の活動を受講者が対外的な講師活動や啓発活動に限定して捉えるのではなく、まずは、研修を通じて見つめ直した価値観や支援観を、日々の実践の中に生かし、その実践の積み重ねを通じて、職場の同僚や地域の関係者に少しずつ影響を与えていく人材として捉えることが重要である。

そうした活動を継続的なものとしていくためには、個々の努力に委ねるだけでなく、活動しやすい環境づくりと、実践の意義や内容等を可視化し共有する仕組みの整備を進めるなどして、語り部活動が円滑に行われるよう後方支援していくことが重要である。

①語り部活動がしやすい環境整備

第３章で整理したとおり、福祉支援語り部研修は、受講後に実践を積み重ねる中で理解が深まる性格を有していることから、語り部の実践の連鎖を生み出していくためにも、語り部同士のネットワークづくりや、語り部の実践を共有するプラットフォームづくりなどを通じて、語り部が活動しやすい環境整備を図っていくことが重要である。

- 国事業の共生社会フォーラムや、職場内研修、地域の各主体が実施する研修機会等において、語り部が活動できるフィールドを広げるため、語り部研修受講者の活動状況や地域における活動意向等を把握・共有できる仕組み（プラットフォーム）を整え、地域と語り部人材の双方の意向・要請に応じてマッチングするスキームを検討する。

②語り部の認知度向上の仕掛け

共生社会フォーラム（「フル版プログラム」・「普及版プログラム」）の実施団体や受講者からの「実践して良かった」「励まされた」といった声や、各地の実践事例、工夫等を共有する仕組みを設け、実践の意義や内容、成果等が伝わるようにする。

また、「語り部」という呼称については、受講者に期待される役割が、歴史や理念を語り継ぐ人という印象で受け止められやすく、実際に目指す役割像との間にずれが生じている可能性がある。このため、受講経験者や関係者の意見も踏まえつつ、職場実践を通じて共生社会の理念を体現し、周囲に働きかける人材であることが伝わる名称・表現のあり方についても検討する必要がある。

- 「語り部」としてお墨付きを与える認証制度や、語り部活動を支える支援団体や運営機能のあり方について検討する。
- 「語り部」という呼称については、受け止め方の多様性や外部への伝わりにくさも踏まえ、必要に応じて説明の工夫や補足的な表現を検討する（例：「福祉支援の語り部」「福祉思想の語り部」「共生理念の語り部」等）。

（３）都道府県等との連携強化

都道府県調査等を踏まえると、共生社会フォーラムへの開催協力や参加実績のある自治体は限られており、フォーラム自体の認知度も低い状況にある。この背景には、フォーラムの対象や内容が複合的であることから、自治体においては所管部署が分散しやすく、対応する主体が定まりにくいことが一因として考えられる。

①共生社会フォーラムの趣旨や成果の周知

まずは自治体や関係機関等に対し、共生社会フォーラムの趣旨や意義についての理解を促進していくことが優先事項であると考えられる。

- 国が都道府県等を対象に実施している障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修などの各種研修の場を活用し、共生社会フォーラムの趣旨や成果を共有する機会を設け、周知協力に向けた連携強化を図る。
- その際、各種研修の根拠法や目的との整合性に留意し、どのような位置づけで国研修を活用できるのかを十分に検討する必要がある。

②既存事業との連動による研修機会の確保

自治体では共生社会の実現に向けた多様な取組を実施しており、限られた予算・体制の中で新たに事業を立ち上げることにに対する制約がある点も踏まえる必要がある。都道府県や市町村等の地方公共団体のほか、地域自立支援協議会（部会含む）、社会福祉法人、障害福祉サービス事業所、事業者団体、当事者団体、企業、教育機関などの多様な主体・形態による展開を見据え、それぞれが有する既存の研修機会やネットワークを生かしながら、共生社会フォーラムの要素が取り入れられていく方策を講じる。

- 現場への波及を図る上で、自治体に限らず、事業者団体や法人ネットワーク等が実施する全国規模の施設職員研修等に共生社会フォーラムの要素を組み込むことも有効である。
- 障害者週間のイベント等、地方公共団体や関係機関の既存の普及啓発事業と連動させ、障害福祉事業所・職員向けの研修機会を創出する。（例：障害平等研修（DET研修）、疑似体験等の体験型プログラム、ワークショップ等）
- 「普及版プログラム」の整備等を通じて、既存事業に組み込みやすいプログラムへの改善を進めるとともに、必要となる経費の一部負担など支援の枠組みを検討する。
- 現行の共生社会フォーラムの内容を求めるのではなく、フォーラムの核となる考え方や学びのプロセスが損なわれない範囲で、地域の実情に応じて自由度のある設計を認める。
- 国は、モデル的な研修例や実施ノウハウを示すことにより、地域展開の裾野拡大を図る。

第3部 障害者の結婚・出産・子育て等 の意識啓発の方法

第1章 本テーマの概要

1. 目的

障害者の結婚・出産・子育て等については、本人が自らの希望に基づき自己決定できる環境を整えるとともに、その実現に向けて家族や支援者が意思決定支援や障害福祉サービス等の適切な支援を実施できるよう、障害者本人および家族や支援者等双方への意識啓発を図ることが必要である。

そこで本調査研究では、これまでに作成されたハンドブック等の周知素材の活用を含め、障害者の結婚・出産・子育て等に関する意識啓発を図るための方法を整理することを目的とする。

2. 調査研究の進め方

本調査研究について、ワーキンググループ③委員との議論のもと、以下の2つにより意識啓発に関する調査を行い、周知素材の活用も含めた意識啓発の方法について整理することとした。

- (1) 先行的に結婚・出産・子育ての支援を行っている機関に対するヒアリング
- (2) 知的障害者および家族、支援者を対象とした意識啓発の試行研修

3. 先行調査研究の経緯

令和4年の共同生活援助事業所における不妊処置に関する報道を機に、令和5年度障害者総合福祉推進事業¹⁾において、障害者の結婚・出産・子育ての支援実態を把握することを目的とする調査研究が行われた。障害者の結婚・出産・子育ての支援を行う事業所は多くなく、支援における課題として、性教育の機会と人材の不足や、方法がわからないこと、出産・子育てについては、相談先の支援機関および機会が乏しいことが明らかとなり、意識啓発と性に関する支援が必要であることが明らかとなった。

この調査結果を踏まえ、国は、自治体に対する通知において、本人の希望に沿った支援を行うこと、障害福祉分野だけでなく、母子保健・児童福祉と連携して支援を行うことを依頼するとともに、調査研究で収集した全国の好事例をまとめた取組事例集と、活用できる施策や事業をまとめた資料集を示した。

さらに、令和6年度の調査研究²⁾では、性について学べる教材づくりに取り組み、本人向けのハンドブックと補助資料として家族や支援者が学べる支援の手引きが作成された。

- 1) 令和5年度障害者総合福祉推進事業「障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究」
- 2) 令和6年度障害者総合福祉推進事業「知的障害者の恋愛、結婚等に係る情報提供、相談支援等に関する調査研究」

図表 1-1 周知素材の一覧

呼称	正式名称等
ハンドブック	人とかかわり・からだ・恋愛・セックスを学ぶためのハンドブック 対象：知的障害者 目的：自分自身も相手も尊重した人間関係の構築に関して、知的障害者も適切な情報や取得ができるようにする 活用方法の想定：知的障害のある本人が、「ひとりでよめる」、親や支援者らと「みんなでよめる」「対話のきっかけになる」ことを想定 内容：全4章構成、「自分のことは自分で選んでいい」「からだの権利」「からだのこと」「いろいろな人間関係」 発行：PwC コンサルティング合同会社（「令和6年度障害者総合福祉推進事業 知的障害者の恋愛、結婚等に係る情報提供、相談支援等に関する調査研究」） https://www.mhlw.go.jp/content/001526318.pdf
支援の手引き	支援の手引き「人とかかわり・からだ・恋愛・セックスを学ぶためのハンドブック」の補助資料 対象：知的障害者の支援者、知的障害者の家族 目的：ハンドブックを活用するにあたり、親や支援者等の知的障害者の周囲の者が、適切な情報を取得、理解するとともに、どのような方法でハンドブックの情報を知的障害者に提供すればよいか参考にできるようにする 活用方法：ハンドブックの補助的資料としての活用を想定 内容：全4章構成、「自分のことは自分で選んでいい」「からだの権利」「からだのこと」「いろいろな人間関係」 発行：PwC コンサルティング合同会社（「令和6年度障害者総合福祉推進事業 知的障害者の恋愛、結婚等に係る情報提供、相談支援等に関する調査研究」） https://www.mhlw.go.jp/content/001526319.pdf
取組事例集	障害者が希望する「結婚・出産・子育て」支援取組事例集(わかりやすい版) 内容：知的障害者の結婚や出産、子育てを支援する法人の取組を紹介するもの、全7章それぞれの法人の取組のほか、支援のポイントや支援を受けた人の例等が整理されている。 発行：厚生労働省・こども家庭庁発行（PwC コンサルティング合同会社実施の「令和5年度障害者総合福祉推進事業 障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究」で作成された「障害者が希望する『結婚・出産・子育て』支援取組事例集」をわかりやすく編集したもの） https://www.mhlw.go.jp/content/001468192.pdf



ハンドブック



支援の手引き



取組事例集

【参考】「結婚・出産・子育て」に関する先行調査研究

(1) 令和5年度障害者総合福祉推進事業「障害者が希望する地域生活を送るための意思決定支援等の取組に関する調査研究」(PwC コンサルティング合同会社)

【「意思決定支援」にかかる調査研究】

- ・支援現場における障害者の意思決定支援の取組状況を把握するため、障害福祉サービス事業所および相談支援事業所に対して「意思決定支援ガイドライン」の活用状況、意思決定支援の実施状況等について質問紙調査とヒアリング調査を実施し、意思決定支援に係る考察等を整理。
- ・ヒアリング調査から意思決定支援の取組に係る事例を整理し、各障害福祉サービス等事業所への周知に活用できる取組事例集を作成（事例集：「意思決定支援 取組事例集― 全国の障害福祉サービス等に関わる皆さまへ」）。

【障害者が希望する「結婚・出産・子育て」の支援に係る調査研究】

- ・支援現場における障害者の「結婚・出産・子育て」に係る支援・取組の実態を把握するため、共同生活援助事業所・特定相談支援事業所およびそれらの利用者、全国の市町村（障害福祉部局、母子保健・子育て支援部局）に対して結婚・出産・子育て等の支援状況や課題等について質問紙調査とヒアリング調査を実施し、結婚・出産・子育て等の支援体制等のあり方について整理。
- ・ヒアリング調査から結婚・出産・子育ての支援を実施している好事例を整理し、事例集を作成（事例集：「障害者が希望する『結婚・出産・子育て』支援取組事例集―全国の障害者福祉や母子保健・児童福祉に関わる皆さまへ」）。

※「障害者が希望する『結婚・出産・子育て』支援取組事例集」については、令和6年6月5日付の厚生労働省・こども家庭庁による通知「障害者の希望を踏まえた結婚、出産、子育てに係る支援の推進について」を通じて、活用可能な施策や関係機関の資料集とともに全国の自治体へ周知。また、障害者本人にも内容が伝わるよう、イラストや平易な表現を用いたリーフレット（わかりやすい版）も厚生労働省・こども家庭庁により作成。

(2) 令和6年度障害者総合福祉推進事業「知的障害者の恋愛、結婚等に係る情報提供、相談支援等に関する調査研究」(PwC コンサルティング合同会社)

- ・知的障害者の性、恋愛、結婚等に関する実態を把握するため、知的障害者本人、障害福祉サービス事業所、知的障害者を子にもつ親を対象に書面や Web フォームによるアンケート調査、ヒアリング調査を実施し、知的障害者の性、恋愛、結婚等に関する課題や現場における工夫等を整理。
- ・調査結果を踏まえ、知的障害者本人が支援者や家族等と一緒に活用できるハンドブックや、支援者と家族等が活用できる手引きを作成。
- ・ハンドブック等の成果物の周知と知的障害者本人が望む生き方の実現への機運を高めるため、シンポジウムを開催。

第2章 ヒアリング調査

1. 概要

(1) 目的

障害者の結婚・出産・子育て等に関する意識啓発を図るための方法の整理に向けた参考とするため、障害者の結婚・出産・子育て等の支援の実践や意識啓発に取り組んでいる障害福祉サービス事業所を対象に、障害者や家族、地域等に対する意識啓発の取組状況や課題、既存のハンドブック等の活用方法に関するアイデア等についてヒアリング調査を実施した。

(2) 調査の対象

過去の調査研究を踏まえ、障害福祉サービス事業を実施しており、障害者の結婚・出産・子育て等に関する支援を実施している2つの社会福祉法人を選定し、事前に質問項目を送付した上で、聞き取りを実施した。

図表 2-1 ヒアリング実施先

実施対象	実施日	実施方法	取組概要
A 法人	令和7年 12月2日	オンライン	・性を含めた、対人関係の学習 ・出会いから、交際、共同生活、結婚、子育ての一連の支援
B 法人	令和7年 11月18日	対面	・障害児に対する性に関する学習 ・出産・子育ての支援

(3) 主な調査項目

- ①法人の組織と活動状況に関する基本情報
- ②結婚・出産・子育て支援に関する取組および知的障害者や家族、支援者等の意識啓発の取組について
- ③結婚・出産・子育てに関する支援等の取組を行う中で感じている課題について
- ④ハンドブック等を活用した意識啓発のアイデアについて

2. ヒアリング調査結果概要

(1) A 法人の概要

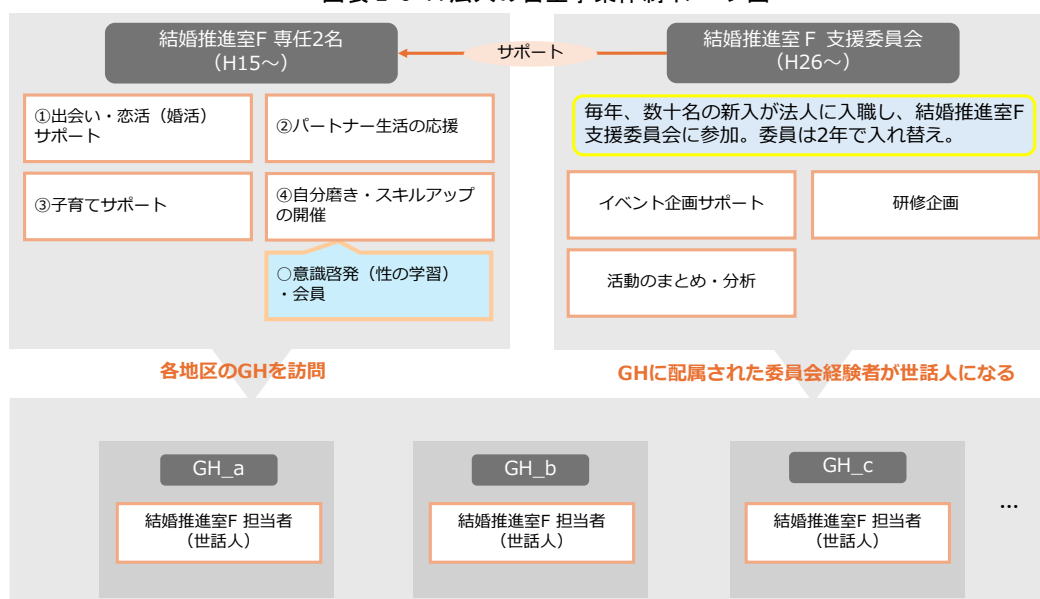
A 法人は、障害者支援を中心に事業を展開しており、多くの共同生活援助事業所を持つ。交際を含めた、結婚・出産・子育ての支援を自主事業として実施しており、地域生活における支援の中心に位置付けている。

図表 2-2 A 法人の概要

法人概要	・昭和 52 年設立 ・障害者事業・サービスを中心に展開する社会福祉法人 ・100 以上の共同生活援助事業所を持つ
障害に関する事業・サービスの利用者	・利用者は 800 名超、うち成人は 9 割以上
法人の特徴的な事業・取組	・県内の 5 地区で障害者（主に知的障害者）支援を中心に事業展開 ・自主事業として、交際を含め、結婚・出産・子育ての支援を実施 ・法人の障害者事業等の利用有無は問わない会員制
障害者の結婚・出産・子育てへの関わり	・①対人関係の学習と、②出会いから、交際、共同生活、結婚、子育ての一連の支援を実施

A 法人では、「障害のある人も、人を好きになり、ともに人生を歩みたいと思うことは当然であり、こうした希望の実現を支援するサービスは既存の制度にはないが重要である」との認識から、平成 15 年、障害者の恋愛・結婚・出産・子育てを支援する自主事業「結婚推進室 F」を法人内に立ち上げた。A 法人では、これまでに 50 組程度の共同生活（入籍の有無問わず）と 10 人弱の子育て支援を実施している。例えば、子育てについては、子育て家族の交流会の開催によって子育てに関する情報発信やピアカウンセリングを通じて、自身の結婚・出産・子育てについて慎重かつ現実的に考える機会を当事者等に対して提供している。

図表 2-3 A 法人の自主事業体制イメージ図



※法人提供資料をもとに HIT 作成

①障害者の結婚・出産・子育て等の意識啓発の取組

一般に、軽度の知的障害者の場合、成長の段階で知識を習得する機会がほとんどない。A 法人では、正確な情報に基づく理解（誤った理解を払拭）にとどまらず、「幸せになるため」の知識として反復的・継続的に学ぶ機会を提供する必要があるとの認識から、法人で長年にわたり実施してきた「性を中心にした対人関係教育プログラム」の実施方法を地元の大学と共同でテキストとしてとりまとめた。

<テキストの活用>

性教育（A 法人では「性支援教育」と呼ぶ）は、テキストを活用し、1 回当たり 10～15 人の定員で反復的に複数回開催する。テキストは、1 回の学習ですべての内容を網羅できないため、スクール形式の講義ではなく、ゲームを交え「楽しい、わかる、もっと知りたい、次回も参加したい」等、継続的な参加につなげる動機付けを重視している。

<支援者の育成>

継続的な意識啓発のためには、支援者の知識とスキルの向上が不可欠であり、支援者が参加者（障害児者）の関心をつなげていく教え方を習得する必要がある。A 法人では「結婚推進室 F」の活動をサポートする「支援委員会」を平成 26 年に設置し、若手スタッフを中心に、1 年程度の時間をかけて学習する仕組みをつくっており、支援を通じて「当事者と支援者双方の意識を変える」取組を行っている。「支援委員会」の活動を経た若手スタッフはやがて法人の複数のグループホームに配属され「結婚推進室 F」との連携窓口を担う「世話人」となる等、経験を蓄積していく体制ができています。

<協力者の重要性>

性教育には、「子どもが幸せになるために」「本人の気持ちを打ち消さないように」、親・家族、学校関係者、支援者が同じ方向を向くための学習・相互理解が重要となる。A 法人では、性教育の実施にあたって、家族等の本人の周囲に肯定的に捉えてもらえるよう、事前に性教育の重要性について説明すること、結婚や子育てを含め本人の望む生活の実現に向けて応援しようと共通認識を持つことが重要と考えている。

図表 2-4 性に関する学習の取組概要(A 法人)

目的	・豊かな地域生活を送るために必要最低限の知識を習得する。	
対象	・会員に対し、1～2ヶ月の頻度で開催し、都度募集 ・受講状況は把握しており、交際中の会員には個別に受講を働きかける	
実施方法	・1回90分の学習で4回1セット ・1回あたり10～20人が参加 ・視覚的に理解しやすい工夫として、ロールプレイやパネルを用いる	
主な学習内容	○からだのことについて ・プライベートゾーン ・生理、マスターベーション など ○他者との関係について ・自分と他者との距離感 ・公共の場所と私的な場所 など	○性に関する他者との関係について ・交際のマナー ・妊娠の仕組み、避妊の方法 など

実施体制	・講師は、自主事業の2年目担当者 ・1年目担当者が翌年の講師役に備え、同席し学習する
理解者 ・支援者	・学習には、法人が大学と共同開発した、軽度の知的・発達障害者対象のプログラムを活用
財源	・法人の自主事業としての予算と、会員負担（会費を徴収）

（２）Ｂ法人の概要

B法人は、「発達支援」「相談支援」「家族支援」「地域支援」の4つを柱に、障害児支援から障害児の成長や支援世帯のニーズに応じ、独自にサービスの創出や事業化を展開している。B法人では、障害児サービスを利用していた子どもの親も同法人の事業の一端を担う職員として活躍するなど、支え合いのネットワークを基盤とした包括的な支援体制を作り上げてきた歴史がある。

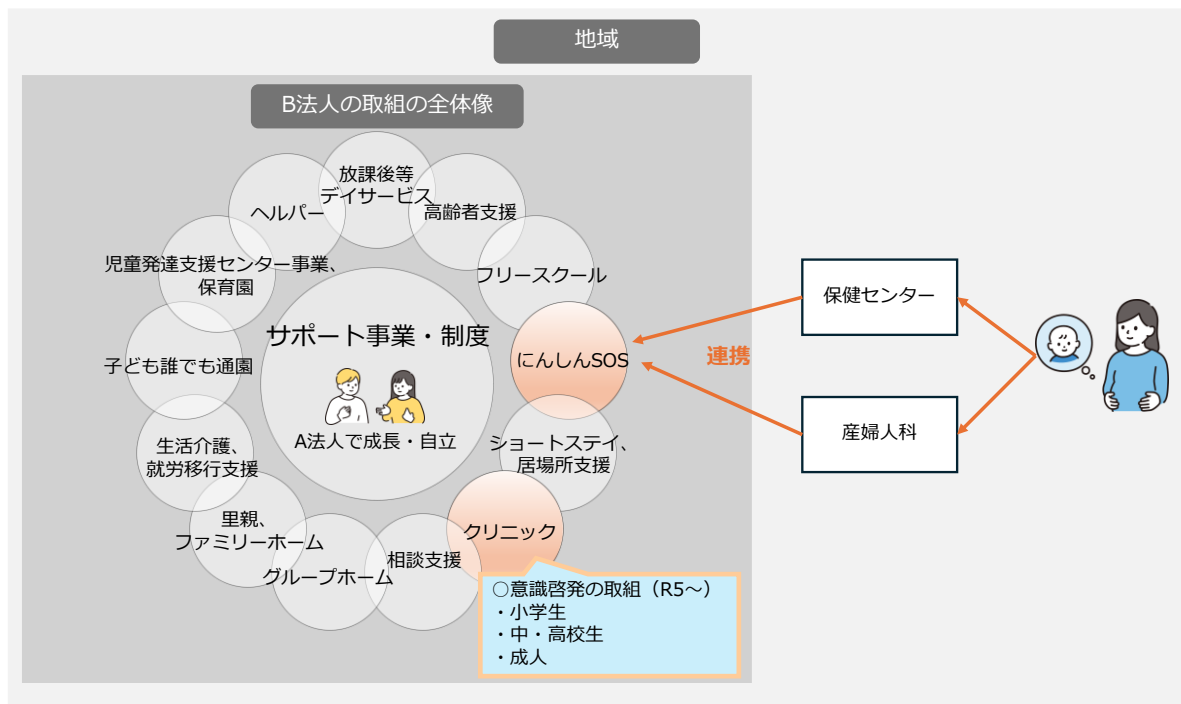
図表 2-5 B法人の概要

法人概要	・昭和58年設立 ・障害児事業・サービスおよび障害児のいる世帯に対する支援を中心に展開する社会福祉法人。 ・障害者事業・サービスも実施。
障害に関する事業・サービスの利用者	・利用者は700名超、うち成人は3割程度。
法人の特徴的な事業・取組	・支援世帯のニーズに応じてボランティアやサービスを創出し、事業化。 ・障害の有無にかかわらない事業として、社会的養護、妊産婦等生活援助事業を実施。 ・法人内に、発達相談や検査等に対応する診療所を持つ。
障害者の結婚・出産・子育てへの関わり	・主に予期せぬ妊娠や出産に関する相談を起点として、出産・子育ての支援を実施

＜にんしん SOS サポートセンター＞

B法人では、妊娠に関する相談窓口（「にんしん SOS サポートセンター」）を設置し、保健センターや地域の医療機関等との連携により、予期せぬ妊娠や、やむをえず出産し困っている人等の相談と支援を行っている。相談者の中には、社会的養護等の支援を受ける中で障害が判明した女性もいる。当事者が妊娠・出産に至る背景には、幼少期から自分の意思が尊重されことなく成長し、また、早くから親との縁も切れる等、自己肯定感の低さや孤立感から、風俗の職場に「居場所」と「承認」を求めていたと推測されることから、対話を通じて信頼関係を築き、伴走的な支援を継続している。B法人では、こうした支援を通じて、幼少期からの性教育の重要性とともに、成人に対する性教育の必要性も実感している。

図表 2-6 B法人の事業体制イメージ図



※法人提供資料をもとに HIT 作成

＜小学校高学年の障害児を対象とした性教育＞

B 法人のクリニックでは、発達に心配のある子どもや、子育てに悩んでいる家族の相談を行っている。B 法人では、令和 5 年から小学校高学年を対象に、からだや他者との関係に関する基本的事項と二次性徴の変化等に関する法人独自のプログラムによる性教育を実施している。

プログラムは、1 回 20 分の学習を計 6 回。1 回あたり 6～7 人を対象にクリニックの心理士が講師を担い、放課後等デイサービス担当者と助産師が同席する（医師が同席することもある）。

B 法人を利用する子どものほとんどが放課後等デイサービスを利用しており、また、このクリニックを定期的に受診している。クリニックの医師は、日頃から子どもらに「性」に関する話を伝えている。性教育のプログラムに参加する子どもは、受講の準備ができている子どもや家族から希望があった子どもである（家族への説明会を開催している）。

B 法人では、次のステップとして、子どもから成人への時間経過に応じて性教育の実施と結婚等の支援の検討を始めたところである。

図表 2-7 性に関する学習の取組概要(B 法人)

取組の きっかけ	・ 予期せぬ妊娠等の相談には、人から大事にされてこなかった、軽度の知的障害者が多い。
目的	・ 自分の身を守り、自分も相手を大事にする意識を育む。
対象	・ 受講の準備ができている、または、家族から希望のあった、小学校高学年。 ※法人を利用する児のほとんどが、法人診療所を定期的に受診、放課後等デイサービス事業を利用。
実施方法	・ 1 回 20 分の学習を計 6 回。 ・ 1 回あたり 6 ～ 7 人が参加。 ・ デモンストレーションを交え実施。
主な 学習内容	○からだのことについて ・ 性器 ・ 二次性徴の変化 など ○他者との関係に関することについて ・ 相手を尊重すること ・ 物理的・心理的距離感 など
実施体制	・ 講師は、診療所の心理士。 ・ 放課後等デイサービス事業担当者と助産師が同席。診療所の医師が同席することもある。
理解者 ・ 支援者	・ 日頃から診療所医師より、性教育の重要性について話してもらっている。 ・ 家族に対し、性教育の重要性と性の基本的な知識について説明会を実施。
財源	・ 妊産婦等生活支援事業と、一部は法人診療所が負担。

また、B 法人には、設立から 30 年の歴史の中で、法人のサービスや支援を利用して成長した子どもが多数おり、その中には、「これまで進学、就職の希望を実現し、経済的に自立できた。将来は結婚もしたいと思うが、自分には難しい」と考えている当事者もいる。B 法人では、恋愛や結婚等を望んでいるものの、他者と一緒に生活することへの不安等を抱える当事者に対して、法人として支援する取組が必要であると考えている。今後、A 法人の取組等を参考に「障害者の恋愛・結婚・出産・子育てを支援する事業」について具体的に検討していきたいとしている。

（３）ハンドブック等を活用した意識啓発のアイディア

ハンドブック等を活用した意識啓発のアイディアについて、A 法人からは、ハンドブックと支援の手引きを活用して、性教育を行う人材を養成した上で、学校、就業・生活相談支援事業所、相談事業所で性教育を実施できるのではないかと意見があった。また、B 法人からは、ハンドブックと支援の手引きは医療機関に読んでほしい内容であるとの意見があった。医療機関の医師は、専門的な知識を持っており、また毎年の予防接種や普段の診療等で信頼関係が築ける。医師が性教育について理解し、本人に対し、自分を大事にすること、性に関することについて話してもらえると子どもの理解も一段と深まるとの認識である。

（４）取組を行う中で感じている課題

A 法人、B 法人ともに、障害者の結婚・出産・子育て等を支援するには既存のサービスだけでは不十分であり、インフォーマルサービスも含め、多機関の協力と地域社会の理解に基づく支援体制が必要であると考えている。また、A 法人では性教育の実施にあたっては、結婚や子育てを

支援する体制がなければ、関係者が「本人が幸せになるため」に必要なことであるとの共通認識を持つことは難しくなる。制度の学習、相談先や活用できるサービスの議論、事例の積み重ねを行い、段階的に支援体制をつくる必要があることを指摘している。

（５）知的障害者が結婚・出産・子育ての希望を実現するために必要な要素

ヒアリング調査およびワーキンググループでの議論等を踏まえ、本調査研究では、知的障害者が結婚・出産・子育てに対する自身の希望に沿って自己決定し、実現するために必要な要素として、以下の３つの層から成る支援が有機的に機能することが重要であると整理した。

第一に、正確な情報に基づき、当事者の意思決定とそのプロセスに寄り添う家族、支援者（専門職・ピアサポーター）がいること。第二に、日常生活において利用できる包括的なサービスや支援が提供される体制があること。第三に、地域の多様な主体が共生社会の理念を理解し、その実現に向けた取組に参加する機運を醸成されること。（図表 2-8）

図表 2-8 知的障害者が結婚・出産・子育ての希望を実現するために必要な要素

①当事者のエンパワーメントと意思決定支援
・正確な情報提供: 結婚、出産、子育てに関する正確な情報を提供し、当事者が十分な知識・理解に基づいて意思決定できること（また、意思決定を支援すること）。 ・専門職による意思決定支援: 意思決定プロセスにおいて、専門職が当事者の意向を尊重し、適切なサポートを行うこと。 ・ピアサポーターの活用: 同じ経験を持つピアサポーターとの交流により、安心感や自己肯定感の向上、自立意欲の向上、地域生活への不安解消、具体的な生活イメージの形成につなげること。 ・家族への啓発: 家族に対しても、当事者の権利を正しく理解し、当事者の希望を尊重し支援するための啓発活動を実施すること。
②サービス提供・支援提供体制
・多機関・多職種による包括的な支援体制: 知的障害者が結婚、出産、子育ての希望を実現するために必要な、多機関・多職種の連携による包括的なサービスや支援が提供される体制があること。 ・サービス・支援に関する情報周知: 活用可能なサービスや支援について、家族や支援者が正しく認知することのできる仕組みがあること。
③地域社会の理解と協力
・啓発活動: 地域社会全体に対し、知的障害者の結婚・出産・子育てに関する理解を深めるための啓発活動を推進する機運を醸成すること。 ・差別の解消: 結婚・出産・子育ての各ステージにおける差別をなくし、誰もが公平に機会を得られる環境を整えること。 ・権利擁護の推進: 当事者の権利が守られるよう、適切な意思決定支援により、権利擁護が行われること。 ・インクルーシブな地域づくり: 障害の有無に関わらず、誰もが地域の一員として安心して子育てができるよう、インフォーマルな見守りや相互扶助のネットワークを構築すること。

第3章 試行研修

1. 概要

(1) 目的

障害者の結婚・出産・子育て等に関する意識啓発を図るための具体的な方法を検討するため、障害者や家族、支援者を対象に既存のハンドブック等の周知素材を活用した研修会を試行し、研修に参加したことによる意識の変化等を把握するとともに、研修の組み立てにあたって考慮した点や実施方法、改善点等を整理した。

(2) 研修企画の検討

ヒアリング調査の結果を踏まえ、障害者に対する性教育の知見を有するワーキンググループ③において、試行研修の実施方法と研修プログラムの設計を行った。

図表 3-1 研修企画に関する検討経過

項目	実施日	主な検討内容
第1回 WG③	令和7年9月8日	・研修の目的 ・実施内容・方法
研修に関する打ち合わせ	令和7年10月16日	・研修のプログラム ・実施内容
第2回 WG③	令和7年12月22日	・プログラムの内容 ・参加者アンケート
研修に関する打ち合わせ	令和8年1月9日	・参加者の属性や関心事による内容調整 ・参加者アンケート

2. 実施概要

(1) 研修対象者と研修の目的

障害者の結婚・出産・子育てについて先行的に支援を実施している社会福祉法人の協力を得て、当該法人が活動している地域で、障害者の結婚・出産・子育ての意識啓発に関心のある障害福祉サービス事業所の支援者、知的障害者および家族に研修を周知し、参加の希望があったものを対象に研修を実施した。

図表 3-2 研修対象者と研修の目的

対象者	目的
本人	・自身の希望について考えるきっかけとなるよう、性に関する学習と、結婚・出産・子育てについて知る。
家族	・障害者が希望を考え、自己決定するための支援について考えるきっかけとなるよう、結婚・出産・子育ての実現例や支援等について知る。
支援者	・障害者が希望を考え、自己決定するための支援ができるよう、性に関する学習の重要性と基本的な考え、包括的性教育の学習方法について学び、実践する。

（２）実施方法

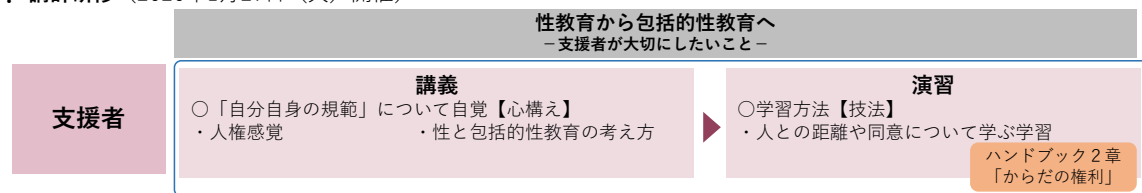
研修は、支援者を対象とした「講師研修」と、本人・家族を対象とした「試行研修」を各１回、対面形式で開催した。なお、講師研修を受講した支援者は、試行研修で演習の進行等を行った。

図表 3-3 研修日程と参加者

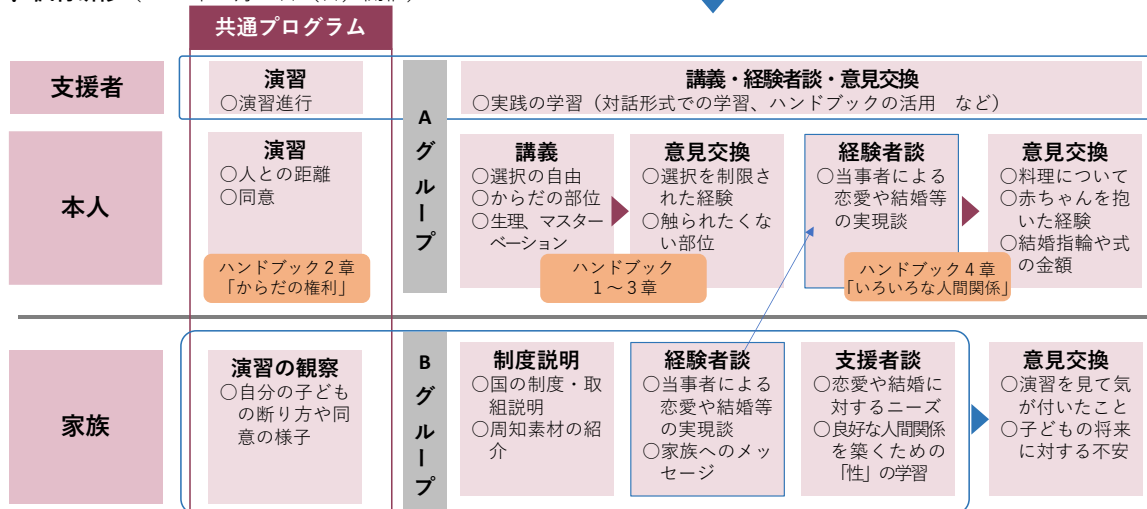
①講師研修	日 時	令和 8 年 1 月 27 日（火） 17：30～20:00
	対象者	支援者（６名）
②試行研修	日 時	令和 8 年 2 月 8 日（日） 13：00～16：00
	対象者	知的障害者（６名）【A グループ】 障害者の家族（５名）【B グループ】 支援者（６名）【A グループ（演習の進行、講義等への同席）】 オブザーバー参加（３名） 開催地域の自治体（１県・２市）の障害福祉担当者

図表 3-4 研修の構成

Ⅰ．講師研修（2026年1月27日（火）開催）



Ⅱ．試行研修（2026年2月8日（日）開催）



3. 実施内容

(1) 講師研修

支援者が、性に関する学習の講師を担えるよう、性教育の基本的な考え方と、実際の学習方法を学ぶことを目的に講義と演習を実施した。

①講義

研修の前半は、「人権感覚」「SRHR（性と生殖に関する健康と権利）」「シスジェンダー²とヘテロセクシュアル³」「からだの権利」をキーワードとして、性に関する概念や権利等基本的な考え、包括的性教育の考え方について講義が行われた。

講義の最後に、自分自身の「人権感覚」を振り返るとともに、「自分自身の規範」が何気ない普段の言動に出てしまうことを自覚的に考えること（内省）が重要であり、「教え込む」のではなく、対話を通じて本人をエンパワーすることに研修の意義があるとのメッセージが伝えられた。

<人権感覚>

- ・すべての人は、生まれながらに人権を持っており、安心・安全に生きるために守られなければならない。人権は義務と引き換えに与えられるものや何かをしないと奪われるものではないが、人権の意識・感覚が低いことを背景に、性暴力や虐待等が起こってしまう。

<性の概念と SRHR（性と生殖に関する権利）>

- ・性は、国際セクシュアリティ教育ガイダンスでは「身体、感情的な愛着と愛、セックス、ジェンダー、ジェンダー認識、性的指向、性的親密さ、快楽と生殖についての理解と、これらの関係性を含む、人間であることの中核として理解される可能性のあるもの。複雑で生涯にわたって進化する生物学的、社会的、心理的、精神的、宗教的、政治的、法的、歴史的、倫理的、文化的な側面が含まれる。」とされ、人生の基盤となる概念である。
- ・すべての人が、性について必要な情報・サービス・支援を生涯にわたり受けながら、自分のからだのことは自分で決め、性的な行動をとるかどうかなどを行うのかを選ぶ権利（SRHR）を享受できる社会を目指す必要がある。この権利をはく奪したのが、旧優生保護法である。

<性に関する学習・性教育の考え方>

- ・性について話すことは、社会的にタブー視され、従来の性教育は、禁止や抑制的な内容に終始する傾向があり、選択するために必要な知識を得ることが難しい。そのため、多様性とジェンダー平等を基盤とし、性的・社会的関係について責任ある選択ができるようにするための知識やスキル、価値観を培う包括的性教育が必要となる。
- ・基盤となる多様性について、性的マイノリティを総称する LGBT⁴は知られていても、マジョリティを指すシスジェンダー、ヘテロセクシュアルはあまり知られていない。マジョリティを前提にせず、多様性に組み込み、違いを前提にする SOGIE⁵教育に転換する必要がある。これは障害理解教育にも通ずるところがある。

² 自認する性別と身体の性別が一致している人

³ 自認する性別と異なる性別に惹かれる人

⁴ 非ヘテロセクシュアルである、Lesbian（同性に惹かれる女性）、Gay（同性に惹かれる男性）、Bisexual（両性に惹かれる人）、非シスジェンダーである Transgender（自認する性別と身体の性別が異なる人）の頭文字をとった、いわゆる性的マイノリティの総称

⁵ Sexual Orientation（性的指向）、Gender Identity（性別自認）、Gender Expression（性表現）の頭文字をとったもので、マジョリティも含め、多様な性を示すもの。

- ・障害者は、保護の客体としてしか見なされず、本人が人生のさまざまな選択を選び取る主体だと捉えられていない状況がある。特に「性」は、問題やトラブルがあることを前提とし、それを未然に防ぐため、知識を得る機会がなく、禁止や抑制されてしまっている。
- ・障害者権利条約の第 23 条に規定されている通り、障害者にも性に関して情報や教育を享受する権利があり、そのために必要な手段を提供し、学ぶ機会を確保する必要がある。
- ・性教育は、プログラムだけでなく、日々本人が選ぶ活動を大切にしたり、トイレ介助等からだに直接触れる際に同意をとったりと、日々の関わりや取組も重要である。支援者等は、自分の価値観や批判を自覚し、性に関して教え込むのではなく、本人たちが選ぶことを支えていくことが重要である。

写真1 研修の様子



<「自分自身の規範」について自覚的に考える>

- ・自分自身の人権感覚を振り返るとともに、「自分自身の規範」が何気ない普段の言動に出てしまうことを自覚的に考える必要がある。
- ・「教え込む」のではなく、対話を通じて本人にエンパワーすることが重要である。

②演習

演習では、参加者（講師・ファシリテーター候補）がハンドブックの「からだの権利」を中心に、対話を通じて人との「距離」（物理的・心理的）の取り方（同意・関係性の築き方）を伝えるプログラムの進行手順を学ぶとともに、オリジナルの工夫やアイディアを検討し、試行した。

「からだの権利」を学ぶツールとして「ふれあいサイコロゲーム」を活用し、自分のからだに誰が、どこに、どのように触れることができるのかを決めることで、「同意の重要性（「同意」の考え方は性的な行為だけではなく、さまざまな場面で共通）」を学び、断ること・断られる練習を通じて、「日常の触れ合いも性の学びにつながる」ことを参加者間で共有した。また、試行研修に向けた役割分担や演習の進め方について意見交換を行い、理解を深めた。

<学習方法について>

- ・からだの権利は、自分のからだに、誰が、どこに、どのようにふれることができるのかを決めることのできるものである。プライベートパーツとして、一般的には「水着で隠れる部分と口」と知られているが、どこがプライベートな部分かは各人が決めるものである。
- ・個別に指導するのではなく少人数の集団で学ぶことで、他者との違いについて気付くプロセスが生じる。例えば、「人にじろじろ見られたくない場所や触られたくない場所」について意見交換を行うと、人によって場所が異なる、相手との関係性やその時の気持ちに依るなど多様であること、そのため同意が必要であることに気づき、理解することができる。
- ・具体的な学習方法の一つに足湯がある。本人が自分で足湯に入るか、どの香りの入浴剤を使うか、マッサージを受けるかを決め、自分のからだで心地良い体験をすることで、自分のことは自分で選んでよいこと、からだの権利を学ぶことができる。

<サイコロゲームの概要> ※支援の手引き「Ⅱ. からだの権利」(5)を参照

- ・ふれあいの行為により、他者との心地良い距離や触れられても嫌ではないからだの場所を探ることや、行為を実施することについて同意を得ること、またその行為を受け入れるか受け入れないか、自分の意思を相手に伝えること等を学ぶことができる。
- ・具体的には、サイコロを用いて、複数人で実施する。サイコロの目ごとに握手やハイタッチ等の行為を設定し、サイコロを投げる人が他者に出た目の行為をしてよいか尋ねる。同意がとれた場合は、その行為を行い、断られた場合には「伝えてくれてありがとう」と伝える。

<ゲームのポイント>

- ・断る場面や考えを変えた場面では、双方の気持ちを肯定し、全体に意識づけをすることが重要。例えば、「ハグ」をすることに一度は同意したがやはりできないと断る参加者と、それを受け入れた相手がいた場合、断った側には「途中で気持ちが変わっても良いこと」「伝えられたのは良いこと」など、断られた側には「自身を否定されたのではなく行為が嫌であったこと」「それを受け入れられたことは素晴らしいこと」などを伝え、全体にも共有する。
- ・また、断り方について、参加者は他者から学ぶことができるほか、日常的な事項に紐づけ、バリエーションを一緒に考えていく学習にもつながられる。

<ゲームの工夫>

- ・サイコロの目で実施する行為は、参加者に決めてもらう。行為としては接触するもののほか、一緒にからだを伸ばすや見つめ合うなども含めた、ふれあいが考えられる。自由に意見を出してもらって決める方法と、いくつかの選択肢を提示し選んでもらう方法がある。
- ・同意をとる相手は、隣の人等ルールで決める方法と、サイコロを投げる人が指名する方法がある。参加者の関係性や指名されず悔しい思いをする人が出ないように配慮する必要がある。
- ・同意するかどうか示す方法として、発語が難しい参加者がいる場合には、意思表示するカードを準備する、ハンドサインやジェスチャーを決める等の工夫が必要。
- ・ルールを浸透させるため、1回目はデモンストレーションとして、サイコロを投げる人と同意を取る相手の役割を順番に交代し、全員が両方を経験する。

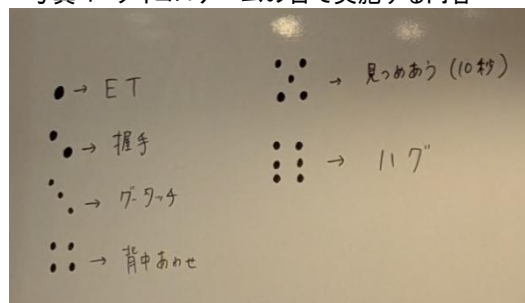
写真2 演習のアイデア出しの様子



写真3 模擬演習(サイコロゲーム)の様子



写真4 サイコロゲームの目で実施する内容



③参加者アンケート

研修の効果を把握するため、参加した支援者に対し研修前・後でアンケートを実施した（アンケート調査の結果は p99 参照）。

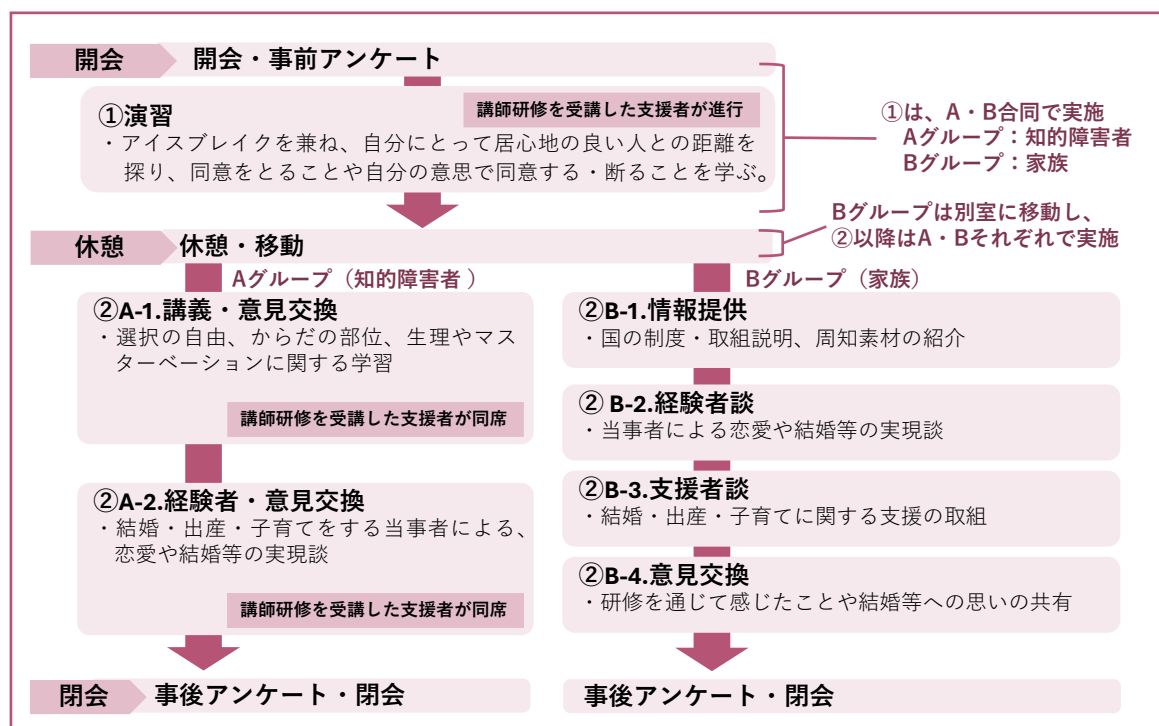
（２）試行研修

試行研修は、本人【A グループ】および家族【B グループ】を対象として実施した。演習は共通プログラムとし、以降の意見交換を含むプログラムは、自由に意見交換ができるよう、A グループ・B グループ別会場で実施した。

なお、講師研修を受講した支援者が、ファシリテーターとして①演習の進行を担い、②A-1.講義・意見交換と②A-2.当事者談・意見交換に同席した。

研修前後の意識を把握するため、参加者アンケートを実施した。開会・閉会時に回答時間を設けて実施。本人向けのアンケートは、UD フォントの使用、平易な表現、イラスト、色の塗分け等、回答しやすいよう工夫を行った。なお、支援者に対しては、閉会時にアンケート調査を実施した。

図表 3-5 試行研修の流れ



①演習【A・B共通】

人との距離、同意をとることについて学び、断ること、断られることを練習するため、サイコロゲームを実施した。支援者は、講師研修で学んだ性の学習の実践として、サイコロゲームの進行を行った。家族は、本人がサイコロゲームを通じ、同意をとることや断り・断られることについて学ぶ様子を観察し、断ることや断り方の学習の必要性を学んだ。

<演習の内容・様子>

- ・支援者が自己紹介、サイコロゲームの見本を示した後、参加者同士でゲームを実施した。最後にリラックスするため、各自でハンドマッサージを実施した。
- ・サイコロゲームの中では、サイコロを投げて出た目で実施する内容について「〇〇さん、背中合わせしていいですか」と相手に尋ね、各自「いいですよ」や「恥ずかしいから、ごめんなさい」と発言する、頷くなどして意思を回答した。支援者は適宜、回答や反応に関して各自の気持ちを肯定し、大事なポイントを参加者に意識づける声掛けを行った。

②A-1. 講義・意見交換【Aグループ】

自分の意思で選択して良いこと、からだの部位の名称、自分のからだの中で人に触られたくない・じろじろ見られたくない場所、生理やマスターベーション等について対話形式の講義の中で学んだ。一方、支援者は対話形式の学習に同席することで、具体的な学習の実践方法について学んだ。

<講義・意見交換の内容・様子>

- ・参加者と意見交換をしながら、ハンドブックやイラストを活用し、自分の意思で選択して良いこと（ハンドブック1章「自分のことは自分で選んでいい」）、自分のからだの中で人に触られたくない・じろじろ見られたくない場所（2章「からだの権利」）、生理やマスターベーション（3章「からだのこと」）を学んだ。また、困ったことや知りたいことがあった際には、ハンドブックを活用して支援者等に相談できることを伝えた。
- ・例えば、ハンドブック p4 の「自分のことは自分で選んでいい」のマンガの場面を解説しながら、参加者に「先生から厳しく言われたことはあるか」や「自分がしたいと思っていることをダメだと言われたことはあるか」などを質問し、参加者から経験や考えについて聞きながら、自分のことは自分の意思で選択して良いことについて学んだ。
- ・サイコロゲームを振り返りながら、自分のからだの中で勝手に触られたくない場所やじろじろ見られたくない場所について意見交換を行い、人によって場所は様々であることや相手によって場所が変わること、そのため相手に尋ね同意をとることが大事であることなど「からだの権利」について確認した。また、からだの歌やイラストを用いてからだの部位を確認し、からだの部位には名前があること、大人になるとからだが変化すること、性器の形や大きさは人と違っていいことなど「からだのこと」を学んだ。

②A-2. 経験者談・意見交換【Aグループ】

結婚・出産・子育てをする当事者からの経験談を聞き、暮らし方の選択肢として、結婚・出産・子育てがあることを学んだ。

<経験者談・意見交換の内容・様子>

- ・結婚・出産・子育てをする当事者より、恋愛や同棲を含めた経験談を聞きながら、都度、参加者と結婚や子育てについて意見交換を行った。（4章「いろいろな人間関係」）。
- ・例えば「赤ちゃんを抱いたことがあるか」と参加者に経験を聞いたり、「ウェディングドレスにはいくらくらいかかったのか」などの参加者からの質問に対し、経験者から回答をもらったりした。
- ・研修開始時より本人らには緊張する様子が見られたが、時間が経つにつれ、積極的に意見や質問が出された。

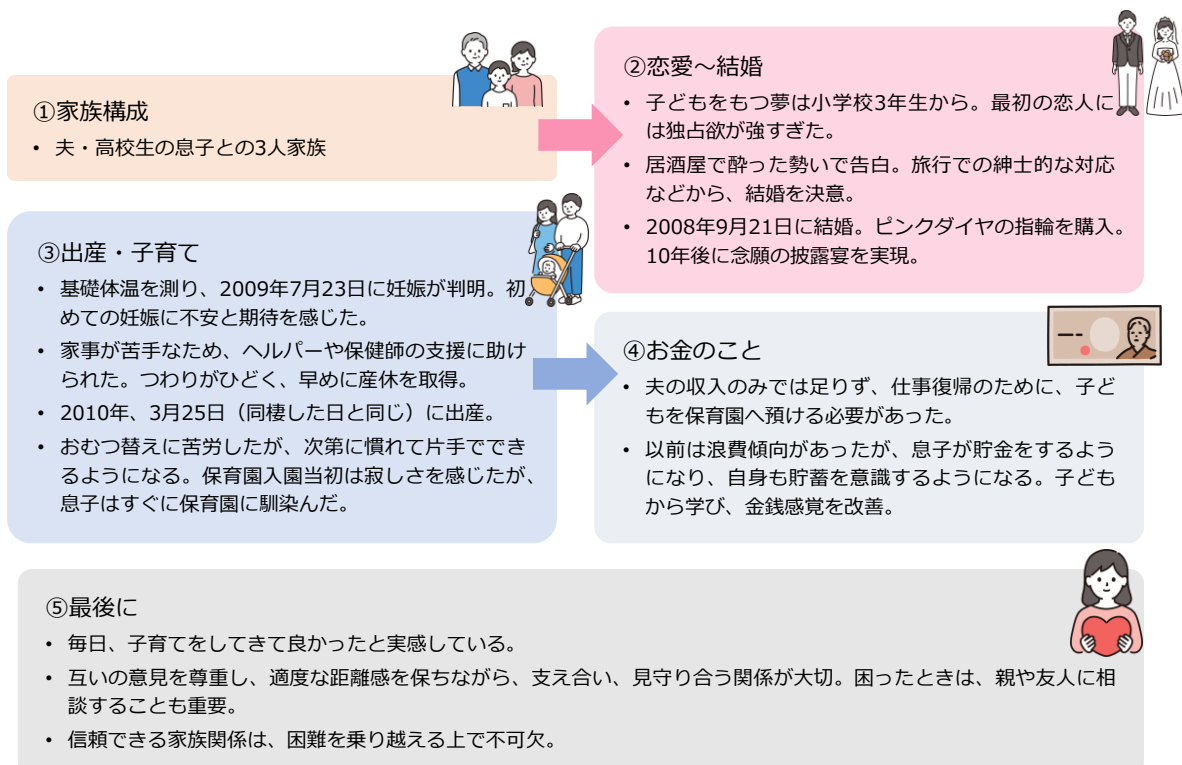
②B-1. 情報提供【Bグループ】

厚生労働省より、知的障害者の結婚・出産・子育てについて、国がこれまで行ってきた調査研究とその中で作成された周知素材、制度に関して説明した。

②B-2. 経験者談【Bグループ】

結婚・出産・子育てをする当事者より、恋愛、同棲・結婚、妊娠・出産・子育てについて、具体的なエピソードも含め話をしてもらった。

図表 3-6 経験者談の概要



②B-3. 支援者談【Bグループ】

結婚・出産・子育ての支援を行っている支援者より、取組の経緯や活動内容、大切にしていること等を話し、性に関する学習の重要性について伝えた。

図表 3-7 B グループ支援者談

①取組の経緯	- 障がいのある方も、人を好きになったり、ともに人生を歩みたいと思ったりすることは当然であり、これは<u>既存の制度にはないことだが大切にしたい</u>という認識から、20年前、障害者の恋愛・結婚・出産・子育てを支援する自主事業が法人内で立ち上げられた。 - 地域で暮らす障害のある方々へのアンケート調査で、「恋人が欲しい」「結婚したい」「家族をもちたい」といった願いが半数を占めていることが判明した。 - この調査結果をもとに、<u>制度的な支援だけでなく、利用者が何を求めているかを土台に、幸せになるための支援として自主事業が設立された。</u>
②活動内容	- 下記4つの内容を実施することで、出会いのチャンスを作ることから、恋愛、結婚、出産、子育てまでの長い伴奏支援を行っている。 ① <u>出会いのサポート</u>：入会制度を設け、会員同士の出会いをプロデュースしている。 ② <u>夫婦・パートナー生活のサポート</u>：カップル成立後、デートの仕方、交際、結婚までのプロセスを長期的にサポートしている。また、一緒に暮らすようになったカップルや夫婦へのアドバイスを行っている。 ③ <u>子育て支援</u>：子どもが誕生した際のサポートを提供している。 ④ <u>スキルアップ講座</u>：テキストを活用して、性、からだの仕組み、人との付き合い方、関係性を学ぶ機会を提供しており、学校教育で十分にカバーされていない部分を補う目的がある。
③会員制度と支援体制	- 会員区分は、A会員)相手を探している人で、学習会やパーティーを開催する、B会員)パートナーができた人で、継続的なアドバイスを提供する、C会員)お試し利用者となっている。 - 月額2,800円で、活動の財源としている。 - 現在、会員数は164名となっており、20年間で約50組が一緒に暮らすようになり、10組が別れている。これまで8組の子育てを応援してきた。会員は23歳から70歳までと幅広く、結婚を目指す人から、時々会って関係を確認する人まで、様々な形態がある。30代～40代の会員が多い。 - 支援体制として、専門スタッフと各地で活動を応援するスタッフが配置されている。
④大切にしていること	「幸せづくり」の基本的な8つの姿勢 ① 障がいの有無に関わらず、「人を愛する」ことを尊び見守っていく。 ② 愛する人ができた場合、職員の個人的な価値観を押し付けない。「本人の思いを大切にする」ことを基本に進めていく。 ③ <u>本人の意見と親・家族と意見が違った場合は本人の意見を優先する。</u> ④ 本人たちにとっては、パートナー生活と結婚生活は同じであり、「愛する人との暮らし」という表現に統一をはかる。 ⑤ <u>誰でも「性」について学ぶ権利がある。正しい知識を身に付け、良好な人間関係を築くことを応援する。</u> ⑥ 「命の尊厳」を厳守（本人達の思いに添い、個別に丁寧に支援していく）。「命を授かることは大切である」。 ⑦ 同性愛についても避難や差別をせず、愛することの尊さを共に喜び守っていく（多様な性の在り方を尊重し、当然の権利として保障する）。 ⑧ 子どもが「親を尊敬する姿勢」を大切にする。
⑤今後の展望	- 障がいの有無に関わらず、誰もが「良い人生」を送れるよう、人を大切にし、愛される経験を得られるよう支援していく。 - そのためには、大人になる前に、性や人と交わることについての学習が不可欠であると考えている。 - 子育て支援においても、福祉の観点から、互いに支え合える社会の実現を目指す。

②B-4. 意見交換【Bグループ】

研修を通じての感想、子どもの結婚・出産・子育てに対する思い等について意見交換を行い、研修の中で気が付いたことや不安に思っていること等を共有した。特に、日常の社会生活の中での他者との適切な距離の取り方、子ども（当事者）の経済的自立に関する将来の期待と懸念などが語られた。

4. 研修参加者アンケート・ヒアリング結果

(1) 参加者アンケート

研修前後でアンケートを実施し、研修実施による意識の変化等を把握するために実施した。

①本人（参加者・回答者 6名）

図表 3-8 Aグループ(当事者)申込者の概要

性別	女性 7 名 / 男性 2 名	就労先	A 型 4 名 / B 型 2 名 / 一般 2 名 / 自立訓練 1 名
生活	自宅 6 名 / GH2 名 / 単身 1 名		
年齢	・ 10 歳代：4 名（当日 2 名参加） ・ 20 歳代：4 名（当日 3 名参加） ・ 30 歳代：1 名（当日 1 名参加）	関心事	・ 交際そのものへの理解 ・ 異性との距離感・関わり方 ・ SNS の利用方法

※申し込みは 9 名（研修当日は、体調不良等の理由により参加 6 名）

1) 恋愛・結婚・出産・子育てに関する本人の希望

現在、好きな人がいる人は 2 名、交際を希望する人が 3 名、結婚を希望する人が 3 名、子どもが欲しい人が 2 名、子どもを育てたい人が 2 名である。研修後、1 名の結婚の意向が強くなった。

支援者や家族に自身の気持ちを話したい人は 3 名であり、研修後に変化はなかった。

2) 試行研修の感想

今後、試行研修のような研修に「参加したい」と回答した人は 3 名であり、「参加したくない」と回答した人は 0 名、「わかった」「つまらなかった」という項目を選択した人もいなかった。試行研修は概ね肯定的に評価されていると考えられる。

②家族（参加者・回答者 5 名）

1) 本人の結婚・出産・子育てに関する希望と家族の認識

本人が希望していると認識しているのは 2 名。両名は、本人と結婚・出産・子育てについて話をしたことがあり、その内容は本人が現実的な話としてではなく、将来的な夢や質問である。

2) 試行研修による気持ちの変化

研修の前後で「結婚」および「出産・子育て」について、本人が希望を考えること、希望すること、実現することを応援できるかどうかを 5 段階方式で尋ねた。各人の回答を前後で比較したところ、否定的に変化した人はおらず、2 名が肯定的に変化した。

3) 本人が希望を考えること、希望すること、実現することに対して

応援できると思うことについて、本人が結婚等を希望していると認識している家族は、行政サービスの手続きなど、保護者が自ら勉強し、積極的にサポート体制を構築したいと回答。本人が

希望していないと認識している家族は、金銭面や親亡き等、応援したい気持ちよりも不安な思いが強い回答であった。

不安に感じることにについて、本人が希望している・していないに関わらず、金銭面および親亡き後について不安を感じており、特に、本人の姉妹等に迷惑をかけることを危惧している。

4) 参考になった資料

今回の研修に当たって提供されたハンドブック、支援の手引き、取組事例集、資料集のいずれも参考になっており、特にハンドブックについては全員が有益な資料として評価している。

5) 研修に対する今後の希望

演習で実施したサイコロゲームの様子を見て、断る勇気と多様な断り方を身に着ける必要性に気付いた。また、当事者による恋愛・結婚・出産・子育ての体験談が参考になっており、さらに深く聞きたいとの感想が寄せられた。4名の親が当事者から経済面の現実的な話を聞きたい、当事者だけでなく、その親や支援者の話を詳しく聞きたいとの要望もあった。

学校卒業後は、子どもが交友関係を広げる機会が少なく、今回の研修なども含め、社会との多様な接点を持つことができる機会を求める声もあった。

③支援者（参加者・回答者6名）

試行研修にファシリテーターおよびサポーターとして参加した支援者は6名である。

図表 3-9 支援者の概要(参加6名)

障害福祉従事年数	事業所種別
・1年未満：1名 ・5年以上15年未満：2名 ・15年以上30年未満：2名	相談支援 1名 / 共同生活援助 2名 /就労継続支援B型 1名/ 就業・生活支援センター 1名 / 児童発達支援等 1名

支援者に対しては、講師研修前、講師研修後、試行研修後の3種のアンケートを実施し、性教育に関する事項と、障害者の結婚・出産・子育てへの意識、研修で参考になったことを尋ねた。

1) 性教育の実施経験について

性教育を実施したことがある支援者は6名中3名であり、3名全員が「人との距離感」についての性教育を行っている。

これまでの実施経験を踏まえた課題は、性について深く話をする機会が少ない、学習内容の定着のための振り返りの時間が確保できないといった時間的制約、また、妊娠や性感染症等の専門的な知識に対し自信をもって対応できないなど、支援者自身の専門的知識の不足等をあげている。

他方、これまで実施経験がない支援者は、実施する場合に課題となると思うことについては、性教育の内容と方法がわからないといった知識、スキルの不足だけでなく、性教育によって当事者に刺激を与えないか、家族から反対を受けるのではないかなどが挙げられた。

図表 3-10 性教育の実施に当たっての課題

実施経験あり	<実施経験を踏まえた課題認識> ○時間的制約 ・性について深く話をする機会が少ない ・学習内容の定着のための振り返りの時間が確保できない ○支援者自身の専門的知識の不足 ・妊娠や性感染症等の専門的な知識に対し自信をもって対応できない
実施経験なし	<実施していない理由> ○実施する場合の課題・不安 ・性教育の内容と方法といった知識、スキルの不足 ・性教育によって当事者に刺激を与えないか、家族から反対を受けるのではないかな等の不安

2) 結婚・出産・子育てに関する学習支援に対する認識について

結婚・出産・子育てに関する学習支援について、講師研修の受講前は、4 名が「やや難しい」、1 名が「どちらともいえない」と回答している（未回答 1 名）。講師研修の受講後も学習支援の難しさに関する認識に変わりはないが、性教育に対する見方について、研修参加者の性教育実施経験別に以下のような変化があった。

図表 3-11 性教育の実施に関する課題感(講師研修受講前後の比較)

実施経験あり	研修前	・個別の性的な課題に対して、本人の特性にあった支援が難しい。 ・家族が反対する。正しい知識を得る機会が少ない。 ・あこがれで終わってしまうこともあり、わかりやすく伝える方法について悩む。
	研修後	・ハンドブックの権利に関する説明を今後の学習に活かしたい。 ・どこまで伝わっているかわからない場面もあり、支援の難しさを感じた。講師になる側も継続した学習が必要である。
実施経験なし	研修前	・(恋愛、結婚の希望が実現し、その後、妊娠・出産、子育ての段階に入った際) 24 時間 365 日、怪我や病気等、いつでも対応できる体制、責任が伴う。 ・支援体制が現状でどの程度整備されているのか。地域とのつながり(幼稚園・保育園・学校)を作るキーパーソンがいると心強い。
	研修後	・参加者の方にはイメージつかない方もおり、結婚、出産などが自然に行われていくのか、導いていくものなのか、難しさも感じた。 ・そばにいる支援者も子育てを一緒に楽しむことが大事だと感じた。

3) 講師研修の成果について

研修受講後、難易度に関する印象に大きな変化はないが、参加者全員が、「よく理解できた」または「理解できた」と回答している。

<講義>

講義で印象に残ったこととして全員が「人権感覚」を挙げており、今後の支援で意識したいこととしている。特に、意思確認をして、本人の意思を尊重することに対し、これまでの支援の反省と、これからの自身への意識づけをすることができている。ジェンダーについては、性自認に悩む当事者がいることや、「無性愛」という言葉を知ったことから、さらに詳しく勉強したいとの声もある。

<講師研修受講後の性教育に対するイメージの変容>

講師研修を受けて、3名（障害福祉分野の経験年数 20 年以上：1 名、15 年以上 20 年未満：1 名、1 年未満：1 名）に性教育のイメージ変容があった。

「性教育と聞くと身構えてしまっていたが、人と人とのつながりから性教育が始まるのだと思った」「包括的性教育という言葉始めて聞いたが、マイナスイメージをプラス（オープン）に変えていきたい」「学校教育の中で受けてきた性教育ではなく、一人ひとりの気持ちを大切に、すべての人がもつ「からだの権利」を大切にすることからスタートするのが性教育である」等の回答があった。

<包括的性教育の実践>

日常の支援の中でできそうなこととして、支援者として支援の一つひとつに同意をとること、「断ることは嫌いということではない」と伝えること等が挙げられた。

実施にあたって課題となると思うことや必要な取組については、学びの場をどのように提供するか、専門的な知識が必要な相談への対応が難しいのではないかと、家族から理解を得られるか、自分自身のスキルアップのための研修が必要等の回答があった。

具体的には、講師研修と試行研修での実践の積み重ねが重要であり、支援の手引きやハンドブックのようなわかりやすい教材を用いた座学を受けた上で、実践を学ぶプロセスが必要などの回答があった。また、性支援を実践している法人・事業所との意見交換、支援の見学といった取組も挙げられている。

<講師研修・試行研修で参考になったこと>

講師研修では、人権を意識していくことや性について学ぶ機会を提供することの大切さ、多数派を多様性に組み込む視点は共生社会と共通した考え方・捉え方であること、知識を持ち選択できるようなサポートが必要であること等の基本的な考え方に関することと、学習の実践方法として、視覚的にわかりやすく説明する工夫や同意の伝え方等が挙げられた。

また、試行研修では、演習の進行および講義・意見交換への同席を通じ、学習のねらいや実施方法、プライベートゾーン以外のからだの名称の学習等について理解が深まったとする回答があった。また、当事者談・意見交換について、直接本人に伝えることで効果的な学習ができる、支援者が子育てを一緒に楽しむことが大事であると感じた等があった。

（２）自治体職員（オブザーバー参加）へのヒアリング

試行研修には、開催地域周辺自治体（１県・２市）の障害福祉担当者がオブザーバー参加した。支援者向けアンケートに研修の感想や意見等を回答いただくとともに、追加でヒアリング調査を実施した。

①実施概要

試行研修にオブザーバーとして参加した開催地域周辺自治体職員３名を対象に、試行研修の感想および、障害者の結婚・出産・子育ての意識啓発の在り方や課題等を把握するため行った。事前に質問項目を送付した上で、オンラインまたはメールおよび電話で聞き取った。

図表 ３ ヒアリング実施概要

対象	実施日・実施方法
A 自治体参加者	令和８年２月２４日・オンライン
B 自治体参加者	令和８年２月２４日・メール、２月２６日・電話
C 自治体参加者	令和８年３月４日・メール、３月５日・電話

②ヒアリング結果概要

１）試行研修の感想、気が付いたこと

三者とも研修に対し肯定的な感想を持っており、特に当事者談が印象に残っていると回答している。意思決定支援の重要性についても認識している。

＜試行研修全般＞

- ・自分自身現場経験が長く、現場で使えるような研修だと感じた。（A自治体職員）
- ・乳児院に入所する子どもの親には、知的障害者が多いと感じている。軽度知的障害者の中には、妊娠したとたんに男性に捨てられる方もいる。性教育、性暴力・被害の予防教育の一連の中で、結婚の選択、子どもを持つかどうかの選択、子育てをどうしていくのかにつながっていくと思った。（A自治体職員）
- ・研修前は、収入や子育て面から障害者の結婚には懐疑的であったが、研修を見学し、直接顔を合わせて当事者の話や親の戸惑いを聞くことで、引き続き課題はあるものの、障害者が結婚等できるよう社会的責任として果たすべき必要があると感じた。（B自治体職員）
- ・演習や当事者の経験談を通じ、個人としての意思表示・決定を支えることが必要だと感じた。特に、子育てをするにあたり、地域との関わりが増えるため、生活一連の継続的な意思決定支援が不可欠であると感じた。（C自治体職員）
- ・研修は、当事者・家族には結婚・出産・子育てを考える機会、支援者等の関係者には適切な支援につながる機会になるのではないか。（C自治体職員）

＜B グループのプログラム＞

①当事者談

- ・ 当事者の経験談は心に響いた。支援者がどのように支えたのか、保護者の思いや行ったサポートとあわせ、三者のセットで話を聞きたい。（A自治体職員）

②意見交換

- ・ Bグループの意見交換では、保護者は「まずは就労」というように、本人のできていないところに目線が行っていると感じた。保護者が本人に対して、良い面を直接言葉にして伝えることが必要だと考える。（A自治体職員）

2) 周知素材の認知度

三者とも研修まで周知素材を知らなかった。全般的に自治体の関係部署の担当者レベルまで情報が十分に伝達されていない状況が推察される。

- ・ 今まで周知素材を見たことがなかった。特に取組事例集がわかりやすいと感じた。（A自治体職員）
- ・ 今回の研修で初めて知った。（B自治体職員）
- ・ すべて初めて見た。研修を通じて、支援の手引きが現場でどのように活用されるのか、具体的なイメージを持つことができた。（C自治体職員）

3) 意識啓発に関する課題

障害の有無に関わらず、結婚・出産・子育ての希望が叶わないことがあり、加えて障害者の結婚・出産・子育てについては、支援が十分ではないことを指摘している。また、研修を実施する場合、どのような主体がどのような地域単位で実施していくのか考える必要があるとの意見があった。

＜行政の役割＞

- ・ 行政に求められることは、研修を行うための補助金を出すことだと思うが、圏域、法人、事業所等、どの単位で誰が主体的に行っていくのかを考える必要がある。（A自治体職員）
- ・ 行政として支援を図る責務があることは理解しているものの、貧困、ヤングケアラー、ひきこもり等の社会的な課題が残る中では、障害者の結婚、出産・子育て支援は進まないと感じる。出産・子育てにおいて、生まれてくる子どもが安心・安全に育っていける環境をいかに整えるかが重要ではないか。（B自治体職員）
- ・ 障害福祉サービスに「育児支援」そのものを目的とした項目が乏しく、制度の弾力的運用に限界がある。（C自治体職員）
- ・ 母子保健で実施する健康診査や家庭訪問等の中に、障害特性に配慮した支援メニューを組み込む等、既存の枠組みを活用し、当事者に応じた支援ができる体制が必要である。（C自治体職員）

＜保護者・支援者、地域社会＞

- ・ 本人の「できないところ」に目線が行きがちな保護者の目線をどのように変えるか。（A自治体職員）
- ・ 知的障害者の結婚は、自己決定権に基づく当然の権利である一方、知的障害者以外も含め、経済面や家族問題等の様々な事情が、希望の実現を妨げている。障害の有無にかかわらず、すべての結

婚・出産・子育てを希望する人が実現できるよう、社会の手立てや理解が必要である。(B自治体職員)

・特に子育てをしていく上では、地域社会に意思を尊重する文化が十分に根付いている必要がある。
(C自治体職員)

4) 意識啓発の在り方

結婚・出産・子育てで活用できるサービスや支援について、具体的な支援の組み合わせや困りごと毎に整理されていると、希望について考えられるのではないかと意見があった。また、支援者に対しては、意思決定支援に関する研修に組み込むことができるのではないかと、また、報酬に反映される研修であれば参加率が高まるのではないかと意見があった。

＜意思決定支援の一つとして位置付ける＞

・結婚・出産・子育てについては、意思決定支援の一つとして位置付けていくと、違和感がないと思う。意思決定支援の研修に組み込むことが可能なのではないかと。前面に取り上げるのであれば、ピックアップする背景を強調した方が良い。(A自治体職員)

＜研修普及のインセンティブ＞

・支援者向けの研修を行う場合、研修の受講と一定の条件をクリアした支援を行った場合に、障害福祉サービス等報酬に反映される仕組みがあると、参加率が高くなるのではないかと。(A自治体職員)

＜希望の実現を支える基盤づくり＞

・権利と現実的な困難要因のどちらか一方を強調するのではなく、障害者が、結婚・出産・子育てへの希望を失わない範囲で、現実的な課題も見据えた意識啓発を行うべき。(B自治体職員)

・困りごとに対し、どんなサービス・支援が受けられるのかが整理されているものがあると良いのではないかと。本人、特に家族が「助けてくれる人がいる」と知ることによって、結婚・出産・子育てまで視野が広がり、現実的・具体的に考えられるようになると思う。(C自治体職員)

第4章 まとめ

参加者アンケートやヒアリングの結果を踏まえ、ワーキンググループにおいて講師研修および試行研修の効果や改善点等に関する評価と今後の普及啓発のあり方について検討した。

1. 試行研修のプログラムについて

(1) 参加者

研修における参加者への配慮事項として、今後、以下の点について検討する必要がある。

- ・ 試行研修に参加した当事者は女性 5 名、男性 1 名であり、参加者のエンパワーメントの観点から、年齢構成等も含め受講者のジェンダーバランスを考慮する必要がある。
- ・ また、参加者の興味・関心の違いを考慮し、例えば、「結婚したい人」「子どもが欲しい人」に分けたグループ編成を検討することも考えられる。
- ・ 当事者が演習に安心して参加できるように、本人の希望があれば日頃から相談や支援を行っている保健センターの職員やボランティアの人などの参加も検討の余地がある。
- ・ 今回の試行研修では、参加者のアンケートの回答を求めたが、当事者の家族も参加したことからアンケートへの記載は、家族と別の場所で行う等、配慮が必要であった。
- ・ 演習では、ツールとしてサイコロゲームを選んだが、参加者がほぼ初対面であったことを踏まえると、柔軟なルール変更についても考慮する必要があるがあった。参加者が話し合って決めたゲームのルールではあるが、「一度、みんなで決めたことは、自分が嫌だと思っても守らなければならない」というメッセージにならないよう、一人ひとりに「からだの権利」があり、自分で選んで良い。意に反して我慢する必要はなく、ゲームのルール自体、対話を通じて変更可能であるというメッセージにつながる研修の組み立てが今後の改善点である。

(2) 当事者談

- ・ 今回の試行研修では、当事者からの講演は、グループを分けた上で本人のみならず家族向けのプログラムにも加えたことで、本人、家族、オブザーバー参加の自治体職員から高い評価を得た。
- ・ 特に家族の関心は、結婚、出産、子育てに必要な費用をどのように確保したのか等、経済的自立に関する心配であったが、人生の目標が具体的であることで働くことへの動機が一層高まること、生きがいにつながるということが当事者談からしっかり読み取ることができたと思われる。
- ・ 当事者と家族からは、「継続して学びたい」といった声もあり、特に当事者談は研修の素材としても非常に有効である。しかし、こうした当事者談を語れる人材の確保は容易ではないと考えられることから、動画資料として記録し活用していくことが考えられる。

(3) 講師研修

- ・ 支援する側も、例えば「男性・女性」といった無意識にある固定観念に気づき、「多様性」の理解や受容について再認識する機会として、事前の座学は非常に重要である。試行研修を実施す

るスタッフたちが事前に集まって、人権意識やゲームの運用についてイメージを持ちながら本番を迎えられたのが非常に良かった。

- ・また、その意味において、講師研修は（呼び方を変えて）親や行政も参加できるよう、もう少し間口を広くすることも考えられる。
- ・今回の試行研修では、参加者の属性や事前に把握した関心事を考慮してプログラムを組み立てたが、「結婚・出産・子育て」というテーマはかなり広い。想定する参加者は年齢層も違い、課題感も違うことからライフステージ教育の中に盛り込み、連続性のあるプログラムの中の一つと位置づける等、テーマの分け方についても検討の余地がある。

2. 障害者の結婚・出産・子育てに関する意識啓発について

（１）継続的な研修の意義

- ・今回の研修のキーワードの一つとして「人権感覚」を取り上げた。研修が当事者、家族、支援者等が「性の人権である」という認識を浸透させるための有効な機会となったと言える。
- ・また、包括的性教育は成人を対象とすることには馴染まないと思われがちだが、包括的性教育は幼少期から高齢期にわたるライフステージ、生涯にわたって大切な教育として位置づけられているものである。今回、講師研修において、福祉現場の方々にその重要性が認識されたことは成果である。同時に、一般に「教育」という言葉には規範的なイメージが強くあるため、一回だけの説明ではその概念を十分に伝えることは難しい。継続的な研修の実施が必要である。

（２）講師・ファシリテーターの重要性

- ・当事者・家族のみならず、福祉現場においても、基本的な人権に関する基礎知識を普及していく必要がある。結婚したい人は結婚する、結婚の制度にとらわれなくても、いろいろな生き方、選択肢があることを系統的に伝えていくような研修が必要である。
- ・障害児、障害児者への性教育の長年の課題は、異性愛を前提としているところであり、今回の講師研修においても、「シスヘテロ（シスジェンダー、ヘテロセクシュアル）」、「性の多様性」「ジェンダー平等」については、参加した支援者にも理解、納得が容易ではなかった印象を受けた。
- ・講師研修は、ジェンダー平等や SOGIE（ソジー）といった概念が示しているように、これまでの「多様性とは、マジョリティがマイノリティのことを認める」といった感覚から「自分も多様性の中にいるのだ」という感覚に意識的に切り替えることが出発点であり、核心部分と言える。
- ・ファシリテーター自身がそうしたマインドを持っていることが必要であり、「マイノリティとマジョリティ」といった二項対立の図式で考える感覚を持っている人では、研修の目的を具現化することは難しいと考えられる。研修の技術的なノウハウというよりも、人材としてのファシリテーターをどう養成していくかが極めて重要となる。
- ・サイコロゲームは、ウォーミングアップ、導入部分であり、その後、講師がファシリテーターとなり、ガイドブックも使いながら参加者（当事者）に話しかけ、対話することによって、それまでおそらく他の人には言わなかった、あるいは友達同士でしか言わなかったであろう体験を語

るようになった。この体験を引き出すことが重要であり、そのことによって参加者が自分の中に閉じ込めていた様々な心情を解放していく展開となっていた。

（３）講師・ファシリテーターの養成

- ・今後、地域で実践する場合、講師養成は、公募によって既にノウハウがある法人への委託が考えられる。また、大学等の研究機関との提携により、調査研究を重ねながら長期的な視点で取り組むことが重要である。
- ・講師の資格については、例えば、民間の認定資格の形で、全国の現場で毎年少しずつ養成していくことが考えられる。
- ・さらに、法人や事業所がサポートの展開で困った時に相談でき、また研修を受講することができる拠点を全国で１～２か所設置することによって、福祉現場における日々の実践との連動を一層促進することが可能になると考えられる。

（４）家族の理解促進

- ・当事者の方たちに伝えようとしていることは、家族に対しても同じように伝えることが望ましいと考えられる。保護者への研修を行うのであれば、例えば、別室で同様のプログラム（サイコロゲーム等も含む）を実施し、「親」という役割意識から離れて、当事者と同じ感覚を感じてもらえる場面があっても良い。

３．普及啓発の方法について

（１）研修と実践

- ・今回の試行研修では、ハンドブックや手引き等の周知素材の使い方や啓発の仕方について一定の方向性を確認することができた。
- ・事前の講師研修を含む試行研修の一連のプログラムは、本人や家族の意識啓発のための周知素材を現場に落とし込んでいく具体的な手順を試行するだけでなく、最も重要な役割を担う支援者の価値基準、規範意識を振り返り見直していくプロセスの試行でもあった。
- ・研修を受講したことによって、あらたに湧き起こってくる当事者自身の暮らしについての悩みや課題を受け止め、さらに次の研修に生かしていく循環的な仕組みづくりが求められる。今後の展開に当たっては、法人・事業所や当事者団体の自己研鑽も含めた支援と研修が一体となった取組が有効であり、期待されるところである。

（２）他分野との連携

- ・「障害者の結婚・出産・子育てに関する意識啓発」は、大人になってからでは間に合わないというのが現場の実感としてあるため、都道府県の福祉計画の策定の際にこのテーマが明記されると、定期的な見直しと実行が継続されていく仕組みと考えられる。
- ・意識啓発のための学習機会の確保という観点で考えると、自立支援協議会の活用が考えられる。自立支援協議会では、多くの自治体において権利擁護に関する取組がすでに行われている。例えば、部会の活動として年に一回程度の研修会を開催しているところもあり、母子保健の協力

を得ながら、SRHR（性と生殖に関する健康と権利）の文脈に基づいて、性に関する知識を保障していく等、このテーマを研修に盛り込んでいくことも考えられる。

- ・ 先行調査研究において、障害福祉と母子保健・子育て支援施策の連携体制の構築の重要性が指摘されたところである。今回の試行研修に相当する研修を市町村が実施する場合、各部局の所掌範囲や施策体系における優先度の違い等もあり、施策間連携の課題は少なくないが、障害分野と母子保健の分野が一緒に取り組む展開方法として、例えば、今回の当事者談に加えて、母子保健の分野で出産や結婚の中で悩んでいた同じ若者の目線の話と組み合わせることで、研修内容により深みを増すことも考えられる。
- ・ 最初に接触する担当者の対応一つで、最終的に当事者が自らの意思で諦めるということも起こり得る。自治体においても法人・事業所をしっかりと支え、応援できる体制を担保することが不可欠となる。
- ・ 令和9年度に向けた障害福祉計画および障害児福祉計画に係る基本指針の見直しでは、意思決定支援の促進に向けて、結婚、出産、子育てを含め、希望する生活の実現に向けた支援を行うため、市町村において、「障害福祉や母子保健、児童福祉の関係機関における各施策の連携に取り組む」ことの重要性について明記された。
- ・ 来年度は、市町村の計画を策定する時期に当たることから、基本方針を根拠に協議会等で議論されるよう、周知が徹底されることを期待したい。

資料編

第 2 部

共生社会の実現に向けた普及啓発のあり方

**共生社会フォーラムの趣旨を踏まえた
普及啓発・人材育成に関するアンケート調査
— 趣旨説明資料 —**

1. アンケート調査の目的

本調査は、障害者の尊厳の保障と共生社会の実現に向けた取組として、厚生労働省が平成 30 年度から実施している「共生社会フォーラム」の趣旨を踏まえ、今後、同様の取組を都道府県及び政令市で普遍的かつ継続的に展開していくための施策検討に資する基礎資料とすることを目的として、各自治体における普及啓発及び人材育成の取組状況を把握するものです。

2. 共生社会の概念

(1) 本調査における「共生社会」の位置づけ

本調査における「共生社会」は、障害者基本法に規定する「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものである」との理念にのっとり、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会」と位置づけています。

3. 共生社会フォーラムの概要（※「共生社会フォーラム」の構造については、別紙のとおり）

(1) 目的

厚生労働省は、平成 30 年度より「共生社会フォーラム」を全国各地で開催しています。このフォーラムは、津久井やまゆり園事件（注 1）を契機として、障害福祉従事者などが共生社会の理念と福祉の根源的思想に関する理解を深め、その成果を職場や地域社会に普及啓発していく人材（以下、「福祉の語り部」（注 2）という。）を養成することを目的としています。

（注 1）津久井やまゆり園事件

平成 28 年 7 月 26 日、神奈川県相模原市の障害者支援施設「津久井やまゆり園」において、元職員による大量殺傷事件が発生した。19 名の尊い命が奪われ、26 名が負傷するという未曾有の惨事であった。犯人は「障害者はいない方がいい」という優生思想に基づく犯行動機を公言した。この事件は、日本社会に潜在する差別意識や優生思想の危険性を顕在化させるとともに、「命の価値」、「人間の尊厳」、「共に生きる社会」、「福祉とは何か」などを根本から問い直す契機となった。

（注 2）福祉の語り部

- 日頃、障害福祉の現場で、障害者本人及び本人を取り巻く社会環境についての思いをうまく言葉にできないがために、正しく伝えきれないことを、①多くの人たちと語り合う中で「言語化」し、②価値観を共有することが重要となる。
- また、③「正しい」と思い込んでいる事（固定観念）に対して、多様な角度から語られる他者の言葉を否定せずに一旦受け止めることも大切である。
- 福祉の理念の理解、福祉の現場における日々の活動の内省を促す役割を担う人を「共生社会フォーラム」では「福祉の語り部」と呼んでいる。

(2) 内容

共生社会フォーラムは、開催地ごとに 2 日間の行程で実施しており、一般市民も参加可能な共生社会の理念及び福祉の根源的思想に関する基調講演等の「共通プログラム」と、学生、福祉従事者、企業・団体関係者を対象とした「グループワーク研修」で構成しています。

表 共生社会フォーラムの研修カリキュラム

項目	内容	参加対象
共通プログラム	①表現活動（60 分） ・障害者の舞台表現等の視聴を通じて、直感的に障害や障害者理解を深める。 ②基調講演（60 分） ・津久井やまゆり園事件の受け止め方、いのちの意味、先人の福祉の思想等を学ぶ。 ③映像視聴（60 分） ・NHKスペシャル「ラストメッセージ この子らを世の光に」の視聴	一般市民 学生 福祉従事者 企業・団体関係者
グループワーク研修	①学生・新任者グループ（2 日間） ・「生きている意味とは?」「障害とはそもそも何?」「福祉の仕事とは?」といった根源的な問いについて、時間をかけて対話し、日々感じているが、言葉にできていない微妙な感覚や想いを言葉にしていく内容	学生 福祉従事者（新任者）
	②福祉支援語り部養成グループ（2 日間） ・津久井やまゆり園事件に対する多様な考えに関する語りかけ・問いかけを学び、受講者が従事する現場や地域に働きかけるアクションプランを作成	福祉従事者（中堅職員）
	③企業グループ（1 日間） ・誰もが働きやすい職場環境を整えるため、福祉の思想・視点と福祉業界の援助技術（傾聴・受容・共感）を学び、実践につなげていく内容	企業・団体の経営者・管理職等

※「共生社会フォーラム」の詳細は下記 URL より「実施報告書」を参照

・厚生労働省 WEB サイト「共生社会等に関する基本理念等普及啓発事業」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/kyouseishakai/index.html

4. 調査にご協力いただく上でのお願い

津久井やまゆり園事件が発生してから来年で 10 年が経過します。同事件が社会に問いかけた障害者差別や優生思想といかに向き合い、共生社会をどのように実現していくかを考え、事件の教訓を風化させず、継続的に取組んでいくことが重要となります。

つきましては、上記の趣旨を踏まえて、貴自治体における障害者差別や優生思想の根絶に向けた普及啓発状況と、「共生社会フォーラム」と類似する取組や、共生社会の基本理念や福祉の価値観・倫理観をテーマとした人材育成の取組状況について、貴自治体（担当部署）の現状をご回答いただきますようお願い申し上げます。

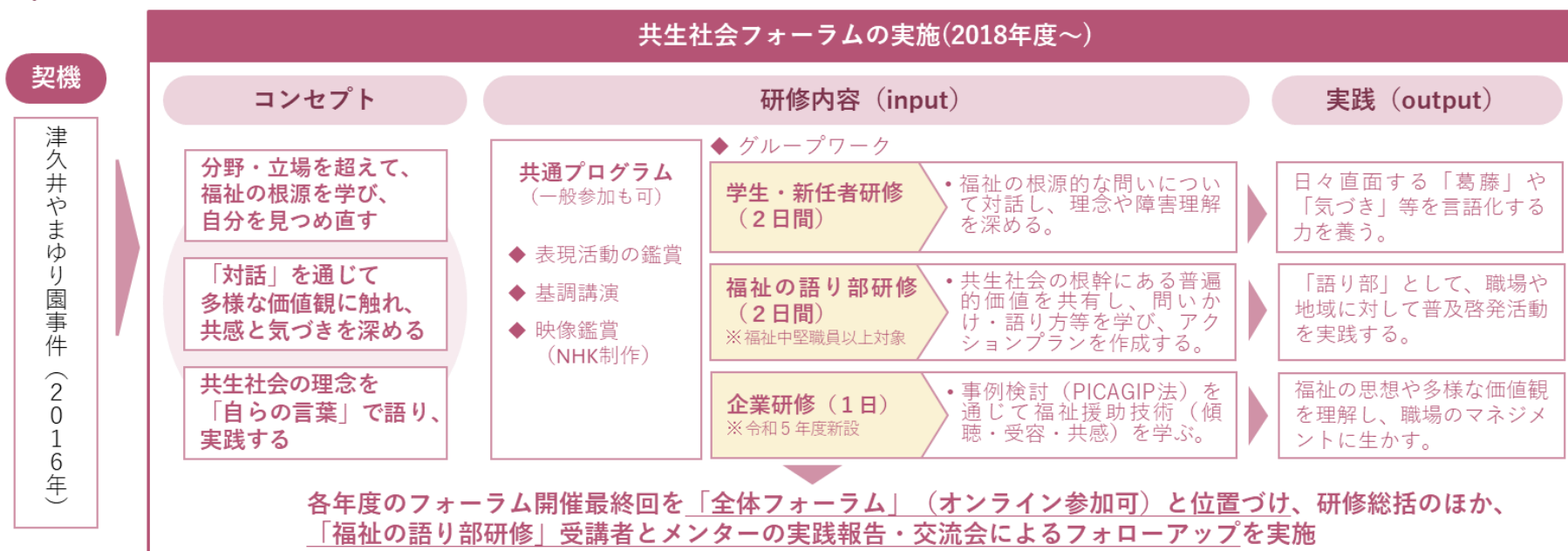
「共生社会等に関する基本理念等普及啓発事業」（共生社会フォーラム）の構造

HIT作成

1. 目的

① 共生社会の基本理念の普及啓発	障害の有無に関わらず、一人ひとりがかけがえのない存在として尊重される社会の実現を目指し、福祉従事者のみならず、国民全体への共生社会の基本理念に関する普及啓発を推進。
② 福祉の語り部養成	共生社会の基本理念や福祉の思想を、職場や地域社会に対して「自らの言葉」で語り、実践する人材を養成。（単なる伝達者や講師ではなく、対話や実践を通じて社会に働きかける存在）

2. 共生社会フォーラムの構造



共生社会フォーラムの趣旨を踏まえた 普及啓発・人材育成に関するアンケート調査票

■ 回答方法・留意事項

- ・ 選択式の設問については、各選択肢の左側にあるチェックボックス（□）をクリックしてチェックを入れてください。複数選択の設問もありますので、よくお読みの上ご回答ください。
- ・ アンケートの結果は統計的に処理いたしますので、個人名や事業所情報が第三者に公表されることはございません。また、調査の目的以外には使用いたしません。
- ・ 当会の個人情報の取り扱いについて同意の上、アンケートにご回答ください。
(HIT 個人情報保護方針：<https://www.hit-north.or.jp/privacy/>)

1. 回答者情報

問1 回答者情報についてご記入ください。(記述式)

①自治体名		②担当部署	
③回答者名		④役職	
⑤電話番号		⑥メールアドレス	

2. 普及啓発の取組について

問2 貴自治体(担当部署)では、障害福祉分野に限らず、広く地域社会(市民、企業・団体等)に対して、障害者差別の解消や優生思想の根絶に向けた普及啓発活動を実施していますか。
(☑は1つ)

- ☐ 1. 障害者差別の解消と優生思想の根絶の両テーマに関する普及啓発を実施している
- ☐ 2. 障害者差別の解消をテーマとした普及啓発を実施している
- ☐ 3. 優生思想の根絶をテーマとした普及啓発を実施している
- ☐ 4. 実施していない →問5からご回答ください

【問2で「1」・「2」・「3」を選択した場合、ご回答ください】

問3 どのような方法で普及啓発を実施していますか。(あてはまるもの全てに☑)

- ☐ 1. シンポジウム・フォーラム
- ☐ 2. ワークショップ
- ☐ 3. 出前講座
- ☐ 4. 演劇、パネル展示等の文化・芸術活動
- ☐ 5. 広報誌・SNS・ホームページ等での発信
- ☐ 6. その他 ()

問4 貴自治体（担当部署）が実施している普及啓発の主な取組について具体的に教えてください。

(1) 事業名	
(2) 取組概要 (記述式)	
(3) 実施・運営主体 (あてはまるもの全てに☑)	☐ 1. 自治体 ☐ 2. 社会福祉法人・社会福祉協議会 ☐ 3. NPO・ボランティア団体 ☐ 4. 障害当事者・当事者団体 ☐ 5. 住民組織 ☐ 6. 医療・福祉関係機関 ☐ 7. 教育機関（学校、大学等） ☐ 8. 民間企業・財団・社団法人等 ☐ 9. その他（ ）
(4) 実施頻度 (☑は1つ)	☐ 1. 年1回 ☐ 2. 年2～5回程度 ☐ 3. 月1回等の定期開催 ☐ 4. その他（ ）
(5) 普及啓発の主なターゲット（記述式）	
(6) 他分野との協働や、当事者参加、合理的配慮などの面から工夫していること (記述式)	
(7) 取組により得られた成果や感じられる効果（記述式）	
(8) 実施する上で直面する課題（記述式）	

※取組みが複数ある場合は、回答欄をコピーの上、追加してご回答ください。

3. 障害福祉分野における人材育成の取組について

問5 貴自治体（担当部署）では、厚生労働省が平成30年度から実施している「共生社会フォーラム」（※別添「趣旨説明資料」参照）をご存知ですか。（☑は1つ）

☐ 1. 認識しており、開催運営に協力したことがある

☐ 2. 認識しており、フォーラムに参加したことがある

☐ 3. 参加したことはないが、認識している

☐ 4. 認識していない

問6 貴自治体（担当部署）では、障害福祉分野の従事者や関係者を対象とした人材育成の取組として、法定研修等の国が定める研修以外で、次のようなテーマに関する研修を実施していますか。（あてはまるもの全てに☑）

☐ 1. 障害福祉分野における共生社会の基本理念や福祉の価値観・倫理観を学ぶための研修 ☐ 2. 障害者差別や優生思想をテーマに、命の尊厳や共生社会の意義を考える研修 ☐ 3. 参加者同士が経験や考えを語り合い、自らの支援観や仕事を見つめ直す研修 ☐ 4. 福祉の理念理解や日々の実践の内省を促す人材養成（福祉の語り部等）のための研修 ☐ 5. その他（ ） ☐ 6. いずれも実施したことがない →問9からご回答ください
--

【問6で「1」～「5」を選択した場合、ご回答ください】

問7 どのような方法で研修を実施していますか。（あてはまるもの全てに☑）

☐ 1. 講義・講座（集合型） ☐ 2. 講義・講座（オンライン） ☐ 3. ワークショップ ☐ 4. その他（ ）

問8 貴自治体（担当部署）が実施している人材育成の主な取組みについて具体的に教えてください。

（1）事業名	
（2）取組概要 （記述式）	
（3）実施・運営主体 （あてはまるもの全てに☑）	☐ 1. 自治体 ☐ 2. 社会福祉法人・社会福祉協議会 ☐ 3. NPO・ボランティア団体 ☐ 4. 障害当事者・当事者団体 ☐ 5. 住民組織 ☐ 6. 医療・福祉関係機関 ☐ 7. 教育機関（学校、大学等） ☐ 8. 民間企業・財団・社団法人等 ☐ 9. その他（ ）
（4）参加対象者 （あてはまるもの全てに☑）	☐ 1. 障害福祉従事者（新任） ☐ 2. 障害福祉従事者（中堅） ☐ 3. 障害福祉従事者（管理職） ☐ 4. 障害福祉以外の福祉職 ☐ 5. 自治体職員 ☐ 6. 特別支援学校等の教職員 ☐ 7. 障害福祉分野への就職を志望する学生 ☐ 8. その他（ ）
（5）実施頻度 （☑は1つ）	☐ 1. 年1回程度 ☐ 2. 年2～5回程度 ☐ 3. 月1回等の定期開催 ☐ 4. その他（ ）
（6）取組により得られた成果や感じられる効果（記述式）	
（7）実施する上で直面する課題（記述式）	

※取組みが複数ある場合は、回答欄をコピーの上、追加してご回答ください。

4. 都道府県・政令市での実施可能性について

問9 厚生労働省では、「共生社会フォーラム」と同様の取組を、今後、都道府県・政令市でも展開していくことを検討しています。このような取組を地域で実施していくにあたり、どのような課題が挙げられますか。（主なもの**3つ**まで☑）

- ☐ 1. 企画・運営に関するノウハウが不足している
- ☐ 2. 協力・連携できる関係機関・団体が少ない
- ☐ 3. 講師、ファシリテーターなど人材確保が難しい
- ☐ 4. 庁内での合意形成や調整に時間を要する
- ☐ 5. 障害者差別や優生思想などのテーマが扱いにくい
- ☐ 6. 関係機関・団体への参加周知が難しい
- ☐ 7. 他の施策・計画との整合・位置づけの整理が必要である
- ☐ 8. 取組の成果や効果を測定しにくい
- ☐ 9. その他（ ）

問10 都道府県・政令市で「共生社会フォーラム」と同様の取組を実施していくために、どのような支援があればよいと思いますか。(主なもの**3つ**まで☑)

- ☐ 1. 自治体職員や福祉関係者を対象とした説明会の実施（共生社会フォーラムの意図や、福祉の語り部に求められる人材像など）
- ☐ 2. 研修実施のためのマニュアル・教材等の整備
- ☐ 3. 講師やファシリテーター等を紹介・派遣する仕組み
- ☐ 4. 研修の企画・運営を支援するアドバイザーの派遣
- ☐ 5. 実施に必要な財政支援
- ☐ 6. 他地域の取組（好事例等）の情報共有・発信の仕組み
- ☐ 7. 取組みの成果や効果を測定するための標準的な指標の設定
- ☐ 8. その他（ ）

問 11 都道府県・政令市で「共生社会フォーラム」と同様の取組を円滑に実施していくにあたってのアイデアや、国に期待することなどについて、ご自由にご記入ください。（記述式）

--

ご協力ありがとうございました。

共生社会フォーラムにおける「福祉支援語り部研修」受講経験者の活動状況に関するアンケート調査

* 必須の質問です

このたび当会では、令和7年度厚生労働省障害者総合福祉推進事業「共生社会に関する基本理念等の普及啓発に関する調査研究」を実施しております。

本調査研究の一環として、厚生労働省が障害者の尊厳の保障と共生社会の実現に向けた取組として、平成30年度から実施している「共生社会フォーラム」における語り部研修受講経験者の皆様を対象としたアンケート調査を下記の通り実施いたします。調査結果は、共生社会の実現に向けて、優生思想や障害者差別に対抗し、福祉の根源的な思想を広く地域社会に発信していくための普及啓発のあり方を整理するための参考といたします。

ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、調査へのご協力をお願い申し上げます。

◆ 回答期日：令和8年1月16日（金）まで

◆ 設問数：全24問（一部限定設問）

◆ 回答時間：約15分（目安）

【回答にあたっての留意事項】

- ・ 複数選択の設問もありますので、よくお読みの上ご回答ください。
- ・ 当会の個人情報の取り扱いについて同意の上、アンケートにご回答ください。（HIT個人情報保護方針：<https://www.hit-north.or.jp/privacy/>）
- ・ アンケートの結果は統計的に処理いたしますので、個人名や事業所情報が第三者に公表されることはございません。また、調査の目的以外には使用いたしません。

1. 基本情報

1. 問1 あなたの年齢区分について、該当するものをお選びください。 *

1 つだけマークしてください。

- ☐ ~20歳代
- ☐ 30歳代
- ☐ 40歳代
- ☐ 50歳代
- ☐ 60歳代
- ☐ 70歳代以上

2。 問2 あなたの現在の職業について、該当するものをお選びください。 *

1 つだけマークしてください。

- ☐ 1. 福祉・保育・医療（設置者・管理者）
- ☐ 2. 福祉・保育・医療（サービス管理責任者）
- ☐ 3. 福祉・保育・医療（生活支援員）
- ☐ 4. 福祉・保育・医療（その他）
- ☐ 5. 公務員（一般行政職）
- ☐ 6. 公務員（教育職）
- ☐ 7. 公務員（保健福祉職）
- ☐ 8. 公務員（その他）
- ☐ 9. 学生
- ☐ 10. 一般企業・団体職員
- ☐ その他:
—

3。 問3 あなたの現在の役職について、該当するものをお選びください。 *

1 つだけマークしてください。

- ☐ 1. 代表職
- ☐ 2. 管理職
- ☐ 3. 一般職
- ☐ その他:
—

4。 問4 あなたは障害福祉分野の業務に携わった経験はありますか。 *

1 つだけマークしてください。

- ☐ 1. ある 質問5 にスキップします
- ☐ 2. ない 質問7 にスキップします

問4で【ある】と回答した方にお聞きます。

5。 問5 あなたの障害福祉分野の従事年数（累計）について教えてください。 *

1 つだけマークしてください。

- ☐ 5年未満
- ☐ 5年～10年
- ☐ 11年～15年
- ☐ 16年～20年
- ☐ 21年～25年
- ☐ 25年以上

6. 問6 あなたが従事したことがある障害福祉サービス種別について、該当するものをすべてお選びください。 *

当てはまるものをすべて選択してください。

- ☐ 1. 訪問系
☐ 2. 日中活動系
☐ 3. 施設系
☐ 4. 居住系
☐ 5. 訓練・就労系
☐ 6. 障害児通所系
☐ 7. 相談系
☐ その他: _____

2. 共生社会フォーラムの参加実績

7. 問7 あなたが共生社会フォーラムに参加した年度について、該当するものをすべてお選びください。 *

当てはまるものをすべて選択してください。

- ☐ 1. 平成30（2018）年度
☐ 2. 令和元（2019）年度
☐ 3. 令和2（2020）年度
☐ 4. 令和3（2021）年度
☐ 5. 令和4（2022）年度
☐ 6. 令和5（2023）年度
☐ 7. 令和6（2024）年度

8. 問8 あなたが初めて共生社会フォーラムに参加した当時の職業について、該当するものをお選びください。 *

1 つだけマークしてください。

- ☐ 1. 福祉・保育・医療（設置者・管理者）
☐ 2. 福祉・保育・医療（サービス管理責任者）
☐ 3. 福祉・保育・医療（生活支援員）
☐ 4. 福祉・保育・医療（その他）
☐ 5. 公務員（一般行政職）
☐ 6. 公務員（教育職）
☐ 7. 公務員（保健福祉職）
☐ 8. 公務員（その他）
☐ 9. 学生
☐ 10. 一般企業・団体職員
☐ その他: _____

9. 問9 あなたはこれまでにどのような立場で「語り部研修」に参加しましたか。該当するものをすべてお選びください。 *

当てはまるものをすべて選択してください。

- ☐ 1. 研修受講者
☐ 2. メンター（グループ内のファシリテーション）
☐ 3. ファシリテーター（全体の進行役）
☐ 4. アドバイザー（全体の助言・講評）
☐ その他: _____

問10 あなたが共生社会フォーラムに参加して、以下①～⑩について、どの程度そう感じていますか。該当する程度をそれぞれお選びください。

10. ①共生社会の理念や福祉の根源的な思想への理解が深まった *

1つだけマークしてください。

- ☐ 1. とてもそう思う
- ☐ 2. どちらかといえばそう思う
- ☐ 3. どちらともいえない
- ☐ 4. あまりそう思わない
- ☐ 5. 思わない

11. ②障害や人間の尊厳、優生思想などに対する考え方を見つめ直すことができた（感情の源泉について振り返るきっかけとなった） *

1つだけマークしてください。

- ☐ 1. とてもそう思う
- ☐ 2. どちらかといえばそう思う
- ☐ 3. どちらともいえない
- ☐ 4. あまりそう思わない
- ☐ 5. 思わない

12. ③自分が行う支援や仕事に対する価値観・姿勢を振り返ることができた（新たな価値観を養うことができた） *

1つだけマークしてください。

- ☐ 1. とてもそう思う
- ☐ 2. どちらかといえばそう思う
- ☐ 3. どちらともいえない
- ☐ 4. あまりそう思わない
- ☐ 5. 思わない

13. ④他者との対話を通じて新たな気づきや共感を得ることができた（価値観を共有することの大切さを学んだ） *

1つだけマークしてください。

- ☐ 1. とてもそう思う
- ☐ 2. どちらかといえばそう思う
- ☐ 3. どちらともいえない
- ☐ 4. あまりそう思わない
- ☐ 5. 思わない

14。 ⑤自分の思いや経験を言葉にして伝える力が高まった（新たな語彙力を身につけることができた）*

1つだけマークしてください。

- ☐ 1. とてもそう思う
- ☐ 2. どちらかといえばそう思う
- ☐ 3. どちらともいえない
- ☐ 4. あまりそう思わない
- ☐ 5. 思わない

15。 ⑥「語り部」として活動する意欲が高まった*

1つだけマークしてください。

- ☐ 1. とてもそう思う
- ☐ 2. どちらかといえばそう思う
- ☐ 3. どちらともいえない
- ☐ 4. あまりそう思わない
- ☐ 5. 思わない

16。 ⑥「語り部」として活動する意欲が高まった*

1つだけマークしてください。

- ☐ 1. とてもそう思う
- ☐ 2. どちらかといえばそう思う
- ☐ 3. どちらともいえない
- ☐ 4. あまりそう思わない
- ☐ 5. 思わない

17。 ⑦「語り部」として活動する自信が高まった*

1つだけマークしてください。

- ☐ 1. とてもそう思う
- ☐ 2. どちらかといえばそう思う
- ☐ 3. どちらともいえない
- ☐ 4. あまりそう思わない
- ☐ 5. 思わない

18。 ⑧研修で得た学びを、職場内での啓発活動や日々の実践に活かすことができている *

1 つだけマークしてください。

- ☐ 1. とてもそう思う
- ☐ 2. どちらかといえばそう思う
- ☐ 3. どちらともいえない
- ☐ 4. あまりそう思わない
- ☐ 5. 思わない

19。 ⑨研修で得た学びを、地域での啓発活動や障害者理解の促進に活かすことができている *

1 つだけマークしてください。

- ☐ 1. とてもそう思う
- ☐ 2. どちらかといえばそう思う
- ☐ 3. どちらともいえない
- ☐ 4. あまりそう思わない
- ☐ 5. 思わない

20。 ⑩他の参加者との交流により、新たな仲間づくりにつながった *

1 つだけマークしてください。

- ☐ 1. とてもそう思う
- ☐ 2. どちらかといえばそう思う
- ☐ 3. どちらともいえない
- ☐ 4. あまりそう思わない
- ☐ 5. 思わない

21。 問11 あなた自身の今後の共生社会フォーラムへの参加意向について、該当するものをお選びください。 *

1 つだけマークしてください。

- ☐ 1. ぜひ参加したい 質問23 にスキップします
- ☐ 2. どちらかといえば参加したい 質問23 にスキップします
- ☐ 3. どちらともいえない 質問22 にスキップします
- ☐ 4. あまり参加したくない 質問22 にスキップします
- ☐ 5. 参加したくない 質問7 にスキップします

問11で [3]・[4]・[5] を回答した方にお聞きます。

22. 問1 1 ② 問11の回答内容に対し、あなたがそう感じる主な理由について、該当するものをすべてお選びください。 *

当てはまるものをすべて選択してください。

- ☐ 1. 業務が忙しくて参加が難しい
- ☐ 2. 日程や場所が都合に合わない
- ☐ 3. 参加に掛かる金銭的負担が大きい
- ☐ 4. 既に参加したので法人内の他の人に参加してほしい
- ☐ 5. フォーラムの意義を十分に感じられない
- ☐ 6. 内容が自分に合っていない
- ☐ 7. フォーラム以外にも学びや出会いの機会がある
- ☐ 8. いつどこで開催されるのか知らない
- ☐ その他: _____

3. 語り部としての活動実績

23. 問1 2 あなたの語り部としての活動の有無について、該当するものをお選びください。 *

1 つだけマークしてください。

- ☐ 1. ある 質問 24 にスキップします
- ☐ 2. ない 質問 29 にスキップします

問1 2で「ある」と回答した方にお聞きします。

24. 問1 3 あなたが語り部として最も活動の多かった1年間の活動頻度について、該当するものをお選びください。 *

1 つだけマークしてください。

- ☐ 1. 月1回以上（日々の業務の中での実践含む）
- ☐ 2. 年1～2回程度
- ☐ 3. 年3～5回程度
- ☐ 4. 年1回未満
- ☐ 5. 不定期（依頼があった時のみ）
- ☐ その他: _____

25. 問1 4 あなたがこれまでにどのような場で語り部として活動したか、該当するものをすべてお選びください。 *

当てはまるものをすべて選択してください。

- ☐ 1. 職場内の研修等（過去の職場も含む）
- ☐ 2. 他の施設・事業所の職場内の研修等
- ☐ 3. 行政主催の研修・イベント等
- ☐ 4. 社会福祉協議会が主催する研修・イベント等
- ☐ 5. 福祉団体（社協以外）が主催する研修・イベント等
- ☐ 6. 一般企業・団体が主催する研修・イベント等
- ☐ 7. 教育機関が主催する研修・イベント等
- ☐ 8. 地域住民組織が主催する研修・イベント等
- ☐ 9. 自らが主催する研修・イベント等（上記1・2以外）
- ☐ その他: _____

- 26。 問15 あなたが今後も語り部として活動する場として、どのような場が考えられるか、該当するものをすべてお選びください。*

当てはまるものをすべて選択してください。

- ☐ 1. 職場内の研修
- ☐ 2. 職場外の障害福祉サービス職員を対象にした研修
- ☐ 3. 小学校の福祉教育の授業
- ☐ 4. 中学校の福祉教育の授業
- ☐ 5. 大学の授業のゲストスピーカー
- ☐ 6. 民生委員・児童委員の研修
- ☐ 7. 地域住民を対象にした研修
- ☐ 8. 企業の社員研修
- ☐ 9. 行政職員の研修
- ☐ 10. 学校の教職員の研修
- ☐ 11. 具体的には考えられない
- ☐ その他: _____

- 27。 問16 あなた自身が語り部活動をする上で感じている成果について、該当するものをすべてお選びください。*

当てはまるものをすべて選択してください。

- ☐ 1. 障害のある人への理解を広める手応えを感じた
- ☐ 2. 自身の考えや経験を言語化することで、自分自身の理解が深まった
- ☐ 3. 参加者から前向きな反応や感想をもらった
- ☐ 4. 福祉教育や地域啓発活動に貢献できたと感じた
- ☐ 5. 自信や自己肯定感が高まった
- ☐ 6. 現在の仕事に良い影響があった（自分の役割等の確立など）
- ☐ 7. 活動を通じて仲間や支援者とのつながりが増えた
- ☐ その他: _____

- 28。 問17 あなた自身が語り部活動をする上で感じている課題について、該当する主なものを5つまでお選びください。*

当てはまるものをすべて選択してください。

- ☐ 1. 活動内容の企画が難しい
- ☐ 2. 話すテーマの整理・構成が難しい
- ☐ 3. 自分の体験をどう伝えるか迷う
- ☐ 4. 対話を深めるファシリテーションに課題を感じる
- ☐ 5. 活動時間の確保が難しい
- ☐ 6. 職場の理解・支援が得にくい
- ☐ 7. 地域の理解・支援が得にくい
- ☐ 8. 参加者に対して研修の意図が伝わりづらい
- ☐ 9. 研修受講から時間が経過すると、活動する意欲や自身が低下してしまう
- ☐ 10. 一緒に活動する仲間がいない
- ☐ その他: _____

質問30 にスキップします

問12で「ない」と回答した方にお聞きます。

29. 問18 あなた自身が語り部として活動しない主な理由について、該当する主なものを5つまでお選びください。*

当てはまるものをすべて選択してください。

- ☐ 1. 「語り部」として活動する自信が持てていない
- ☐ 2. 活動する機会がない
- ☐ 3. どのように活動すればよいかわからない
- ☐ 4. 職場の理解・支援が得にくい
- ☐ 5. 地域の理解・支援が得にくい
- ☐ 6. 時間的な制約がある
- ☐ 7. 業務的な制約がある
- ☐ 8. 研修受講から時間が経過すると、活動する意欲や自身が低下してしまう
- ☐ 9. 一緒に活動する仲間がいない

すべての方にお聞きます。

30. 問19 あなたは今後も語り部としての活動を続けたい（やってみたい）と思いますか。該当するものをお選びください。*

1つだけマークしてください。

- ☐ 1. ぜひ続けたい（やってみたい）
- ☐ 2. どちらかといえば続けたい（やってみたい）
- ☐ 3. どちらともいえない
- ☐ 4. あまり続けたい（やってみたい）と思わない
- ☐ 5. まったく続けたい（やってみたい）と思わない

31. 問20 あなたが今後、語り部として活動する上で必要と感じる支援策について、該当する主なものを3つまでお答えください。

当てはまるものをすべて選択してください。

- ☐ 1. 活動の場や機会の提供
- ☐ 2. 継続的なフォローアップ研修の実施
- ☐ 3. 教材・マニュアル（活動する上でのモデルプラン）の提供
- ☐ 4. 語り部の認証制度の創設
- ☐ 5. 他の語り部との交流の場（ネットワークづくり）の創出
- ☐ 6. 企画や活動をサポートするアドバイザー派遣制度の創設
- ☐ その他: _____

4. 共生社会の実現に向けて

32. 問21 あなたは「共生社会の理念や福祉の根源的な思想への理解」に「語り部活動」はどのくらい役立つと思いますか。該当するものをお選びください。*

1つだけマークしてください。

- ☐ 1. かなり役立つ
- ☐ 2. どちらかといえば役立つ
- ☐ 3. どちらともいえない
- ☐ 4. あまり役立たない
- ☐ 5. 役立たない

33. 問22 あなたは「障害や人間の尊厳、優生思想などに対する考え方を見つめ直す」ために「語り部活動」はどのくらい役立*
つと思いますか。該当するものをお選びください。

1つだけマークしてください。

- ☐ 1. かなり役立つ
- ☐ 2. どちらかといえば役立つ
- ☐ 3. どちらともいえない
- ☐ 4. あまり役立たない
- ☐ 5. 役立たない

34. 問23 あなたが「共生社会の理念や福祉の根源的な思想」を理解したり、「障害や人間の尊厳、優生思想などに対する考え*
方を見つめ直したり」するために有効だと思う活動や方法について、該当する主なものを5つまでお選びください。

当てはまるものをすべて選択してください。

- ☐ 1. 当事者との交流（対話・ワークショップなど）
- ☐ 2. 当事者による体験談の共有 当事者疑似体験
- ☐ 3. 先進事例の紹介（国内外の実践や取り組み）
- ☐ 4. 映像・映画・演劇などの視聴と振り返り
- ☐ 5. 歴史や制度に関する学習（優生思想・障害者運動など）
- ☐ 6. 障害と福祉に関する講義や研修
- ☐ 7. 哲学・倫理・人権などの視点からの学習
- ☐ 8. 本や記事の読書会・学習会
- ☐ 9. 福祉施設や現場の見学
- ☐ 10. 専門家や研究者による講演
- ☐ 11. 他の専門職との対話・協働の場
- ☐ 12. 地域住民との対話・協働の場
- ☐ その他: _____

35. 問24 共生社会フォーラムや語り部活動等に対するアイデアや課題、国への要望などについてご自由にご記入ください。

5. ヒアリング協力に対するご意向

アンケート結果を踏まえ、今年度中に対面（訪問）またはオンラインによるヒアリング調査（60分程度）を予定しています。
ご協力いただける方はご氏名・ご連絡先・勤務先情報をご記入ください。

36. ①ご氏名

37. ②日中連絡が可能な電話番号

38. ③メールアドレス

39。 ④勤務先の機関名

40。 ⑤勤務先の所在地（都道府県・市町村名のみ）

41。 ⑥協力するにあたっての特記事項

このコンテンツは Google が作成または承認したものではありません。

Google フォーム

第 3 部

障害者の結婚・出産・子育て等の意識啓発の方法

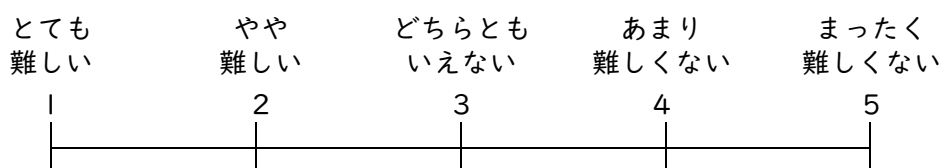
講師研修（1月27日開催）を受講される方への事前アンケート

○本アンケートは事前に回答のうえ、研修当日にお持ちいただきますようお願いいたします。

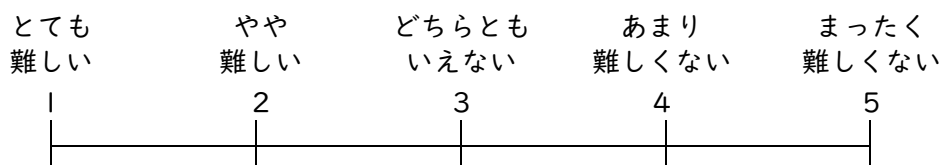
（1）障害福祉分野の経験年数について、あてはまるものを1つ選択してください。

- | | | |
|---------------|-------------|--------------|
| 1. 1年未満 | 2. 1年以上5年未満 | 3. 5年以上15年未満 |
| 4. 15年以上30年未満 | 5. 30年以上 | |

（2）あなたは、知的障がいのある利用者が結婚を希望すること、実現することに対し支援を行うことが難しいと感じますか。5段階のうち、あてはまる数字1つに○をしてください。



（3）あなたは、知的障がいのある利用者が、出産や子育てを希望すること、実現することに対し支援を行うことが難しいと感じますか。5段階のうち、あてはまる数字1つに○をしてください。



（4）知的障がいのある利用者が結婚・出産・子育ての希望を考えること・実現することに関し、支援が難しいと感じることや、支援にあたり不安を感じることにについて、具体的に教えてください。

（活用できるサービスがない、家族が結婚に反対する、トラブルに巻き込まれる不安があるなど）

（裏面へ続く）

(5) あなたはこれまでに、知的障がいのある利用者に対し、性教育を実施したことはありますか。

1. ある 2. ない

①「1. ある」を回答した場合

1) 実施した内容について、あてはまるものをすべて選択してください。

1. 人と人との適切な距離感について
2. プライベートゾーンについて
3. 生理について
4. 避妊の重要性や方法について
5. セックスについて
6. マスターベーションの方法や気を付けるべきことについて
7. 射精、精通、夢精について
8. 性感染症について
9. ジェンダーやセクシュアリティについて
10. その他（

2) 実施における課題や困りごとについて教えてください。

--

②「2. ない」を回答した場合

1) 実施していない理由として、あてはまるものをすべて選択してください。

1. どのような内容で実施すれば良いかわからない
2. どのような方法で実施すれば良いかわからない
3. 実施するタイミングや機会がない
4. 性教育を実施することに抵抗感がある
5. その他（ ）

2) 実施する場合に、課題となると思うことについて具体的に教えてください。

[illegible]

アンケートは以上で終了です。ご協力ありがとうございます。

本アンケートは1月27日の研修にお持ちください。

講師研修（1月27日開催）を受講された方への事後アンケート

○本アンケートは研修終了後に回答のうえ、試行研修当日（2/8）にお持ちいただきますようお願いいたします。

- （1）研修の内容を理解することができましたか。理解度について5段階形式で、あてはまる数字1つに○をしてください。

まったく できなかった	2	3	4	5 よく できた

- （2）印象に残ったことや参考になったことについて、具体的に教えてください。

--

（裏面へ続く）

(3) 研修を受けて「性教育」に対するイメージは変わりましたか。イメージが変わった場合は、どのように変わったのか教えてください。

1. はい

2. いいえ

(「1. はい」を回答した場合) イメージがどのように変わったのか教えてください。

(4) 性教育について学ぶには、どのような情報や機会があると良いですか。具体的に教えてください。

アンケートは以上で終了です。ご協力ありがとうございます。

本アンケートは2月8日の研修にお持ちください。

(資22)

試行研修（2月8日開催）後の支援者向けアンケート

○本アンケートは研修終了後の閉会の時間で回答いただきますようお願いいたします。

- （1）あなたは、知的障がいのある利用者が結婚を希望すること、実現することに対し支援を行うことが難しいと感じますか。5段階のうち、あてはまる数字1つに○をしてください。

とても 難しい	やや 難しい	どちらとも いえない	あまり 難しくない	まったく 難しくない
1	2	3	4	5

- （2）あなたは、知的障がいのある利用者が、出産や子育てを希望すること、実現することに対し支援を行うことが難しいと感じますか。5段階のうち、あてはまる数字1つに○をしてください。

とても 難しい	やや 難しい	どちらとも いえない	あまり 難しくない	まったく 難しくない
1	2	3	4	5

- （3）今日の研修を通じて、気が付いたことや思ったこと、感じたことについて、具体的に教えてください。

（裏面へ続く）

(4) 今後、事業所や地域で、知的障がいのある利用者等に対し、包括的性教育を実施できそうだと思いますか。

1. 思う

2. 思わない

① (「1. 思う」を回答した場合) 実施できそうなことと、その際に課題になると思うことや必要な取組等について具体的に教えてください。

【場面、ツール、対象者なども含め、具体的に教えてください】

【実施にあたって課題になると思うことや必要な取組等について、具体的に教えてください】

(5) 普段の支援の中でできそうだったことはありますか。具体的に回答してください。

アンケートは以上で終了です。ご協力ありがとうございます。

事務局に提出してください。

(資24)

はじめのアンケート

○あてはまるものに☑をしてください。

(1) あなたの性別は？

☐ 男性

☐ 女性

☐ こたえたくない

(2) あなたのいまの気持ちをおしえてください。



①あなたには、好きな人がいますか？

☐ いる

☐ いない

☐ こたえたくない

【「いない」をえらんだ人だけこたえてください】
好きな人がほしいですか？

☐ ほしい

☐ ほしくない

☐ わからない・かんがえ中

【「ほしい」をえらんだ人だけこたえてください】
どのくらい、好きな人がほしいですか？

☐ ぜったいほしい

☐ ほしい

☐ できればほしい

②あなたは、好きな人とお付き合いしたいですか？



☐ したい 😄

☐ したくない 😞

☐ わからない・かんがえ中 🤔

→【「したい」をえらんだ人だけこたえてください】

どのくらい、好きな人とお付き合いしたいですか？

☐ ぜったいしたい 😍

☐ したい 😄

☐ できればしたい 😊

③あなたは、結婚したいですか？



☐ したい 😄

☐ したくない 😞

☐ わからない・かんがえ中 🤔

→【「したい」をえらんだ人だけこたえてください】

どのくらい、結婚したいですか？

☐ ぜったいしたい 😍

☐ したい 😄

☐ できればしたい 😊

④あなたは、^{じぶん こ}自分の子どもがほしいですか？



☐ ほしい 😄

☐ ほしくない 😞

☐ わからない・かんがえ ^{ちゅう}中 😟

➡【「ほしい」をえらんだ人だけこたえてください】

どのくらい、^{じぶん こ}自分の子どもがほしいですか？

☐ ぜったいほしい 😍

☐ ほしい 😄

☐ できればほしい 😊

⑤あなたは、^こ子どもを ^{そだ}育てたいですか？



☐ ^{そだ}育てたい 😄

☐ ^{そだ}育てたくない 😞

☐ わからない・かんがえ ^{ちゅう}中 😟

➡【「^{そだ}育てたい」をえらんだ人だけこたえてください】

どのくらい、子どもを ^{そだ}育てたいですか？

☐ ぜったい ^{そだ}育てたい 😍

☐ ^{そだ}育てたい 😄

☐ できれば ^{そだ}育てたい 😊



(3) あなたのいまの^{きも}気持ちやこれからしたいと^{おも}思うことについて、
^{かぞく}家族や^{しえんしゃ}支援者^{はな}に^{おも}話したいと^{おも}いますか？

☐ ^{はな}話したい 😊

☐ ^{はな}話したくない 😞

☐ わからない・かんがえ^{ちゅう}中 😟

<これで、はじめのアンケートはおわりです>

終わりのアンケート

○あてはまるものに☑をしてください。

(1) 今日の^{きょう}研^{けん}修^{しゅう}はどうでしたか。(あてはまるものはいくつでも☑をしてください)

☐ よかった 😄

☐ わかりやすかった 😊

☐ たのしかった 😄

☐ わるかった 😞

☐ むずかしかった 😞

☐ つまらなかった 😞

(2) あなたのいまの^{きも}気持ちをおしえてください。

① あなたには、^す好きな^{ひと}人がいますか？



☐ いる

☐ いない

☐ こたえたくない

【「いない」をえらんだ^{ひと}人だけこたえてください】
^す好きな^{ひと}人がほしいですか？

☐ ほしい 😄

☐ ほしくない 😞

☐ わからない・かんがえ^{ちゅう}中 😞

【「ほしい」をえらんだ^{ひと}人だけこたえてください】
どのくらい、^す好きな^{ひと}人がほしいですか？

☐ ぜったいほしい 😍

☐ ほしい 😄

☐ できればほしい 😊

②あなたは、好きな人とお付き合いしたいですか？



☐ したい 😄

☐ したくない 😞

☐ わからない・かんがえ中 🤔

→【「したい」をえらんだ人だけこたえてください】

どのくらい、好きな人とお付き合いしたいですか？

☐ ぜったいしたい 😍

☐ したい 😄

☐ できればしたい 😊

③あなたは、結婚したいですか？



☐ したい 😄

☐ したくない 😞

☐ わからない・かんがえ中 🤔

→【「したい」をえらんだ人だけこたえてください】

どのくらい、結婚したいですか？

☐ ぜったいしたい 😍

☐ したい 😄

☐ できればしたい 😊

④あなたは、^{じぶん こ}自分の子どもがほしいですか？



☐ ^{ほしい}ほしい 😄 ☐ ^{ほしくない}ほしくない 😞 ☐ ^{わからない・かんがえ 中}わからない・かんがえ 中 🤔

➡【「ほしい」をえらんだ人だけこたえてください】

どのくらい、^{じぶん こ}自分の子どもがほしいですか？

☐ ^{ぜったいほしい}ぜったいほしい 💕 ☐ ^{ほしい}ほしい 😄 ☐ ^{できればほしい}できればほしい 😊

⑤あなたは、^{こ そだ}子どもを育てたいですか？



☐ ^{そだ}育てたい 😄 ☐ ^{そだ}育てたくない 😞 ☐ ^{わからない・かんがえ 中}わからない・かんがえ 中 🤔

➡【「育てたい」をえらんだ人だけこたえてください】

どのくらい、子どもを^{そだ}育てたいですか？

☐ ^{ぜったいそだ}ぜったい育てたい 💕 ☐ ^{そだ}育てたい 😄 ☐ ^{できればそだ}できれば育てたい 😊



(3) あなたのいまの^{きも}気持ちやこれからしたいと思^{おも}うことについて、
かぞく しえんしゃ はな おも
家族や支援者に話したいと思いますか？

☐ はな
話したい 😄

☐ はな
話したくない 😞

☐ わからない・かんがえ ちゅう 中 😟

(4) 今日の研^{きょう}修^{けんしゅう}をまた受^うけたいと思いますか？

☐ う
受けたい 😄

☐ う
受けたくない 😞

☐ わからない・かんがえ ちゅう 中 😟

<これで、おわりのアンケートはおわりです>

令和7年度障害者総合福祉推進事業「共生社会に関する基本理念等の普及啓発に関する調査研究」
障害者の結婚・出産・子育て等の意識啓発に関するワーキンググループ
障害者及び家族、支援者に対する意識啓発の試行研修

試行研修（2月8日開催）を受講されるご家族

はじめのアンケート

○本アンケートは、研修開始後の開会の時間で回答いただきますようお願いいたします。

（1）障がいのあるお子さん（ご本人）の性別を教えてください。

1. 男性 2. 女性

（2）あなたはこれまでに、ご本人と結婚・出産・子育てについて、話をしたことがありますか。

1. ある 2. ない

①（「1. ある」場合）ご本人とどんな話をしましたか。具体的に教えてください。

--

（3）ご本人は、結婚すること、出産・子育てをすることを希望していますか。

項目	選択肢		
結婚すること	1. 希望している	2. 希望していない	3. わからない
出産・子育てすること	1. 希望している	2. 希望していない	3. わからない

(5) あなたは、ご本人が結婚の希望について考えること、希望すること、実現することを応援できますか。5段階のうち、あてはまる数字1つに○をしてください。

まったく 応援できない		どちらとも いえない		積極的に 応援できる
1	2	3	4	5

(6) あなたは、ご本人が、出産や子育ての希望について考えること、希望すること、実現することを応援できますか。5段階のうち、あてはまる数字1つに○をしてください。

まったく 応援できない		どちらとも いえない		積極的に 応援できる
1	2	3	4	5

(7) ご本人が結婚・出産・子育ての希望について考えること、希望すること、実現することに関して、教えてください。

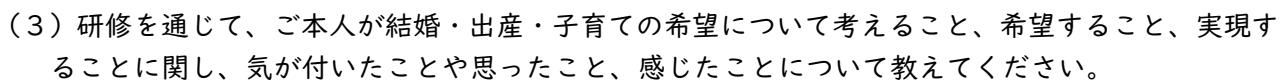
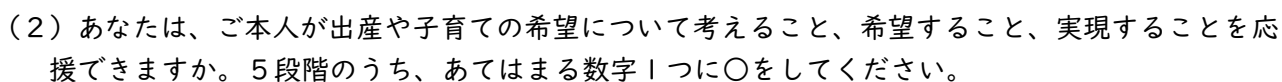
①あなたはどんな応援ができると思いますか。具体的に回答してください。

②あなたが不安に感じることはありますか。具体的に回答してください。

<はじめのアンケートはこれで終了です>

終わりのアンケート

(1) あなたは、ご本人が結婚の希望について考えること、希望すること、実現することを応援できますか。5段階のうち、あてはまる数字1つに○をしてください。



--	--

(4) 今日の研修の中で参考になったことについて、教えてください。

(5) 研修で配布した資料のうち、参考になったものや活用したいと思ったものはありますか。あてはまるものをすべて選択してください。また、参考になった内容や活用できそうだと思うことについて、教えてください。

1. ハンドブック	2. 支援の手引き
3. 取組事例集	4. 資料集
(参考になった内容や活用できそうだと思うこと)	

(6) 知的障害者の結婚・出産・子育てについて、どんな情報発信や研修等があれば良いと思いますか。自由に記載してください。

＜おわりのアンケートはこれで終了です。ありがとうございました。＞

令和 7 年度 厚生労働省障害者総合福祉推進事業
共生社会に関する基本理念等の普及啓発に関する調査研究
事業報告書

令和 8 年 3 月
発 行 一般社団法人北海道総合研究調査会

〒060-0004 札幌市中央区北 4 条西 6 丁目 1-1 毎日札幌会館 3 階
TEL : 011-222-3669 FAX : 011-222-4105
(東京事務所)
〒105-0003 東京都港区新橋 6 丁目 20-1 ル・グラシエル BLDG. 1 5 階
TEL : 03-5472-7337 FAX : 03-5472-8330